

第5次 那覇市総合計画

令和3年度 経営改革に関する取組 達成状況

令和5年1月
那 覇 市

目 次

体系図	- 1 -
1 令和3年度経営改革に関する取組達成状況	- 2 -
2 令和3年度経営改革に関する取組の未達成一覧	- 3 -
3 政策別達成状況	- 7 -
4 施策別達成状況	- 8 -
5 部署別達成状況	- 10 -
6 経営改革に関する取組一覧	- 12 -

体系図

[目次へ](#)

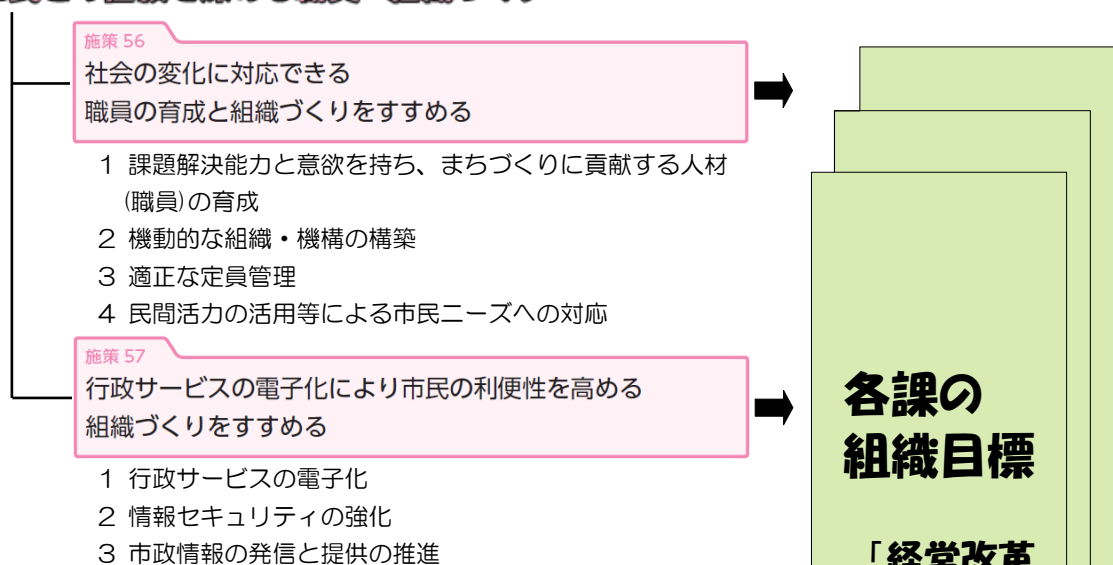
本市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に各課の組織目標を紐づけ、さらに、組織目標において「経営改革に関する取組」を位置付け、総合計画、組織目標及び経営改革に関する取組を一元的に運用・進捗管理を行うことで、行政運営の効率化を図っています。

総合計画の施策 56～59 に、経営改革に関する取組を紐づけています。

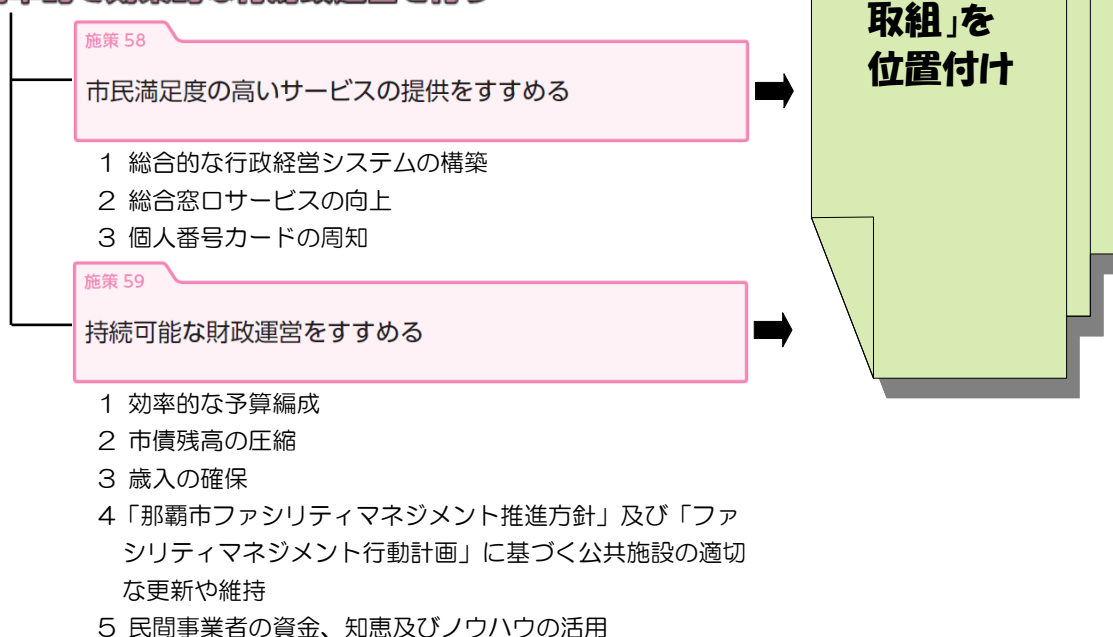
第5次那覇市総合計画

政策

市民との信頼を深める職員・組織づくり



効率的で効果的な行財政運営を行う

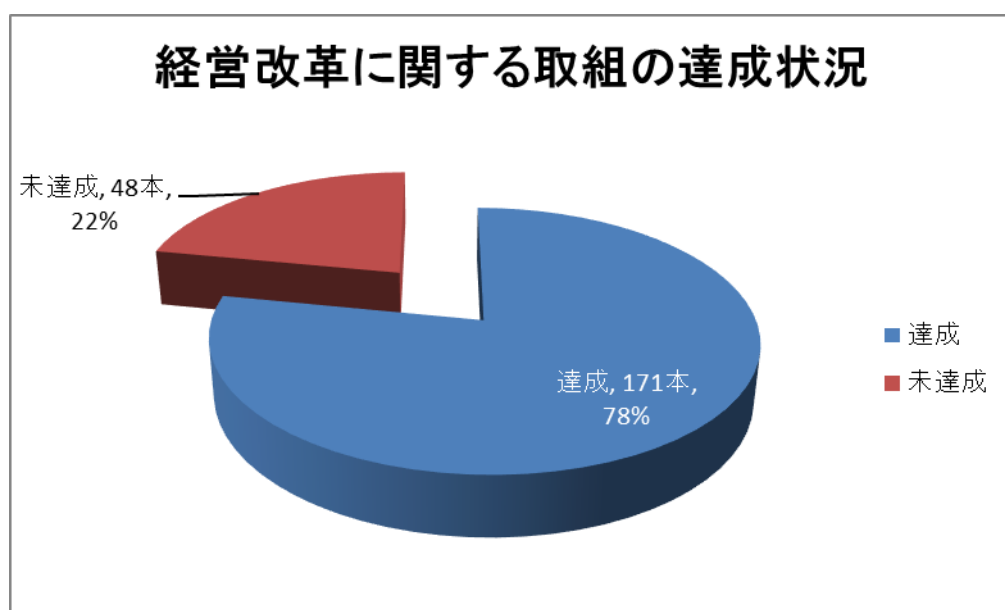


1 令和3年度経営改革に関する取組達成状況

[目次へ](#)

令和3年度の経営改革に関する取組 219 本のうち、目標達成が 171 本、未達成が 48 本で、達成率は 78%となりました。

未達成の要因は、内部的な要因が 14 件、外部的な要因が 34 件と分類されています。内部要因では、「人的要因」等、外部要因では、「予測できない事態の発生」等が理由となっています。



	取組本数	割合
達成	171 本	78%
未達成	48 本	22%
内部要因	14 本	29%
外部要因	34 本	71%
合計	219 本	100%

2 令和3年度経営改革に関する取組の未達成一覧 [目次へ](#)

(未達成)

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
1	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	総務部 秘書広報課	国際親善名誉市民の顕彰
2			総務部 平和交流・男女参画課	「那覇軍港跡地利用計画(素案)」の作成
3			総務部 人事課	人材育成の推進
4			総務部 法制契約課	全庁職員に向けた特定個人情報の取扱いに関する手引きの方向性の検討
5			福祉部 福祉政策課	重層的支援体制整備事業の方向性の決定
6			福祉部 保護管理課	(職員育成)職員の人材育成と組織体制の強化
7			福祉部 保護第一課	(職員育成)職員の人材育成と組織体制の強化
8			福祉部 保護第二課	(職員育成)職員の人材育成と組織体制の強化
9			福祉部 保護第三課	(職員育成)職員の人材育成と組織体制の強化
10			健康部 地域保健課	那覇市自殺予防対策の推進
11			こどもみらい部 子育て応援課	コロナ禍における要支援世帯への支援の充実
12			こどもみらい部 こども教育保育課	新型コロナウイルス感染症対策(就学前教育・保育の量の確保と質の向上)
13			こどもみらい部 こども教育保育課	就学前教育・保育施設におけるインクルーシブ教育・保育の推進
14			こどもみらい部 こども教育保育課	樋川みらいこども園の公私連携型移行
15			こどもみらい部 こども教育保育課	地域子育て支援拠点の再編・強化
16			こどもみらい部 こども教育保育課	新型コロナウイルス感染症対策(こども発達支援センターにおける発達支援の実施)

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
17	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	総務部 総務課	「文書事務の手引き」の改訂
18	効率的で効果的な行財政運営を行う	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	総務部 秘書広報課	市政情報の発信と提供の推進(すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する)
19			総務部 防災危機管理課	那覇市備蓄計画の策定
20			総務部 防災危機管理課	那覇市地域防災計画の改正
21			総務部 防災危機管理課	市内避難所(121ヵ所)への標識設置への取り組み
22			企画財務部 企画調整課	(仮称)新真和志支所複合施設の建設
23			企画財務部 情報政策課	オープンデータ公開拡充及び利活用推進に向けた取組み
24			市民文化部 市民生活安全課	交通事故防止運動の推進
25			市民文化部ハイサイ市民課	【本庁】マイナンバーカードの申請件数を上げ、適正・迅速な交付に努める
26			経済観光部 なはまち振興課	第一牧志公設市場再整備
27			環境部 クリーン推進課	資源化物拠点回収の継続
28			福祉部 福祉政策課	社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査の実施
29			福祉部 保護第一課	訪問活動の確実な実施
30			福祉部 保護第二課	訪問活動の確実な実施
31			福祉部 保護第三課	訪問活動の確実な実施

No.	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
32	効率的で効果的な行財政運営を行う	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	健康部 健康増進課	乳幼児期から学齢期へのむし歯予防対策の実施
33			健康部 健康増進課	成人男性の風しん予防接種事業(第5期)を実施
34			健康部 地域保健課	不育症検査費用助成事業の実施
35			健康部 地域保健課	コロナ禍における乳幼児健診受診率の向上
36			健康部 地域保健課	コロナ禍における産後ケア事業の充実
37			健康部 生活衛生課	HACCP(自主衛生管理)導入に向けた事業の推進
38			健康部 生活衛生課	「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施
39			こどもみらい部 こども政策課	21-1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上 ①第2期那覇市子ども子育て支援事業計画に基づく施設整備及び利用定員等の調整 ②樋川みらいこども園の公私連携型移行 ③コロナ禍における保育士確保に向けた取組の強化。
40			まちなみ共創部 技術総務課	地籍の明確化(認証請求・取得など)
41			生涯学習部 中央公民館	2.家庭教育力の充実(乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室)
42		持続可能な財政運営をすすめる	総務部 管財課	普通財産貸付に係る賃貸料の収納率向上
43			企画財務部 財政課	統一的な基準による財務書類を作成する。(新公会計制度)
44			企画財務部 資産税課	土地に係る課税客体の適正課税の実施
45			企画財務部 納税課	債権管理条例の制定および債権管理マニュアル等の整備
46			市民文化部 文化財課	収蔵庫の確保及びあり方の検討
47			経済観光部 なはまち振興課	市場使用料および光熱水料の滞納処分・不納欠損処理要領の整備、及び実施
48			都市みらい部 道路管理課	道路照明灯のLED化

未達成となった取組の要因を、内部的なものと外部的なものに大別し、内部要因では8分類、外部要因では5分類として、次のとおり振り分けています。

令和3年度に取り組んだ結果、各課における未達成は全体で 48 件となっています。

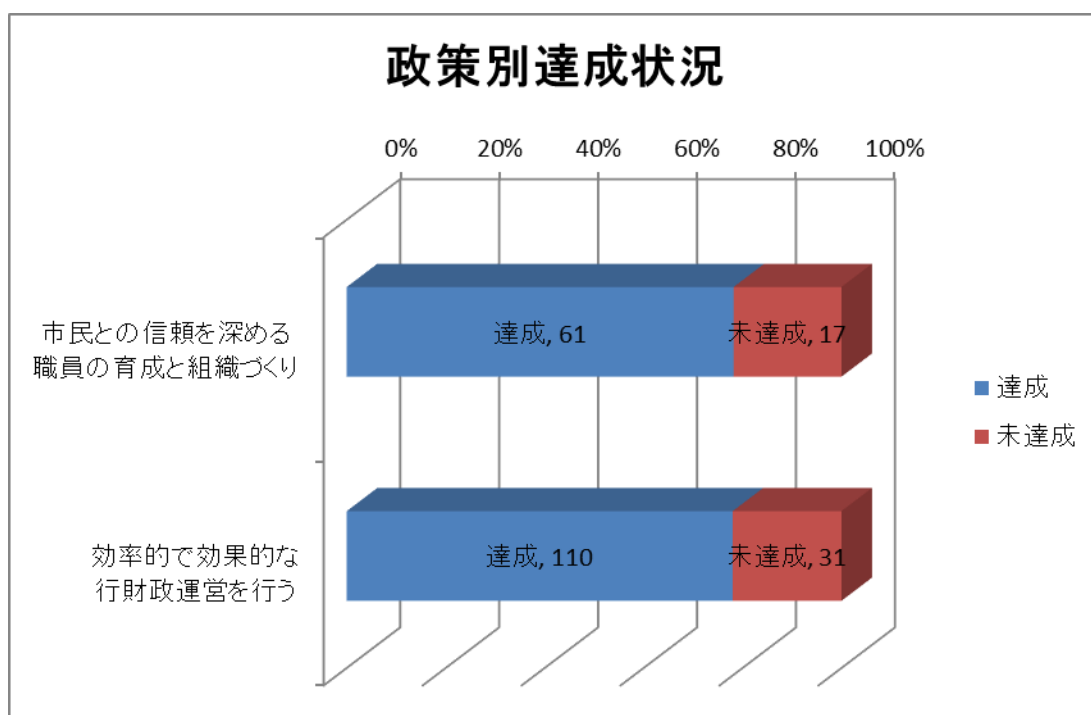
【未達成の要因】

分類		件数	
内部要因	01 取組の遅れ	0	14
	02 達成水準設定誤り	0	
	03 他事業を優先的に処理しなければならなかった	2	
	04 人的要因	5	
	05 管理・監督の問題	1	
	06 内部（他部署含めた）の調整難航	3	
	07 予測できない事態の発生	2	
	08 その他	1	
外部要因	09 外部との調整難航	1	34
	10 社会・経済状況の変化	5	
	11 委託等、契約相手先の問題	0	
	12 予測できない事態の発生	12	
	13 その他	16	
合計		48	

3 政策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「政策 22 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり」は、取組本数 78 本のうち、目標達成が 61 本、未達成が 17 本で、達成率は 78% となっています。
- (2)「政策 23 効率的で効果的な行財政運営を行う」は、取組本数 141 本のうち、目標達成が 110 本、未達成が 31 本で、達成率は 78% となっています。

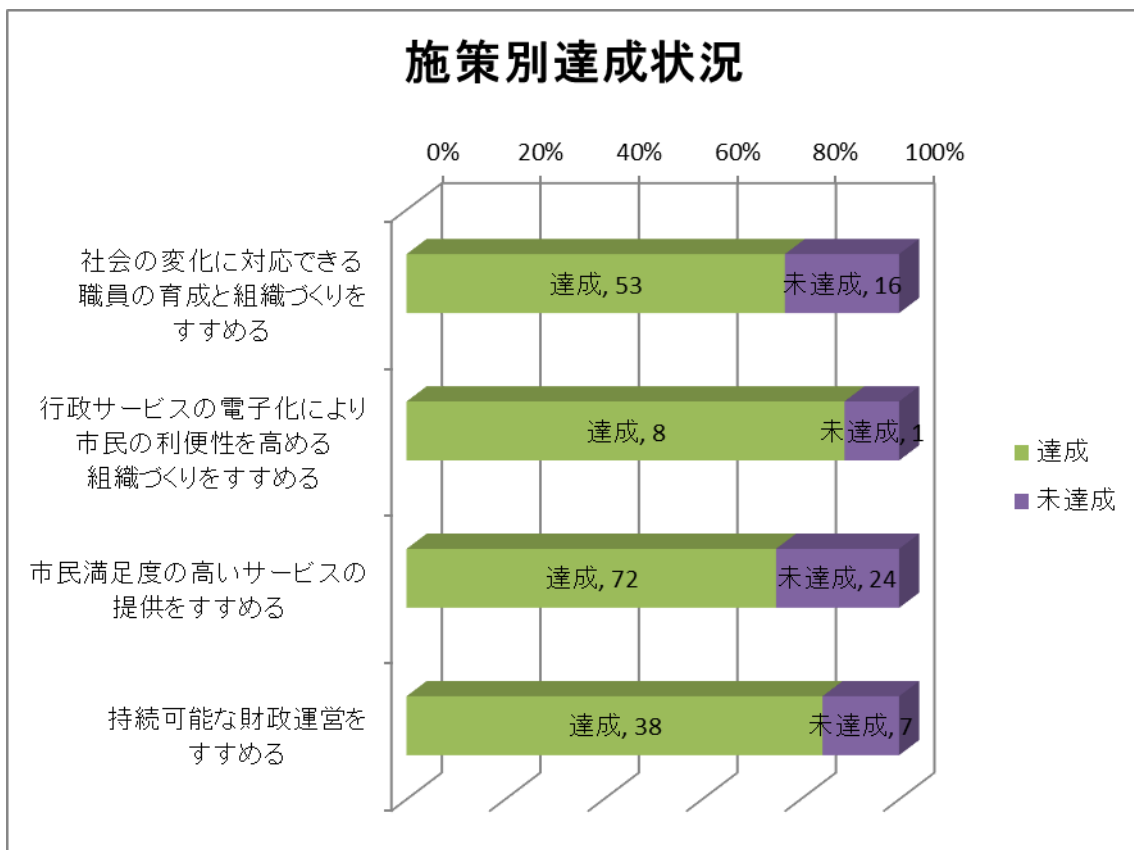


政策		目標数	達成		未達成	
			数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	78	61	78%	17	22%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	141	110	78%	31	22%
合計		219	171	78%	48	22%

4 施策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」は、取組本数 69 本のうち、目標達成が 53 本、未達成が 16 本で、達成率は 77%となっています。
- (2)「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」は、取組本数 9 本のうち、目標達成が 8 本、未達成が 1 本で、達成率は 89%となっています。
- (3)「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」は、取組本数 96 本のうち、目標達成が 72 本、未達成が 24 本で、達成率は 75%となっています。
- (4)「施策 59 持続可能な財政運営をすすめる」は、取組本数 45 本のうち、目標達成が 38 本、未達成が 7 本で、達成率は 84%となっています。



政策		施策		目標数	達成		未達成	
					数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	56	社会の変化に対応できる 職員の育成と組織づくりを すすめる	69	53	77%	16	23%
		57	行政サービスの電子化により 市民の利便性を高める 組織づくりをすすめる	9	8	89%	1	11%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	58	市民満足度の高いサービスの 提供をすすめる	96	72	75%	24	25%
		59	持続可能な財政運営を すすめる	45	38	84%	7	16%
合計				219	171	78%	48	22%

5 部署別達成状況

[目次△](#)

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
総務部	総務課	3	28	2	1	64%
	秘書広報課	5		3	2	
	平和交流・男女参画課	2		1	1	
	人事課	3		2	1	
	管財課	4		3	1	
	法制契約課	6		5	1	
	防災危機管理課	5		2	3	
企画財務部	企画調整課	12	39	11	1	87%
	財政課	5		4	1	
	情報政策課	4		3	1	
	市民税課	7		7	0	
	資産税課	5		4	1	
	納税課	6		5	1	
市民文化部	市民生活安全課	4	21	3	1	86%
	ハイサイ市民課	6		5	1	
	文化振興課	6		6	0	
	文化財課	3		2	1	
	まちづくり協働推進課	2		2	0	
経済観光部	商工農水課	2	7	2	0	71%
	なはまち振興課	2		0	2	
	観光課	3		3	0	
環境部	環境政策課	4	15	4	0	93%
	クリーン推進課	7		6	1	
	環境保全課	2		2	0	
	環境衛生課	2		2	0	
福祉部	福祉政策課	2	24	0	2	63%
	ちゃーがんじゅう課	1		1	0	
	障がい福祉課	3		3	0	
	保護管理課	3		2	1	
	保護第一課	5		3	2	
	保護第二課	5		3	2	
	保護第三課	5		3	2	
健康部	国民健康保険課	5	21	5	0	62%
	保健総務課	2		2	0	
	健康増進課	6		4	2	
	地域保健課	5		1	4	
	生活衛生課	3		1	2	
こどもみらい部	こども政策課	2	17	1	1	59%
	こどもみらい課	3		3	0	
	子育て応援課	4		3	1	
	こども教育保育課	8		3	5	

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
都市みらい部	都市計画課	4	16	4	0	94%
	道路建設課	2		2	0	
	道路管理課	3		2	1	
	花とみどり課	4		4	0	
	公園管理課	3		3	0	
まちなみ共創部	まちなみ整備課	3	18	3	0	94%
	建築工事課	2		2	0	
	市営住宅課	4		4	0	
	建築指導課	4		4	0	
	技術総務課	5		4	1	
出納室	出納室	3	3	3	0	100%
消防局	救急課	2	4	2	0	100%
	警防課	2		2	0	
生涯学習部	総務課	1	2	1	0	50%
	中央公民館	1		0	1	
学校教育部	教育研究所	1	4	1	0	100%
	教育相談課	3		3	0	
合計		219	219	171	48	78%

6 経営改革に関する取組一覧

[目次へ](#)

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 総務課	1	57	「申請書等の押印見直し方針」に基づく取組の実施	見直し状況についてとりまとめ、市 HP で公表する。	・「見直し方針」を全庁に周知し、各課にて見直しの可否について検討し、報告を受ける。（4月） ・「見直し方針」の進捗状況の確認を行う。（随時） ・全庁の見直し状況を取りまとめ、市 HP で公表する。（年度内）	達成	・4月：「見直し方針」に基づく各課の検討状況について調査を実施。 ・5月～12月：各課からの報告内容について精査。 ・1月～3月：2回目の調査及び取りまとめ。 ・3月：調査結果について公表予定。 ・「見直し方針」の周知と、継続した押印見直しを各課へ求める。
総務部 総務課	2	57	「文書事務の手引き」の改訂	「文書事務の手引き」の改訂を行う。	・課内職員を中心に見直し作業を進め、必要に応じて担当課職員から意見を聴取し、改訂案を取りまとめ公表する。（年度内）	未達成	・4月～5月：担当職員らと改訂作業を実施。 ・6月～12月：保健所応援や議会対応のため作業休止 ・1月：改訂作業を再開。 ・2月中旬：担当職員の療養休暇取得、議会開会等に伴い、改訂作業を中断。 ・改訂内容の周知、活用を図る。
総務部 総務課	3	57	保存文書の整理及び削減手法の検討	保存文書の整理・削減につながる取組を実施し、地下書庫の空きスペースを維持する。	・永年文書について、保存から20年を経過した文書について、再点検する期間を設ける。（年内） ・管財課にて貸し出ししている地下書庫の鍵について、管理を総務課にて行い、文書の持ち込み等について把握する。（年内） ・電子決裁の推進について、他課との連携を図り、職員への周知を進める。（随時）	達成	・10月～12月：史料文書の移管、廃棄文書の分別・搬出・溶解処理。新たな保存文書の搬入を実施。 ・1月：書庫に放置されている保存箱や段ボール、ファイリング用品等を処分するよう各課文書主任へ依頼。 ・地下書庫鍵の管理については、職員にとっての利用し易さと書庫の適切な管理を勘案し、管財課と当課、どちらで管理した方が適切か検討する。 ・電子決裁の推進等を図り、紙文書の更なる削減を目指す。
総務部 秘書広報課	1	58	市長の重点政策課題実現のための秘書業務・広報業務における側面支援	・政策会議等を通じた市長との意思疎通による市長ニーズの確実な把握と日程の確保 ・あいさつ等、様々な場面でのPR機会の確保	・市長との意思疎通及び日程確認のため週毎の政策会議を開催 ・市長の重点施策アピールのため広報紙及びHPへ市長メッセージ掲載 ・マスコミ等が注目するような場面設定を所管部局等に提案する。	達成	・定期的に政策会議を開催（概ね週1）し、市長と意思疎通を図った。 ・広報紙やHP、SNSを活用し市長メッセージを発信するほか、市長動画メッセージも積極的に公開した。特にコロナ禍の中、市民に向けた注意喚起を様々な媒体（上記のほか、記者会見や防災無線など）により行い、市長の考えや想いを届けた。 ・引き続き、市長との定期的な意思疎通を図り、時宜を得た情報発信に努める。 ・広報紙、HP、SNSを積極的に活用し、市長の政策等をわかりやすく市民に伝える。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 秘書広報課	2	56	市制施行 100 周年記念事業（秘書広報課関係）の開催（100 歳誕生日セレモニー及び市政功労者表彰、100 周年特別表彰）	・コロナ禍における収容人数の上限の集客 ・円滑な式典運営	・招待者リストの整備 ・式典にふさわしい舞台内容の設定 ・広報紙等媒体による周知の徹底	達成	・5月20日の「誕生日セレモニー」については、1 階ロビーで簡素化して実施。「市政功労者、100 周年特別表彰」については、11 月 2 日には一と大劇場で、収容人数の半数を上限に開催。 ・なは一とでの式典は、初めての会場で慣れない部分もあったが、概ね円滑に式典運営ができた。 ・次年度は通常の表彰式典に戻るが、5 月 20 日開催のため、今年度から準備を進め、円滑な式典運営に努める。
総務部 秘書広報課	3	56	那覇市名誉市民の顕彰	・那覇市議会から顕彰することを求める決議があった故・鎌倉芳太郎氏について、顕彰時期を確定させる。	・総務常任委員会委員長をはじめ、関係者と意見交換等を行う ・市民への知名度向上、顕彰の機運醸成に向けた取り組みを実施する	達成	・関係者と意見交換を行い、現在進められている首里城再復元にタイミングを合わせながら、顕彰していく事を確認。 ・知名度向上の取り組みとしては、市民の友 10 月号で特集記事を掲載したほか、令和 4 年 3 月に市歴史博物館において、企画展を開催した。 ・次年度においても、故・鎌倉芳太郎氏の知名度向上、顕彰の機運醸成に向けた取り組みを実施する。
総務部 秘書広報課	4	56	国際親善名誉市民の顕彰	・海外の姉妹友好都市市長が市制 100 周年で来沖される際に顕彰する。	・顕彰までのスケジュール把握 ・議会の同意に向けた調整	未達成	・コロナ禍の影響で、海外の姉妹友好都市市長の来沖が叶わなかった。 ・来沖された場合の対応のため、顕彰の対象とはならなかった。 ・次年度以降、来沖される場合に顕彰する。
総務部 秘書広報課	5	58	市政情報の発信と提供の推進（すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する）	総務省の評価基準「C」レベルの維持・向上を目指す。	・年に 1 度の運用マニュアル更新及び職員研修、サイトの検証 ・著しい情報分野の進展を見据え、5 年毎の公式ホームページ再構築及び時代に即した情報発信ツール等への研究・対応を進めていく。	未達成	・総務省の評価基準「C」をわずかな減点により維持することができなかった。コロナ禍の影響で職員研修が実施できなかったことと、全庁的に急激に情報発信量が増加し、各課の情報に、一部バリアフリーデザインに欠ける場所があったのが原因と考えられる。 ・市情報のとりまとめはもちろん、各課更新するページも小まめにチェックしすべての人がわかりやすい HP の管理を行う。 ・また、職員研修も実施する。
総務部 平和交流・男女参画課	2	56	「那覇軍港跡地利用計画（素案）の作成	・那覇軍港跡地利用計画（素案）を作成する。	①地主会理事等との跡地利用に関する勉強会の開催②次世代の会定例会の開催③地主会が策定する跡地利用構想（改定版）の提供を受ける。④庁内検討組織で①～③の資料を参考に那覇軍港跡地利用計画（素案）の検討を行う。	未達成	・新型コロナウイルス感染拡大により、跡地利用に関する勉強会、次世代の会の定例会、先進地視察、素案作成に伴う作業部会や研究会を取りやめることになったが、地主会が策定する跡地利用構想（改定版）の提供を受け、那覇軍港跡地利用計画（案）たたき台の仮案を作成した。・那覇軍港跡地利用計画（案）の策定にあたっては、地主会の協力が必要であるため、情報共有等を行い協働で作業を行うための環境が重要である。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 平和交 流・男女 参画課	3	56	平和事業の充実に向 けた事業の実施及び 実施体制整備に向け た取り組み	・昨年度作成した平和事業案（3 事業：戦争体験者の証言に学ぶ、平和の大樹作成、平和の絵画コンクール）事業を実施する。 ・事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症拡大防止策をとる。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じ事業を縮小、または中止し、新型コロナウイルス感染症拡大を防止する。 ・平和交流 G の定数の増員要求を行う。	・教育委員会と連携を図り事業を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドラインに準じ事業を実施する。 ・那覇市新型インフルエンザ等対応業務及び継続業務に基づき、適切な時期に事業の縮小実施、または中止の判断を行う。 ・組織定数要求時に、平和交流 G の定数増の要求書を提出する。	達成	・下記の 6 件平和事業を実施した。 ①平和のパネル展の開催 ②平和の絵画コンクールの実施 ③第 32 軍司令部壕および周辺地域の模型展示（市民団体との共催） ④原爆展を成功させる会によるパネル展示（市民団体との共催） ⑤青少年ビ・フォーラム（オンライン開催） ⑥一宮市の中学生と本市中学生のオンラインによる平和交流の実施。 ・平和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やすことが求められており、そのためのマンパワーは不可欠であるため、引き続き適正な定数の増員要求を行う必要がある。
総務部 人事課	1	56	人材育成の推進	那覇市人材育成基本方針推の改訂。	令和 2 年度に実施したアンケートを活用し、ワーキンググループ及び人材育成基本方針実施推進委員会で検討する。	未達成	・業務継続計画（BCP）により研修業務を一部停止としたことを受けて保健所へ G 長を派遣、そのため「那覇市人材育成基本方針の改訂」を次年度に先送りとした。 ・今年度と同様、業務継続計画（BCP）により担当者が保健所派遣となれば再度先送りとなる。
総務部 人事課	2	56	職員の基礎力向上に 向けた研修実施	令和 3 年度職員研修実施計画に基づき研修する。	・人事課主催研修として、基本研修（新採用職員研修等）、実務研修（財務会計研修等）、専門研修（法制執務研修等） ・派遣研修として、県外研修（市町村アカデミー・国際文化アカデミー・NOMA）、県内研修（沖縄県市町村職員研修センター）	達成	・担当者欠員の中、次のとおり研修を実施した。①基本研修 5 件（計画 10 件）、②実務研修 1 件（外 6 件は一部科目を除き研修テキストを公開し学びの支援を実施）、③専門研修 3 件（計画通り） ・県外派遣 7 件（オンライン含む）、県内 0 件（主催者による中止） ・実施手法（集合型・オンライン型）の工夫及び感染症防止対策を行いながら、令和 4 年度職員研修計画に沿って研修を実施する。
総務部 人事課	3	56	メンタルヘルス対策 と復職支援	メンタルヘルス疾患に係る新規休職者数の抑制及び既往歴のある職員の再発を予防し、休職中の職員の早期復職を目指す。また、二次不調者を発生させない職場支援を実施する。	・職場カウンセリング実施 ・ストレスチェックの実施 ・復職支援プログラムの活用による効果的な職場復帰の支援	達成	・①職場カウンセリング 9 課実施（前年度 10 課）②ストレスチェック対象 2579 人中実施 2285 人、受検率 88.6%で前年度 2.2 ポイント減（市長事務部局）③休暇・休職からの復職者メンタル 34 人（市長部局 32 人、教育 2 人）、身体 3 人（市長部局 3 人）④保健所で産業医面談 27 件（6/25 6 件、7/30 5 件 10/22 5 件 11/11 5 件 3/3 6 件） ・感染拡大防止対策を行いながら、引き続き同取組みを実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 管財課	2	58	清掃及び警備業務委託の算定方法並びに予算要求の方法について	次年度予算要求の方針が決まる10月頃を目途に、全庁的に国の積算基準により予算要求額の積算ができるよう進めていく。	6月 財政課調整→関係課調整 （副部長会議など会議の場での議論を踏まえるのであれば7月ごろまで） 8～9月 方針策定、担当者説明会の開催 10月 積み上げ方式による予算要求	達成	・公契約条例の基本理念に沿った契約ができるよう、関係部局をはじめ全部局と根気よく何度も調整を重ねた結果、当初の計画より若干遅れたが目標を達成することができた。 9月 財政課調整→事業課担当者説明会 10月 「令和4年度予算編成要領」に当該委託料の積算について明記 11月 各事業課にて積み上げ方式による令和4年度予算要求 ・機械警備業務を含むものについては具体的な積算基準が無く、予算の作成は業者の見積りによって要求しているが、統一した積算ができないか検討を要する。
総務部 管財課	3	59	執務室内LED照明導入について	執務室内LED照明導入は、LED照明導入による電気料金削減分でLED賃料を賄える試算があるが、より効果的な方策が、他にもあるかも含め2～3年の計画を立て、早期導入を目指す。	10月 PFI等の調査研究 2月 PFI等の手法及び方針決定（参考） ◇2年目 予算化に向けた関係課調整（財政課、企画調整課） ◇3年目 導入に向けた契約・LED照明の導入	達成	・令和4年3月に事業計画案を作成し、それに基づき関係課と調整を進めているところである。
総務部 管財課	4	59	普通財産貸付に係る賃料の収納率向上	令和4年3月末の収納率を以下の通り確保する。 ①現年度分 95% ②滞納繰越分 10%	随時、案件ごとに次のように対応する。 ①現年度分について、2か月滞納時点で電話督促を行うなど、滞納月を増加させないようにする。 ②高額滞納者に関し連帯保証人を含めた分納相談の継続 ③裁判所による調停など新たな対応を調査・研究する。	未達成	・現年度一般貸付分について、未納となった場合に、督促状を送付する等未納解消となるよう実施した結果、目標達成することができた。（令和4年3月末実績：収納率98.53%） ・滞納繰越分について、高齢者の金銭管理者と相談し、未納解消とした事例はあるが、高齢世帯で支払いが困難な場合が多く、またコロナ感染拡大を受け、個別訪問の取りやめや職員減の影響により納付折衝ができなかった結果、目標未達成となった。（令和4年3月末実績：収納率8.63%） ・現年度分については滞納者が出ないよう速やかな督促対応を継続する。 ・滞納繰越分については、分納相談等を積極的に行い、支払いが困難な方に対しては、新たな対応策を調査・研究する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 管財課	5	59	市有地の売却促進	令和4年3月までに市有地売却に伴う収入を4,000万円とする。	随時、案件ごとに次のように対応する。 ①賃貸借相談時に、賃借地の購入を促す。 ②必要に応じて売却予定地評価のため、財産評価委員会を開催し、購入に向けた手続きを進める。 ③賃借地以外の市有地については、行政財産検討委員会で方針決定するなど必要な手続きを経て公売を行う。	達成	・借地権の譲渡や承継の相談を受けた際に、併せて賃借地の購入についても交渉を重ねた結果、目標額を大幅に上回り土地を売却することができた。 （令和4年3月末 市有地売却実績：79,351千円） ・市有地売却は入札による公売を基本としつつ、賃貸地については賃貸借契約の更新時や承継時に当該土地の購入を積極的に促す。
総務部 法制契約課	1	56	条例及び規則中で直接定める様式の廃止提案	所管課から様式の改正案の調整依頼があるものについて、法令で条例又は規則で定めることとされている場合その他廃止できない理由のある場合を除き、100%の様式を廃止する。 また、12月までに様式を定めている条例及び規則の洗い出しを行う。	所管課から条例及び規則中の様式の改正案が提出される都度、様式を削る改正を案内する。	達成	・3月23日現在、今年度、様式の改正がある11件の規則が施行されているが、その全てについて、様式の廃止を提案した。結果、所管課の同意が得られた3件について様式を廃止した。追加で、今後施行予定の条例1件及び規則8件についても、様式を廃止することとなっている。 ・様式の廃止に至らなかった例は、他市が条例又は規則中に様式を定めている例が多いことによる横並びの安心感、従来の慣行を改めることへの漠然とした不安といった、理屈以外の部分で所管課が難色を示したことによるものである。徐々に廃止件数を増やしていくことで所管課の理解を深めるしかない。
総務部 法制契約課	2	57	物品調達に係る一般競争入札への移行（電子入札システムの導入）	令和4年度の電子システム導入に向けて、年度末までにシステム検証、課題の洗い出し、運用方法等を検討する。一般競争入札に関する要綱制定を検討する。	5月～9月：電子入札システム導入に対する課題及びスケジュール確認、システム検証、運用方針検討。 7月：令和4～6年実施計画の要求 3月：一般競争入札に関する要綱等の検討。 4月導入に向けた課題への対応、システム検証、契約。	達成	・9月に電子入札導入に向けたプロジェクトチームを結成し、本格運用に向け定期的に会議を開催。今年度、構築に必要な費用を確保し、10月末にシステムを仮稼働。12月には発注者研修及びテスト入札を実施し、検証・課題の確認を行った。10月に「電子導入のお知らせ」を送付し、事業者への周知を図った。 ・また、3月には説明会の開催通知を送付した。今後も引き続き、要綱等の改正の検討を進めていく。 ・令和4年度から電子入札の本格実施及び一般競争入札への移行となるため、事業者への周知、説明を行い、スムーズに移行できるように対応する。
総務部 法制契約課	3	56	令和4年度・5年度物品購入等入札参加資格者の資格認定及び登録	令和4年度・5年度の新規・更新登録の受付、資格審査を行い、令和4年3月中旬に認定通知書の発送及び公表を行う。	・9月 募集要領作成（電子入札システム導入を前提とした内容） ・10月 公報、HP等で募集 ・11月 登録受付 ・2月 審査委員会の開催、認定 ・3月 認定通知書の発送、公表	達成	・電子入札システム導入について記載した募集要領を作成し、約700者からの新規・更新申請を受付、書類審査を行った。審査委員会での認定に向け作業を進めている。 ・今年度で完結。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 法制契 約課	4	56	行政手続制度・行政 不服審査制度につい ての職員向け研修の 内容及びテキストの 見直し	令和３年５月に行われる 新任Ｇ長研修までに、最初 の見直しを行い、当該研修 は実例を含めた研修を行 う。また、研修テキストも 実例を含めたものとする。 その後も適宜見直してい く。	主担当が行政手続制度及び行政不服 審査制度に係る業務に習熟して行く ことにより、研修内容及び研修テキ ストの改訂を適宜進めていく。	達成	- 令和３年５月に行われる研修では、新たに作成したテキストを使用し、研修を行った。研修後も、行政手続制度及び行政不服審査制度に係る業務を行うなかで、本市の課題を認識していくことができた。 - 令和４年度に行われると思われる研修では、行政手続制度を主に扱い、そのなかでも「理由の提示」の部分を厚く行う必要がある。それにあわせて、テキストの修正を行う。
総務部 法制契 約課	5	56	全庁職員に向けた特 定個人情報の取扱い に関する手引きの方 向性の検討	年度内に当該手引きの作 成指針・作成範囲を定め る。	情報政策課との分掌確認。他自治体 の要綱及び解釈基準の調査。個人情 報保護委員会からの通知整理。	未達成	- 市政情報を担当する主幹が、５月から保健所に配置となり、また、保健所から引きあげた後も、管財課の業務を応援することになったため。 - 令和４年度は、個人情報保護条例その他の関係規程の改正作業がある（施行は、令和５年４月１日）。その作業の一環として、対応できることから対応していきたい。
総務部 法制契 約課	6	56	公契約条例のアンケ ート実施要領・調査 票の作成 （審議会、対象契約 の設定、アンケート 用紙の作成等）	対象契約、アンケート項目 等の設定及び実施要領を 作成するとともに、関係課 への対象契約一覧の提出 依頼を行う。 （次年度に契約一覧の取 りまとめ及びアンケート を実施する。）	４月～９月：対象契約、アンケート 項目の設定 １０月～１２月：アンケート実施要 領・調査票の素案作成。 １２月：公契約条例審議会を開催し、 意見聴取。 １月～３月：実施要領・調査票の作 成。 ３月：関係課へ対象契約一覧の提出 依頼。	達成	- 概ねスケジュールのとおり実施できた。 １１月に開催した審議会の意見を踏まえ、調査票の質問項目等の修正及び追加作業を終え、関係課への対象契約一覧の提出依頼についても予定通り３月中に行える見込みである。 - 次年度にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、公契約に関する施策について検討する。
総務部 防災危 機管理 課	1	58	新防災情報システム の整備	年度内に業者決定及び契 約を締結し整備を完了す る。（令和４年４月運用開 始）	①業者の決定 ②システム等の調整 ③契約 ④仮運用を行い操作要領の把握	達成	１月時点において、契約締結し資機材の搬入および整備した。 - 操作訓練を経て３月から仮運用した。 - 災害時の情報収集や迅速な対応策の決定などの判断としてシステムを活用する。 - 災害対策本部が立ち上がった際は、システムを有効活用し被害の軽減を図る。
総務部 防災危 機管理 課	2	58	那覇市備蓄計画の策 定	現時点で計画書が策定さ れていないため今年度中 に策定し施行する。	これまで、備蓄品は計画的購入して きたが、期限のある備蓄品の入れ替 え計画及び広域応援・受援計画を盛 り入れる。	未達成	１月時点での取り組み状況は、８割が終了しているが、完成までに至っていない状況である。 - 次年度の策定を目指して作業を進めている。 - 今年度中に策定できていない場合は、次年度の早い段階での策定を行う。 - 出水期や台風時期まで策定を目標とする。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 防災危機管理課	3	58	那覇市地域防災計画の改正	国による災害対策基本法の改正に伴い今年度中に那覇市地域防災計画の一部を改正する。	災害対策基本法が今年度5月に改正されることから内容を確認して「那覇市地域防災計画」を改正する。	未達成	- 改正に向け文言等の修正を終え準備は整っているが、沖縄県の地域防災計画の改正が間に合っておらず、内容などの整合性を確認する必要があるため、作業が滞っている状況である。 - 沖縄県地域防災計画の改正を待って那覇市地域防災計画を改正する。
総務部 防災危機管理課	4	56	避難所運営訓練の実施（コロナ禍での訓練のあり方を検討する）	コロナ禍における感染予防を徹底した実施方法を検討して訓練を実施する。	①各指定避難所へ職員を割り振り ②各避難所において運営手順等を確認 ③コロナ感染状況を考慮して実施	達成	- コロナ禍で大規模な訓練は実施する事は出来なかったが、三密を避けるため、主担当を集めて小規模の訓練を実施した。 - 次年度は、更なる職員の防災意識向上を目指し、身になる訓練を計画し実行する。
総務部 防災危機管理課	5	58	市内避難所（121カ所）への標識設置への取り組み	沖縄県観光防災力強化支援事業補助金を活用して、全ての避難所に標識を設置する。	①業者選定方法を決定する。 ②契約締結 ③各避難所によって設置場所が異なるため一番有効な場所に設置する。	未達成	- 今年度の国からの補助金（沖縄観光防災力強化支援事業補助金）決定額が大幅に削減されたため、生命維持に必要な「備蓄食料」及び「資機材」を優先して配備することとし、標識整備事業については、見送ることを決定した。 - 同補助金が今年度で終了するため、次年度以降は、他の補助制度などを模索していきたい。
企画財務部 企画調整課	1	59	R4年度実施計画の策定	5月～6月：R4方針策定 7月：実計システム入力開始 7月：事業課ヒアリング 8月：部長査定 10月：二役査定 - R4実計査定後、第5次総計の施策別集計表を作成する。	実施計画要求について第5次総計と組織目標管理との関係を確認、新中期財政運営方針及び同方針に基づく次年度以降の財政状況を勘案した上で、費用対効果、市民サービスへの影響、事業課の内部努力、事務改善に注視し事業査定を行う。	達成	- 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や次期ソフト交付金が見通せないなか、厳しい財政運営を念頭に計画策定が必要となった。そのため、対前年度-10%シーリングの要求基準の設定などを行った。 - また、各事業については、必要性や有効性、適時性等を踏まえ適切に査定が行われた。結果、計画的な施策推進と持続可能な行政運営につながる計画となり、一般財源もソフト交付金の存続及び一定程度の配分額を踏まえると概ね例年程度の予算額を見込んでいる。 - コロナによる税収等への影響や社会のデジタル化等の環境の変化への対応が求められている。 - そのため、より効率的・効果的な行政運営に向けた取組が必要と考える。
企画財務部 企画調整課	2	59	「新たな振興計画」及び「新たな沖縄振興のための制度提言」の把握・活用並びに新たな「沖縄振興特別推進交付金制度」の効果的な活用	- 県における新たな振興計画等に係る状況を把握し、庁内各部署との連絡調整を行う。 - 新交付金制度等の確立の見込みと合わせ、可能な範囲で令和4年度予算への反映に務める。	国・県との調整窓口として調整機能を高めるとともに、厳しい財政状況に留意しながら、新交付金制度の確立状況を見極め、日程上可能な範囲での当該交付金の有効活用を図る。	達成	- 沖縄県が中心となって策定している沖縄振興計画について、庁内の意見を取りまとめ、計画に反映されるよう意見聴取の機会を捉え申し伝えてきた。 - 新たな振興計画に基づき、沖縄振興予算を本市予算に反映させていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	3	56	新定員管理方針 （H30～R4）に伴う組織編制、定数管理	・7月：管理運営方針作成 ・9月：課内査定 ・10月：部長査定⇒二役査定 ・職員採用資料作成 ・組織・定員再配置計画庁議報告等 ・R5以降の定員管理の方向性の調整	・R4 管理運営方針の庁議承認 ・実計査定との一体的取り組みで関係各部、各課の要求書を確認し、ヒアリングを行い査定する。 ・職員採用試験の実施 ・組織・定員再配置計画庁議報告 ・R5以降の定員管理の方向性の調整会議開催	達成	・新型コロナウイルス感染症対応や DX の推進などの社会情勢の変動に対応しつつ、概ね新定員管理方針に沿った増員内容で配置することができた。 ・また、定員管理方針の計画期間の終期を令和 4 年度から 2 年間延長し、令和 6 年度とする。（R4.1.11 庁議承認） ・現業職のあり方に関する考え方、実働職員数の確保及び定年引上げ（令和 5 年 4 月 1 日施行）等に伴う定員管理の在り方を検討していく。 ・新たな定員管理方針の策定までは、暫定的、弾力的に取り扱う。
企画財務部 企画調整課	4	56	指定管理者制度の活用支援	・円滑な指定管理制度の導入・運用のための事業課への支援 ・指定管理制度の課題を洗い出し、その対応策及び指針改正有無を検討する。	・指定管理者制度について、導入検討・運用をおこなっている事業課に必要な支援を行う。 ・指定管理者制度導入課へのヒアリングやアンケート等をもとに、指定管理者制度の課題を抽出し、他中核市の運用指針等を精査し、課題の対応策及び指針改正の有無を検討する。	達成	・指定管理料の算定方法の見直し、不可抗力の対応について追加について運用指針を改定する。 ・指定管理者制度導入課へのヒアリング等により課題点を分析し、課題の対応策及び指針改定の有無を検討する。
企画財務部 企画調整課	5	56	業務外部委託の推進 （現業職配置の見直し含む）	・R3 年度は「今後の現業職のあり方についての基本方針」に基づきローリングを行う。 ・R3 年度は委託 10 年計画の最終年度となることから R4 年度以降の新たな 10 年計画の策定を行う。	・関係課へのヒアリングや協議、調整、会議等をとおして、実情に対応した確認・支援を行う。 ・新たな委託 10 年計画を策定する。	達成	・委託 10 年計画については R3 年度目標は達成し、新たに R4 年度以降の 10 年計画を策定した。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	6	59	ファシリティマネジメント推進	ファシリティマネジメント審査の運営を通じて施設総量を前年度よりも少なくなることを目指す。	- ファシリティマネジメント審査の実施（特に学校施設と市営住宅の総量縮減の定着を図る） - 年度の審査結果（総括）の庁内・HP 公表（年度明け 4 月頃） - 施設の長寿命化のための「個別施設計画」を踏まえた取り組みを、はじめさせる。	達成	- ファシマネ審査に係るシステム部会の負担軽減を図るため、学校施設整備のファシマネ審査については基準内で整備される場合においては、部会長による回答をもってシステム部会での審査に代えるものとするよう取り扱いを改めた。 - 松川小学校屋内運動場建設、古蔵小学校屋内運動場建設事業、松島中学校屋内運動場建設事業の 3 件については、部会長による回答でファシマネの審査に代えた。 - 真和志複合施設についても審議を行った。 - また令和 3 年 1 月 26 日付けで、総務省より「令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」が発出され、令和 3 年度中に、総合管理計画の見直しが求められたことから、改訂を行った。 - 施設総量の縮減については、引き続きファシマネ審査を通じて行っていく。 - 次年度においても個別施設計画に基づき、実計要求・査定に留意するよう企画調整課に申し送る。
企画財務部 企画調整課	7	58	市制 100 周年事業 実行委員会及び推進本部の運営	100 周年記念式典の実施 - 市主催 100 記念特別事業の実施 - 実行委員会主催特別事業の実施並びに市民の企画、提案事業の進ちょく、実施状況の確認	- 関係課と調整を密にしながら、市主催 100 周年記念事業を進めていく。 - 実行委員会や部会の開催を通して、実行委員会特別事業の方向性や実施方法を確認する。	達成	100 周年記念式典は、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、招待客を収容人数の半分に制限して、那覇文化芸術劇場は一と開館記念と併せて開催した。 - 市主催 100 周年記念事業は、なは一とにおいて、100 周年記念ウィークと題し、市政功労者による舞台や本市 100 年を振り返る音楽イベント等を開催した。 - 実行委員会事業の特別事業については、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、中止としたが、本市主催の特別（記念）事業において、一定程度、実行委員会での方向性や意向に沿った事業が実施できた。 - 市民提案の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも各種イベント等が実施され、市制 100 周年を盛り上げた。 - 令和 3 年度をもって、100 周年記念事業は終了となる。
企画財務部 企画調整課	8	59	国の基幹調査の実施	- 経済センサスー活動調査の年にあたり、同調査を始め各種調査の実施を滞りなく行い、期限内に調査を完了する。 他、基幹調査を滞りなく実施する。	基幹統計調査に従事する調査員・指導員を確保し、研修、指導を通して的確に調査が行えるようにする。	達成	- 指定された基幹統計調査については、期限内に実施完了。 2021 年発生のコロナウィルス感染症による影響により、2022 年実施経済センサス活動調査のための一般調査員公募への影響や、調査の実施においても感染防止対策が必要となった。次年度の取り組みにおいても感染予防対策への取り組み及び調査員確保のための広報活動を各種媒体を通して実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	9	58	（仮称）新真和志支所複合施設の建設	・8月末までに、民間事業者が提案するPPP手法の場合の財政負担額と、従来手法の場合の財政負担額の比較を行い、事業手法の確定を行う。 ・比較の結果、PPP手法が有利とされた場合には、年度内にPPP手法による公募を行う。 ・同様にPPP手法が有利とされた場合には、年度内、あるいは新年度に県有地の購入を行う。 ・従来手法が有利とされた場合には、基本設計に向けた取り組みを始める。	・昨年度策定の基本計画をもとに民間事業者から市の財政負担軽減に資する提案を受ける。民間事業者からの提案内容については、従来手法との比較表を作成し、庁内検討委員会での合意を得て、事業手法の確定を行う。 ・PPP手法を採用となった場合には、公募にあたって必要な支援をうけるため委託業者を選定する。また必要な予算を確保したうえで、公募資料等の作成を行う。 ・PPP手法を採用となった場合には、県の管財課との調整を行い、売却時期等の各種条件を整理する。また必要な不動産鑑定等を行う。 ・従来手法が有利とされた場合には、基本設計に向けた取り組みを始める。	未達成	・5月に（仮称）新真和志支所複合施設に関するサウンディング型市場調査実施要領を公表し、6月末に3事業者にサウンディング調査を実施した。 ・その結果を踏まえ、第12回・第13回の新真和志支所等建設に関する検討委員会において審議を行い、本事業についてはPPP手法で整備することを決定した。 ・一方、採用したPPP手法については、市が想定していた手法とは異なる手法であり、公募まで一定の時間を要する手法であったことから、スケジュールの見直しが必要となった。 ・さらに敷地の地下に埋設している雨水排水管についての調整にも時間を要した。 ・またPPP公募にあたっては、前もって土地の購入が必要であるとの結論に至ったため、10月に公有財産検討委員会において当該敷地の購入について承認をもらい、県と調整をはじめたものの、県サイドから売却にあたっての借地権割合について弁護士相談が必要である等との理由により、年度内売却が不可との回答を得た。 ・さらに当該事業については補助金獲得の模索も行うこととしたため、当初想定していた事業スケジュールを全面見直しをすることとした。 ・よって、当初予定していた県有地の購入ができず、またこれらが原因で、予定していたPPPの公募ができなかった。 ・次年度当初に県有地売買についての仮契約を交わし、議会の承認を得て土地の購入を行う。 ・あわせて公募にあたって必要な支援をうけるためPPPのアドバイザー契約を交わし、実施方針の公表、個別対話などを経て、次年度内には、PPPの公募までを行う。
企画財務部 企画調整課	10	59	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「命を守る」、「経済をつなぐ」、「日常をつくる」の方針のもと、医療・経済の支援を行うとともに、生活に困窮する方の支援を行う。	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用するため、各事業課からのニーズに対し有効性及び緊急性等を確認し、予算額を査定する。 ・沖縄県へ実施計画、交付申請、概算請求等の手続きを滞りなく行う。	達成	・コロナ感染症の現状や地域のニーズに応じた事業が実施できるようニーズ調査を全庁的にを行い、各課から上がった事業について、本市の対策の基本方針を踏まえつつ必要性や有効性、適時性等を判断し実施した。 ・また、実施計画、交付申請、概算請求等の手続きを滞りなく行った。 ・第6波に突入したとされている県内では、新型コロナウイルス感染症拡大防止策と事業者及び生活困窮者等への支援が必要とされている。早急に事業の実施に取り組むことが重要である。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	11	57	デジタル化の推進	・4月：推進体制の整備 ・5～7月：全庁課題調査（課題整理）7～10月：報告書作成 ・通年：行政手続きオンライン化推進、プロジェクトチーム支援、職員向け研修等、各課業務支援	・全庁調査により課題を整理・分析し、必要に応じヒアリングを実施、対応の可否や費用対効果、優先度を整理する。対応時期（短・中長期）についてまとめる。 ・先行実施事業について、PTの立ち上げから部局間調整や助言などアウトリーチ型の業務支援を行う。 ・先進事例や成功事例などを広く周知するとともに、職員研修（管理職・一般職）を実施し、気運醸成と人材育成を図る。	達成	・業務効率化の観点から解決に有効となるICT・デジタル技術の利活用を全庁的に検討するための「業務課題調査」を実施し、77課から275の業務課題を抽出。結果を報告書としてとりまとめ、最高情報統括責任者（CIO）及びデジタル化推進本部員（庁議構成員）と共有した。さらに、それら業務課題を市場に公開し、デジタル技術を活用した解決手法に関する情報収集を行った。 ・手続きのオンライン化については、電子申請ツール（Logoフォーム・LINE）の利用を各課へ促すとともに、利用希望課に対するフォーム作成の支援を行った。 ・庁内横断的なデジタル施策の推進のため、5つのプロジェクトを立ち上げ、関係課連携のもと事業を展開している。そのうち、「おくやみコーナーPT、情報発信（LINE）PT、リモート検査PTについては、対外的なリリースまで至っており、着実に事が進んでいる。 ・キックオフ講演会、PTメンバーとCIO（副市長）との意見交換、AI・OCR、RPA個別相談会等を通じて、デジタル化に対する気運の醸成と人材育成を図っている。 ・次年度は、本市全体のデジタル化の方向性を示す「（仮称）DX推進計画」の策定を予定している。 ・市民ニーズや社会情勢等を踏まえたビジョンや方向性が決まるなかで、「市民サービスの向上」と「行政運営の効率化」の実現に向けた施策の位置づけを明確にし、本市のデジタル化を着実に進めていく。
企画財務部 企画調整課	12	58	新たな品質管理システムの構築	・今年度内に、ISO9001に代わる新たな品質管理システムを構築する。 ・ISO9001に比べ、事務負担を少なくしつつ、内部監査機能は強化し、指摘事項のフォローアップや全庁的な予防処置の実施など、より実効性のあるシステムにする。	・中核市等の状況調査を行う（ISO、内部統制、その他独自の品質管理システム）。 ・監査関係部署との協議・ヒアリングを行い、各監査との関係性を整理する（監査委員事務局（監査委員監査）、環境政策課（ISO14001）、当課（ISO9001、包括外部監査））。 ・新たな品質管理システムのを要綱を作成し、二役調整、庁議承認を得る。	達成	・これまで培ってきたISO9001の仕組みやノウハウを継承しつつ、地方自治法第150条第2項に規定する内部統制に準じ、内部統制の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の「那覇市行政サービス品質管理システム」を構築した。具体的には、①中核市等の状況を調査し、②監査関係部署との協議・ヒアリングを行い、各監査との関係性を整理し、③新たな品質管理システムの要綱を作成し、二役調整、庁議承認を得た。 ・令和4年度当初に、新たな品質管理要綱及びこれに付随する是正・改善措置要領等を施行する。 - 令和4年度は、内部監査の試行実施及びリスク評価シートの作成を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 財政課	1	59	次年度当初予算及び補正予算の調製は、引き続きコロナ禍による財政上の様々な影響を最大限考慮しつつ、効率的かつ効果的な事業となるよう事業課と連携して予算を調製する。	・【当初】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、予算編成方針に即した議案（予算案）を提出する。 ・【補正】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえつつ、多方面にわたる感染症対策を網羅し、作業計画に即して議案（補正予算案）を提出する。	・当初、補正予算とも、ヒアリングを通じて忌憚なく調整し、内部努力・事務改善することで市民サービスに影響が無い経費を抑制する。 ・企画調整課と連携し、コロナ対応に係る国からの財政支援の活用を図る。 【当初】 （1）10月：予算編成方針等を各部局へ通知 （2）11月：各部局から予算見積書の提出 （3）12月～1月：ヒアリング、査定 （4）2月：予算案を議会へ提出 【補正】 （1）各部局へ予算見積書の提出通知 （2）（1）の1週間後：各部局から予算見積書の提出 （3）（2）の2週間後：ヒアリング、査定 （4）（3）の3週間後：補正予算案を議会へ提出	達成	・当初予算及び補正予算の調製は、滞りなく行えた。特に財政調整基金、減債基金の有効活用を図り、次年度以降の持続可能な財政運営に繋ぐことができた。 ・コロナ禍収束が見通せない中、必要な施策を的確に展開できるよう、国の動向を注視しつつ取り組んでいく。
企画財務部 財政課	2	59	市債発行額及び残高の圧縮に努める。	・普通交付税算定時に算出される、臨時財政対策債の発行可能額の95%以内を借り入れる。 ・臨財債以外の起債は、償還額以内の借り入れとなるよう、起債計画書を策定する。	・経営戦略室策定の「中期財政運営方針」との整合性に留意する。 ・臨財債を含む全ての市債について、借り入れ（現年度分は出納閉鎖期間、繰越分は3月）の前までに、償還時の償還年限、据置期間等も勘案し、残高圧縮の方策を検討する。	達成	・臨財債はもとより、R2、R3の元金ベースのプライマリーバランス赤字化について、R3は、2月補正で繰上償還を行い市債残高の圧縮化を図り、R4当初においても、同様な措置のもと平準化を図り、R4年度の決算ベースでは黒字化する予定である。 ・R5年度以降の起債（償還）計画について企画調整課と連携し、策定する。
企画財務部 財政課	3	59	統一的な基準による財務書類を作成する。（新公会計制度）	・「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（（平成27年1月23日付総務大臣通知）に示された財務書類について、令和2年度決算分を作成、HP等で公表する。	・12月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3月までに、全体財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成 ・3月末までに、市HP等で公表	未達成	・管財課からの固定資産台帳データの提供が遅れているため（担当職員の療養が要因）第1段階の普通会計ベースから未作成。 ・財務諸表を有効活用するためには、普通会計ベースの作成を早めに取り組む必要がある。（3月末にスケジュールリングを行う。）

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 財政課	4	59	一括発注による経費節減について検討する。	各部署の物品調達や委託契約等における一括発注による経費節減について検討する。	- 各課計上の予算内容を確認し、一括発注可能な案件があるか検討する。 - 関連する部署と一括発注の可能性について検討、調整する。 - 管財課ほか事業課など、有利な調達が想定できる部署と調整し、一括発注による経費節減が図れるか検討する。	達成	- 例年どおり、追録の予算措置を当課でとりまとめ行った。 - 一括発注等経費節減に向けては、今後も全庁体制で取り組む。
企画財務部 財政課	5	59	コロナ禍に臨機応変に対応するため、予備費を効果的に活用する。	各部署からのコロナ対応に係る予備費充用相談に迅速に対応し、内容を精査の上、予備費充用を実行する。	- 各部署からの予備費充用調整を迅速に行う。 - スピード感を重視しつつも、予備費充用の効果等について充用先事業の精査を行う。 - 地方創生臨時交付金活用など、企画調整課と連携を図る。 - 予備費の充当状況を適宜把握し、必要に応じて補正を検討する。	達成	- 予備費については、9月補正で臨時交付金を活用したコロナ対策の早期着手の観点から2億補正増し、必要最低限の執行が行われている。 - コロナ禍の収束が見通せない中、R4当初予算でも1億3千万円を計上し、非常時に備える。
企画財務部 情報政策課	1	58	基幹系業務システムの安定運用	15分以上のシステム障害について、全庁規模発生年間4回以内、各業務システムの発生年間各7回以内にする。	定例会や管理会議などの会議体を通して、主管課や業務システム委託先への情報共有を適切に行う。関係者間でシステムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を未然予防する。	達成	- 基幹系業務システムについては、全庁的な障害もなく、安定的に稼働できている。業務システム障害や事故の発生回数は達成水準内である。 15分以上のシステム障害→全庁規模発生(0回)、各業務システムでの発生(5回)。 - 引き続きサーバ監視を行い、障害発生の防止に努め、システムに起因する事故を年間7回以内にする。
企画財務部 情報政策課	2	58	オープンデータ公開拡充及び利活用推進に向けた取り組み	年度末までにオープンデータ公開総数を25件、オープンデータを利用したアプリ開発総数を3件とする。	データ所管課に働きかけオープンデータ登録サイトへのデータ公開を慫慂する。 令和3年11月にアプリ、アプリ、アプリ等のオープンデータ関連イベント開催を予定している。 イベント開催を通じてオープンデータ施策の周知を図る。	未達成	- オープンデータ公開件数は20件。 - 令和3年11月に市制100周年事業の一環としてアプリ及びアプリのイベント開催を予定していたが、アプリの開催のみにとどまったため、アプリで計画していたアプリ開発の目標には至らなかった。 - 現在確認できるアプリについては、「5374(ごみすけ)那覇市版」、「選挙板」掲示板マップ」の2件。 - 令和4年度はデジタル化推進室へ業務を移管し、全庁的なDX(デジタルトランスフォーメーション)の一環として施策を推進する。
企画財務部 情報政策課	3	57	オンラインで利用できる行政サービスの利用促進、拡大	オンラインで手続きを行った件数の割合28%とする。	マイポータルを利用したオンライン申請が利用可能な業務について、関係課に利用を慫慂する。 証明書交付サービスの可用性を高める。サービス提供先との情報共有を適切に行い、システムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を予防する。	達成	- R3年3月末現在における、オンライン手続きを行った件数の割合は28%となり目標を達成した。 - 令和4年度については、国の示す26の行政手続きについてオンライン化実施予定。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 情報政策課	4	56	情報セキュリティの強化	情報セキュリティを適切に理解している職員を80パーセント以上とする。	セキュリティ関係研修及び標的型攻撃対応訓練を実施する。 情報セキュリティに関するアンケートを実施し、職員のセキュリティ意識を把握する。 那覇市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき書面監査を実施する。	達成	・セキュリティ研修を12月14日～28日にかけて実施。アンケートの結果、情報セキュリティについて適切に理解している職員が90パーセントとなり、目標を達成した。 ・標的型攻撃対応訓練を1月に実施。 ・セキュリティ監査については那覇市新型コロナウイルス感染症対策本部からの通達に基づく休止業務により、未実施。 ・那覇市情報セキュリティ監査実施要綱に基づく書面監査を実施し、職員のセキュリティ意識の向上を図る。
企画財務部 市民税課	1	59	個人住民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、当初課税時より4,500万円以上の調定額アップを図る。	税務署で資料(法定調書等)収集し、重複扶養者や所得超過者などを確認し適正な課税を行う。 また、課税客体の掘り起こしの一環として、未申告者の縮減化に向け、7月以降に申告勧奨文書の発送等を行う。具体的には、給与支払報告書の未提出事業者の抽出をはじめ、国税庁から提供される「源泉徴収義務者情報」をベースに捕捉する。	達成	・3月22日時点で重複扶養に係る課税増30,991,800円、法定調書に係る課税増26,884,200円、合計57,876千円調定額アップを行った。未申告者の捕捉については、昨年11月に、219事業所に提出指導を行ったほか、沖縄税理士会に協力依頼を行った。その結果、3月22日時点で375千円の調定額アップに繋がっている。 ・引き続き、重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、4,500万円以上の調定額アップを図る。 未申告者の縮減化に向けても、関係機関と連携の上、本年度同様、取り組んでいく。
企画財務部 市民税課	2	59	法人市民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	未申告事業所を把握し、調査及び申告勧奨を行い、500万円以上の調定額(決定・更正による課税処分)アップを図る。	eLTAXにおける課税標準通知より更正・決定対象の法人を把握し、税務署で資料(申告書等)収集を適宜行うほか、申告書発送リストより申告期限を1月以上経過した未申告法人に対し、申告勧奨通知を毎月発送する。	達成	・3月22日時点における調査課税(決定・更正)等による調定増額分が2,557,900円、申告勧奨通知については2月末までに501件発送し142件の申告があり、調定額は10,787,400円の増額となった。 調査課税分と合せて13,345,300円となっており、500万円以上の目標を達成した。 ・今年度同様税務署との連携並びに勧奨通知を発送することで、800万円以上の調定額アップを図る。
企画財務部 市民税課	3	59	電子申告等の勧奨推進	(個人住民税) 給与支払報告書電子化率55.1%を上回る。(対前年度3%増) (法人市民税) 電子申告件数比率76%を上回る。(対前年度1.8%増)	事業所への申告書送付時への電子申告のチラシ同封をはじめ、市税のしおり、ホームページ等で勧奨に努めるとともに、関係団体(各税務関係協議会等)との協力・連携により、電子申告の推進を働きかける。 また、法人市民税の電子申告義務化が令和2年4月より開始されていることから、対象となる大法人(資本金1億円超)については、個別通知等により周知を図る。	達成	・【個人住民税】給与支払報告書の提出は3月22日現在、申告総事業所数196,614件のうち、電子申告(光ディスク含)は116,228件(59.1%)で目標達成 ・【法人市民税】3月22日現在16,030件の申告件数のうち、電子申告は12,517件(78.1%)で目標達成。 ・国、県との連携のもと、推進していくとともに、市独自でも効果的な周知広報を行うことで、対前年度を上回る取組を行っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 市民税課	4	59	軽自動車税の課税客 体の掘り起こしと適 正課税の推進	「課税保留」の全件調査を 行い、課税権の有無を明確 に区分し、累積課税保留件 数を 250 件以下に減ら す。	原因別の課税権有無の判断基準や効 率的・効果的な調査方法等、マニ ュアルの一部見直し(整備)を図り、適正 課税を推進する。 課税保留にかかる事務については、 3 月の繁忙期前に達成できるようス ケジュールリングを行う。	達成	- 令和 3 年 8 月 20 日時点の累積課税保留件数 414 件を調査、課税復活 193 件を含む計 238 件処理し、繁忙期前の 12 月末までに課税保留 176 件まで圧縮した。 - 次年度も、課税保留件数を目標 250 件以下に減らし、適正課税を推進を行っていく。
企画財務部 市民税課	5	59	市制 100 周年記念 ナンバープレート交 付	令和 3 年 2 月に作製した 300 枚の市制 100 周年 記念オリジナルナンバ ープレートについて、交付期 間の 12 月末までに、 80%以上交付する。	広報活動に努める。 ・窓口に来られる市民向け、新規登 録の際に、寄附金を含む 100 周年 オリジナルナンバープレート趣旨説 明を行う。 ・市内で原付を多数所有する法人に 対し、パンフレットを送付し取り換 えと寄附金協力依頼を行う。	達成	- 令和 3 年 2 月より交付開始作製した 300 枚の市制 100 周年記念オリジナルナンバープレートについては、窓口での紹介や市ホームページ等の広報努力により交付期間最終日の同年 12 月末までに 299 枚（交付率 99%以上達成）交付した。 - 今回の市制 100 周年記念ナンバープレートは、100 周年となる年の令和 3 年限りの交付となっているため、次年度の交付はない。
企画財務部 市民税課	6	59	税務証明窓口業務に 係る市民サービスの 向上	(コンビニ交付推進) 市民サービスの向上(利 便性)及び窓口の事務負担 軽減に向け、コンビニ等 での交付を推進する。 数値目標は、税務証明の コンビニ交付率を 7.25%（対前年度 2.0% 増）とする。	(コンビニ交付推進) 来庁者に対し、案内チラシを配布 し、コンビニ交付を推進していくと ともに、市民課と共同してマイナ ンバー取得へのアナウンス強化を 図る。	達成	(コンビニ交付推進) ・昨年度に引き続き各種証明書を交付する際チラシを配布し、マイナンバー普及に努めている。 ・今年度は、庁舎内の広告モニターを利用しマイナンバーを利用したコンビニ交付の利用についても周知した。 ・令和 4 年 2 月末時点でコンビニ交付率 9.03%となり目標達成した。 ・次年度についても、引き続き、マイナンバー普及に向けては、コンビニ交付率を目標に掲げる。
企画財務部 市民税課	7	59	賦課業務の効率化 (RPA 導入検証及 び本格稼働)	現在稼働している RPA を継続しつつ、新規で RPA を導入できる業務が ないか確認し、導入可能 であれば今年度中に実用 化する。	現在稼働している RPA については、 今後も職員の負担軽減を継続でき るよう、安定稼働を維持する。 RPA 導入可能な業務について調 査・検証を実施し、導入可能で あると判断された場合は年度内の実 用化を目指す。	達成	- 国税連携システムにおいて RPA を導入している他市回送業務については安定的に稼働している。また、繁忙期にあたる当初申告時期においては、特別徴収にかかる異動届業務について RPA を稼働する予定である。 - 新たな RPA 導入については、軽自税の当初納税通知書返戻処理に導入し、業務効率化につながった（37%処理時間削減）。 - また、法人市民税申告書の基幹系システムへの自動入力について RPA 導入を検討している。 - 法人市民税において基幹系システムへの RPA による自動入力に関する検証を行い、今後、本格稼働か判断していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 資産税課	1	59	土地に係る課税客体の適正課税の実施	市内の土地のうち全体(非課税団体所有土地、公道、墓地等を除く)の概ね7～10%程度を目途に調査を実施する。	年次毎の調査計画を作成し、調査を実施する。課税台帳、地理情報システムを活用して、調査対象筆の絞り込みや進捗管理を行うなど効率的に調査するよう努め、決裁処理についても簡易にできるよう検討する。課内他グループとの情報共有、関係課との連携を強化する。	未達成	・今年度も昨年に引き続き、コロナの影響等により作業時間の確保に苦慮しており目標達成は厳しい状況にある。達成率は5%であった。 ・年度末まで期限を設けており、できるだけ多くの筆を処理するよう努めたい。 ・今年度はコロナの影響もあり、未達成となったが、次年度以降は効率的な全筆調査ができるよう処理手順等の見直し及び改善が必要。
企画財務部 資産税課	2	59	家屋に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	12月までに 非課税家屋等の把握 滅失家屋の把握 増築家屋の把握 をし、1月までにその調査を終えシステムへ入力をする。	地理情報システムを活用し、滅失や増築家屋を早期発見する。課内他Gとの情報共有及び連携を図る。また、他課の情報を活用する。非課税家屋等の現況を確認し適宜対応する。課内及びG内研修等を行い、G員の力量アップを図る。	達成	・GISについて11月に集中して取り組み、作業と合わせて簡易なマニュアルまで作成できた。また、作業効率化のためGISの設定も見直すことができた。 ・償却Gとの重複課税防止について随時調整を行った。非課税家屋は福祉施設が多いこととある程度把握が進んでいること、研修は蜜を避けるため、コロナ禍であることを考慮し、見送った。 ・GISは写真の精度に課題があるので、現場確認も併せて処理を進める。償却との連携は古い家屋もあるため事例を積み重ねていきたい。 ・コロナが落ち着けば非課税について集中して取り組む期間を設けたい。
企画財務部 資産税課	3	59	償却資産に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	調査の実施により、未申告及び申告漏れとなっている課税客体について、申告勧奨を350件以上行い、課税（税額更正）を50件以上行う。	・税務署調査：税務署に臨場し、課税資料の閲覧及び複写を実施、その後内容精査の上申告勧奨する。 ・共同住宅の実地調査を実施した上で申告勧奨をする。 ・各調査に基づく申告に基づき課税（税額更正）を行う。	達成	・申告勧奨を969件（税務署707件、太陽光137件、共同住宅125件）行い、課税・税額更正を198件（税務署140件、太陽光31件、共同住宅27件）行った。 ・引き続き調査による未申告者の補足及び適正課税を実施しながら、適正申告をしてもらう方法を検討する。
企画財務部 資産税課	4	59	事業所税に係る新規事業所の掘り起こしと適正課税の実施	新設事業所について、3件以上の調査を行い、申告勧奨を実施する。適正課税のため、疑義のあるものについては、既存申告内容を3件以上精査する。	・新聞、インターネット、固定資産税データ等にて情報収集を行い、新設事業所の把握・申告義務の有無確認を行い、申告勧奨を行う。 ・システムからの情報活用の他、既存申告をランダムに抽出し、精査・進捗確認を行って、修正申告等を促す。	達成	・新設事業所については申告勧奨し、年度内に3件申告見込み。 ・既存申告については、精査を行った結果11件の修正申告（または更正の請求）の提出があった。 ・引き続き新設事業所への申告勧奨と既存申告の精査を行っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 資産税課	5	59	納税通知書返戻処理の強化と死亡者課税の適正化	差し戻し（返戻）となった納税通知書のうち、送付先が特定できず、課税を保留する件数を100件以下に抑える。 相続人への課税替えを適宜実施する。	差し戻し（返戻）の原因を確認し、納税者の新住所、所在について、親族等への電話調査、土地家屋の現地調査、戸籍謄本や住民票による調査、相続人調査を行い、新たな送付先を把握し、送達を行う。 賦課連絡票等により、課税替えを実施する。	達成	- 死亡者課税を長期化させないよう、死亡した所有者の相続人調査を早期に行い、適正課税への円滑な推進を行なった。 - 毎月の死亡者リストを元に、所有者の相続人調査を早期に着手するようにし、相続人代表者届書を提出してもらうことにより適正課税推進指導を行い返戻件数を減らした。 「現に所有する者」の申告を、4月より開始した。 - 現施策が功を奏していることから、現状形態を継続して行い、「現に所有する者」の申告義務制度の運用精査し、申告もれの無いよう取り組む。
企画財務部 納税課	1	59	収納率の向上と徴収猶予への対応	令和3年度の全体収納率を、コロナ禍特例等に係る猶予額による分を除いて98.0%以上とする。 当初予算額以上の市税収入をあげる。	- 令和3年度滞納整理基本方針及び執行計画を作成し、それに基づき徴税業務の遂行するとともに、進行管理を的確に行う。 - コロナ禍に係る徴収の猶予の特例制度適用後の納税者に対して適切な対応を図るとともに、コロナ禍の影響を受けない納税者については担税力を的確に把握し徴税業務を遂行する。	達成	- 令和3年度は、前年度に比し猶予申請が大幅に減少したことで、収納率は改善し、全体収納率98.40%を達成できた。 - 市税収入は当初予算額（492億円）以上の507億円余りを達成した。 - 令和4年度も、コロナ過の影響が想定されることから、前年度同様に当初目標は全体収納率98.0%以上とし、市税収入は516億円以上を目指す。
企画財務部 納税課	2	59	市税の賦課徴収の根拠となる市税条例等を常に適正な状態にする	税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。	税条例及び規則に関する法律等の改正の情報を早期に収集し、担当課と課題の有無を確認・検討・調整を行いながら条例等の改正を行う。	達成	- 令和3年度の条例改正は完了した。 - 令和4年度も税法改正に合わせ、適宜適正に条例改正及び規則改正を行う。
企画財務部 納税課	3	59	移管分国民健康保険税の滞納額圧縮	国民健康保険課より移管予告書を送付された滞納繰越分国民健康保険税調定額に対し、収納率33%以上、執行停止10%以上を目標とし、滞納額の圧縮を目指す。	- 市税の令和3年度滞納整理基本方針及び執行計画に準じて徴税業務の遂行と進行管理を行う。 - 早期着手と財産調査を徹底し、滞納処分重視により年間200件以上の差押を実施、財産無し滞納者の執行停止処理を推進する。	達成	- 令和3年度は、収納率37.78%を達成。執行停止額も2,400万円余で、18.5%を達成した。また、差押は297件着手し、うち235件が執行された。 - 令和4年度も、国民健康保険課より移管予告書を送付された国民健康保険税の調定額に対する収納率33%以上の確保と、対調定額1割程度の執行停止を行い、滞納額の圧縮を目指す。
企画財務部 納税課	4	56	徴収に関する職員研修の充実・強化	徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため、納税課内研修の実施（3回）すると共に、県税事務所等外部研修（随時開催）への派遣を積極的に行う。	研修計画書を作成し、職員の参加人数を記録する。	達成	- 年間研修計画に沿った研修会を実施し、記録を行った。 - 徴収に関し高い知識を有する人材を育成するため、次年度も外部研修の確保や効果的な内部研修の実施を進めていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 納税課	5	58	ペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間110件以上を目指す	令和3年3月までにペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間110件以上とする。	・ペイジー口座振替受付実績表と広報スケジュールを作成し、それに基づき進行管理対策を徹底する。	達成	・令和3年度は、183件の新規受付を行った。 ・令和4年度は、年間130件以上を目指す。
企画財務部 納税課	6	59	債権管理条例の制定および債権管理マニュアル等の整備	年内に条例案を付議し、令和4年4月に債権管理条例・規則を施行、条例に基づく業務が開始できるよう、準備を完了する。	・関係各課への調査・調整を行い、今年度中に、債権管理条例、規則を制定する。 ・マニュアル等を整備し、条例に基づいた滞納整理の指導およびサポートができる体制づくりを行う。	未達成	・令和3年度はコロナ禍の影響により保健所への応援に伴うBCPを行った結果、作業は一時停止となった。 ・令和4年度も引き続き停止とし、令和5年度以降関係各課との調整会議を行い、R6年4月施行に向け、R5年度中に、債権管理条例、規則を制定する。
市民文化 市民生活安全課	1	58	犯罪のない安全安心なまちづくり活動の推進	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数を245団体とする。	自治会定例会における説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、過去に補助を受けていた団体への申請の呼びかけ等を通じ事業の周知を図る。	達成	【ほぼ達成】 ・那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付要綱第4条第1項に基づき申請のあった245団体へ交付。 ・自治会定例会における案内のほか市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。 ※コロナの影響で定例会が開かれなかったことから、周知や申請期限については柔軟に対応する。
市民文化 市民生活安全課	2	58	交通事故防止運動の推進	交通指導員が2名以上配置されている小学校区数を27校区とする。 本年度、交通指導員の更新があり、現在25校区となっていることから、現状から2増を達成水準とする。	学校長会、自治会定例会における活動の説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、交通指導員一人一人の声掛け等を通じ事業の周知を図る。	未達成	【未達成】 ・交通指導員1校区当たり2名配置が26校区となった。 コロナの影響により、交通安全関連行事が開けなかったことや、自治会定例会の開催が度々中止となったり、交通指導員や学校関係者、自治会を含め地域の方々との交流機会が少ないため、声掛けができていない状況だった。 ・交通指導員や学校関係者、自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。 次年度は、定年者（75歳）が4人いるため、個別に声掛けするなど更なる取り組みが必要。
市民文化 市民生活安全課	3	56	消費者教育の充実	①消費者教育に関する講演・研修会の開催回数を5回実施する。 ②消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合18.0%とする。	例年、出前講座等で国民生活センターからの情報を積極的に発信し消費者への啓発を実施しているが、コロナ禍においては開催が困難となっており、5回実施を達成水準とする。 また、ホームページやリーフレット、パネル展を実施しながら消費者教育のための情報を発信する。 また、関係機関との連携により相談体制の充実・強化に努める。	達成	①達成：講座等開催数5回 ＜講座等開催実績＞ 11/8 出前講座（地域包括支援センター） 12/21 多重債務勉強会 12/10 出前講座（地域包括支援センター） 3/11 高齢者向け消費者教育講座 3/16 出前講座（社会福祉協議会） ②達成：斡旋解決率25.2% ・取り組みを維持していくことで、消費者被害の未然・拡大防止を図る。 ・出前講座のテーマ等については、社会情勢等に即した講座内容になるよう計画を立てる。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 市民生活安全課	4	56	外国人一元的相談窓口事業の推進	①事業の周知 昨年度の相談件数（318件）を上回るよう、本事業（窓口等）の周知に向け取り組む。 ②外国人对応の多い庁内関係課との庁内連絡協議会（仮称）を10月末までに実施し、今後の事業展開などを検討し、事業計画を12月末までに整理する。	・本事業（窓口等）の周知のため、市民及び庁内向け、ホームページ・リーフレット等により情報を発信する。 ・アンケートの質問項目を工夫し、ニーズ把握を昨年度に引き続き実施する。 ・庁内連絡協議会（仮称）において、当該事業等を周知し、各課で把握している外国人住民のニーズや課題等について情報収集を行い、今後の取り組みや施策、計画に反映させる。	達成	①達成：事業の周知に関して 相談件数（2月末時点 434 件）は前年度を上回り達成。 ＜取り組み内容＞ ＊市民及び庁内向け、ホームページ・リーフレット等を、公民館等で配布。 ＊市民課での転入者パックに、窓口のパンフレットの同封を 11 月から開始した。 ＊外国人相談窓口用の Facebook を 11 月下旬に立ち上げた。 ②達成：9月に5課（市民課、国保課等）で外国人相談庁内連絡会議を行った。 ・令和3年度は全庁に対してアンケートを実施。（2/24-3/4） ・アンケートでは、外国人对応の可能性ある課などを把握し、各課のニーズや意見等を踏まえ、市政情報発信方法として「やさしい日本語の活用」を推進すること等を、事業計画に盛り込み計画策定。 ・前年度に引き続き、アンケート調査等によるニーズ把握を行い、Facebook 等で、在住外国人に必要な情報を英語とやさしい日本語で発信していく。 ・新たな取り組みとしては、沖縄県の多文化共生事業に協力し連携を図る。
市民文化 部 ハイサイ市民課	1	58	【全体共通】さわやか窓口対応、市民満足度93%以上の維持	・行財政運営が多面的に厳しくなることが想定されるが、市民満足度の目標は、最低限、93%以上を維持する。	〔全体共通〕 ・アンケート調査により、市民満足度を測定する。 ・アンケート調査の時期やコロナ対策を踏まえながら実施方法について工夫する。 ・コロナの状況を踏まえながら、総合窓口研修、支所窓口業務体験研修等の実施に向けて取り組む。 ・窓口業務委託事業者との月一回の定例会等の開催により市民課業務運営方の協議を充実させる。	達成	◎全箇所市民満足度93%以上の目標を達成 市民満足度 【本 庁】 : 94.2% 【真和志支所】 : 98.0% 【首里支所】 : 96.7% 【小禄支所】 : 96.2% ・年々対応項目の増加等厳しい状況であるが、工夫を凝らし高水準の満足度を維持していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 ハイサ イ市民 課	2	58	【本庁】マイナンバ ーカードの申請件数 を上げ、適正・迅速な 交付に努める	・マイナンバーカードの申 請件数（目標） 156,000 件（累計） 48.5%（人口比） 前年度末実績 申請件数（累計） 111,352 件 34.6%	・市民及び職員への周知・広報活動 の実施 ・国やJ-L I S、先進都市等からの 情報収集 ・関係部署との連携・調整 ・課内勉強会及び支所職員の研修等 の実施 ・予約システム等の活用により待ち 時間の短縮。 ・申請補助や申請時来庁方式の実施。	未達成	・令和3年3月31日現在 マイナンバーカード申請件数（累計） 142,505 件 44.5% ・緊急事態宣言等の長期化により3月まで出張申請受付を行うこ とができなかったこと等が要因と考えられ、今後コロナ禍の影響 を考慮して出張申請受付等を実施していきたい。 ① 出張申請受付により、大規模商業施設や企業を訪問し、申請受 付けを行う。 ② 3支所において、休日に同申請の出張受付支援とその周知を行 うことにより、同申請増を図る。 ※ 実施については、緊急事態宣言等の状況を考慮する。
市民文化 部 ハイサ イ市民 課	3	58	【本庁・小禄支所】 小禄支所建設整備事 業	・年度内に工事契約を交 し、着工する。 ○造成工事 ○建築工事 ○電気設備、昇降機等	・調整を要する場合は工事の進捗管 理を行う課と密に連携をとり、速や かに事務調整を行う。 ・調整・会議・作業等で三密などに ならないよう十分にコロナ対策に努 める	達成	○造成工事 令和3年2月26日契約 3月15日着工 7月14日完成 ○建築工事 令和3年5月20日契約 6月28日議決 6月28日着工 ○電気工事 令和3年7月13日契約 7月14日着工 ○機械設備工事 令和3年7月12日契約 7月13日着工 ○昇降機工事 令和3年7月19日契約 7月20日着工 ・予定通り令和4年度内の完成を目指し、新しい支所において、 よりよい市民サービスの提供に努める。
市民文化 部 ハイサ イ市民 課	4	58	【全体共通】システ ムを活用し市民サー ビス等支援の充実を 図る	・関係課との調整を図り、 予約支援を行うシステム 等を導入する。 ・令和3年12月までに住 民異動受付支援システ ムの活用を検証し、改善等 を図る。	・予約支援を行うシステムを導入し、 マイナンバーカード交付を受ける市 民等において、予約をしない長時間 の待機者を減らす。 ・導入した住民異動受付支援システ ムの検証を行い改善を行う。	達成	○予約支援を行うシステムを令和3年6月1日より運用開始。 ○異動受付システム導入後の窓口処理時間 等についてデータ検 証を実施。（3回） ○運用面での改善を図るため、窓口予約制を令和3年9月より開 始。 ・本システムのさらなる利便性向上に向け、課題等を整理する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 ハイサイ市民課	5	56	【本庁】窓口等の民間委託の検証継続及び次回契約見直しに向けて検討	・令和4年の再委託時までに、住基システム等入出力委託業務の在り方について方向性を固める。 ・仕様書記載のサービス水準(4項目)を達成しているか検証する。 ・審査返却率4%未満 ・市民満足度93%以上の維持 ・職員満足度70%以上 ・改善提案件数年間12件以上	・委託業者との定例会議（月1回）の中で、月間の実績報告を受けるとともに、業務課題・提案について協議し、業務改善を図る。 ・住民異動支援システムの導入後の事業運営について、住基システム等入出力委託業務の在り方等について検討する。 ・昨年の戸籍法・住民基本台帳法の一部改正や、市民課業務IT化などの状況や見通しを確認し、課内会議において協議し、見直しすべき業務を確定する。	達成	【サービス水準の検証】 ○定例会議 12回実施 （令和4年3月末現在） ○審査返却率 平均 3.5% 最小 2.8%～最大 4.3% ○市民満足度 94.2% ○職員満足度 94.3% ○改善提案件数 27件 ・令和4年度に新たな委託契約を行う。
市民文化 部 ハイサイ市民課	6	58	【本庁】戸籍法改正に伴う戸籍訂正処理	マイナンバー制度の導入にむけた複本籍解消作業を行う。令和3年11月末までに法務局から指示のある戸籍訂正処理90%以上を目指す。 （参考までに令和4年度までに処理すべき法務局からの本籍要確認件数560件、内288件終了済み【R3.3.25現在】）	戸籍訂正業務を適正に行う。（内容把握・訂正作業・入力作業） ・内容把握・訂正作業を4人のチーム（会計年度職員含む）で行い、入力作業についても増員が認められた主査職にて集中して行う。	達成	【令和4年3月現在】 ○法務局から依頼のある件数 247件(令和3年7月末) ○処理件数 228件 ○処理率 92.3% ・令和4年度までの複本籍解消に向け調整を完了する。
市民文化 部 文化振興課	1	58	「那覇文化芸術劇場 なはーと」の開館記念事業の実施	「那覇文化芸術劇場 なはーと」が、令和3年10月31日に開館予定である。開館後は、「こけら落としシリーズ」や「那覇市市制100周年記念事業」を実施する。	開館記念事業として、伝統芸能をはじめ、演劇、ミュージカル、クラシック音楽のほか、市民と一緒に創り上げるアート作品や参加型の公演事業、ロビーコンサート等を行っている。	達成	・こけら落としシリーズとして、市民参加による野村萬斎と嘉数道彦の「三番叟・唐人相撲」をはじめ、伝統芸能、クラシック、ミュージカル、現代美術のインスタレーション、現代演劇、映像上映等を実施。また、劇場近隣公園でのアウトリーチも行った。 ・開館が10月31日だったため、その後短期間に事業が集中し、職員の時間的負担が大きくなった。次年度からは、年間を通した事業スケジュールとなるよう予定している。
市民文化 部 文化振興課	2	58	「那覇文化芸術劇場 なはーと」の管理運営	「那覇文化芸術劇場 なはーと」が、令和3年10月31日に開館予定である。開館後は、本市の新たな文化の殿堂として施設の安定的な運営を図っていくため、各種システム構築を上半期で整備する。	開館に向けて、定期的に作業の進捗管理を行いながら、庁内・庁外関係者と調整を図る。	達成	・10月31日の開館後も、劇場を支障なく運営ができています。 ・次年度は、自主事業以外にも貸館としても劇場を運営していくので、より計画的に事業を推進していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 文化振 興課	3	58	新文化芸術発信拠点 施設（新市民会館） の建設推進	安全第一に建設を推進し、 完成及び施設の開館を目 指す。 工事及び備品搬入等を上 半期で整備する。	毎月末に、工種ごとの工程表を基に 全体の進捗管理をして、上半期で完 成及び施設の開館を目指す。	達成	・建設工事については、令和3年7月1日で引き渡しを受け、10 月31日に開館をすることができた。劇場を支障なく運営ができ ている。 ・建物については、令和3年度で完成し、劇場を開館した。令和 4年度からは、「那覇文化芸術劇場 なはーと」として、市民の文 化芸術の発信施設として活用していく。
市民文 化部 文化振 興課	4	58	パレット市民劇場及 び市民ギャラリーの 管理調整	パレット市民劇場舞台設 備改修工事を安全第一に 推進する。 コロナ禍での文化芸術支 援は、周知・広報等をし、 利用者が活用しやすい環 境整備を指定管理者と共 に実施する。	パレット市民劇場及び市民ギャラ リーの指定管理と情報を共有し、今年 度事業である、舞台機構改修工事の 完成を目指す。 コロナ禍の文化芸術への支援を共に 実施する。	達成	・舞台機構改修工事は予定通り完了した。コロナ禍での文化芸術 支援としては、パレット市民劇場でのホームページ等で周知・広 報等をし、利用者が必要な情報を受け取り活用ができる環境整備 を指定管理者と共に実施した。 ・次年度も、引き続き指定管理者と共に、利用者が活用しやすい 環境を目指していく。
市民文 化部 文化振 興課	5	58	市民の文化活動を支 援し、文化の振興を 図る（地域文化芸能 公演）	コロナ禍で色々な変更・中 止があるかもしれないが、 コロナ禍の影響でも可能 な事業を実施する。	3蜜を避けての公演・無観客での公 演・WEB配信等を検討し事業ができ るように実施していく。	達成	・12月4日に大劇場で地域文化芸能公演を実施した。来場者数 917人は、これまで最も多い人数となった。 ・次年度もコロナ禍が続きますが、新型コロナウイルス感染症拡 大予防ガイドラインを講じながら、文化活動を展開していく。
市民文 化部 文化振 興課	6	58	市民の文化活動を支 援し、文化の振興を 図る（うちなーぐち 講座）	・提案型プロポーザル方式 により受注者を選定し、多 くの市民が芸能文化に触 れられる成果公演等を行 う（うちなーぐち講座）	・提案型プロポーザル方式により受 注者を選定し、魅力的な事業内容に するため受注団体と綿密な調整を行 うとともに、事前周知、広報等を徹 底する等し、多くの市民に芸能文化 に触れる機会を提供できる工夫を行 う。 各イベント等ではアンケートを取り、 満足度を調査する。	達成	・新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、予定通り全9回 の講座（成果発表のリハーサル含む）を実施し、12月12日に は大スタジオにて成果発表を行った。受講者数は31名、成果発 表来場者数は70人。 ・次年度もコロナ禍が続くと見込まれるが、新型コロナウイルス 感染症拡大予防ガイドラインを講じながら、文化活動を展開して いく。
市民文 化部 文化財 課	3	59	収蔵庫の確保及びあ り方の検討	南納骨堂の改修及び移転 を終了する。	関係機関と調整や連携を図りながら 南納骨堂への移転作業を行う。	未達成	・関係部署との調整に時間を要したことにより年度内の終了が見 込めず未達成となった。 ・設計業務を含め年度当初から着手（予算の繰越手続き済）
市民文 化部 文化財 課	4	58	尚家文書公開・刊行 事業の推進	琉球王国時代の文書であ る尚家文書の首里城修理 について記録された箇所 をわかりやすく解説した 資料集を刊行し公開する。	専門の職員を起用し、年度内に刊行 できるよう計画的に進める。	達成	・会計年度任用職員（古文書解読員）1名を4月から採用、有識 者2名を古文書解読専門委員として8/30委嘱。尚家文書資料解 釈等の検討委員会を17回開催。令和4年3月31日刊行。 ・他の尚家文書の公開刊行に向けて検討

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 文化財 課	5	58	特別展事業「市制施行 100 周年記念、がんばれ首里城！復興応援特別展」の推進	市制施行 100 周年を記念し、焼失した首里城の復興を後押しするため那覇・首里を特徴づける「赤瓦」をテーマとした特別展を開催する。	関係機関と調整や連携を図りながら、特別展を開催する。	達成	・11/2 から 12/26 の期間で展示会を開催。展示会に併せて文化講座を 3 回開催。講座参加者 99 名（新型コロナウイルス感染拡大予防のため人数制限を設けた。） ・期間中特別展入館者数 2,873 名 ・焼物に関する特別展を 2、3 年に 1 度開催し併せて文化講座や解説会等を行うことで、入館者増をめざす。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	4	56	コロナ対応まちづくり協働力アップ事業の実施	・専門的な見地を持った事業者に委託し、専門相談を 20 件以上、よろず相談会を 6 回以上を目指す。 ・コロナの影響による課題に対応する協働を推進するための手引書の作成を目指す。	・募集要項等の策定及び審査会の設置 ・公募開始 ・書類審査、公開プレゼンの実施 ・審査会による事業者選定 ・相談事業及び手引書策定業務の実施 ・相談業務の振返会及び手引書を活用した勉強会の実施	達成	・委託事業の専門相談は 20 件、よろず相談は 6 件を達成。「協働のてびき」は、協働によるまちづくり推進審議会、協働によるまちづくり部会、1 幹事会を経て、市経営改革本部会議で承認を得て完成した。広く市民に協働の手引きを周知し、協働を推進するためのシンポジウムや勉強会を開催した。 ・令和 4 年度コロナ対応まちづくり協働力アップ事業では、専門相談業務と手引きも活用した協働コーディネート事業を行っている。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	7	56	課内研修、定例課内会議（主査以上）、事業振返会議の実施	・4 月異動職員に対しての課内研修 ・通年で、G 会議、主査以上での課内会議、事業終了後の振返会議を実施する。 ※情報共有の機会を多く設けることにより、事務分担の平準化を図る体制が構築される。	・人事異動職員を対象に、課内業務研修を開催し、当課の主要事業の概要や課題等の共通認識を図る。 ・定期的に課内会議を開催することにより、重点業務や課題等の共通認識を図る。 ・各種事業終了後に振返会議を実施することで、課題や改善点等の共有を図れる。	達成	・4 月に異動してきた職員一人に対しては、個別に研修を行った。 - また、市民文化部課長会議後には、課内会議を行い、情報共有・情報交換の場を多く設けた。 ・情報共有の場（会議等）は多く設定し、業務がスムーズに進むように取り組む。
経済観光 部 商工農 水課	7	56	課題解決能力を持ち、まちづくりに貢献する人材育成	・勉強会等の実施	○異動職員を対象に経済観光部部内研修（5 月想定）や知識向上のための勉強会の実施、人事課の研修資料と活用した自主学習を促し、企画立案能力・課題解決能力等の育成に努める（随時）。	達成	・コロナの感染拡大に伴う市 BCP 計画の発動等に伴い部内研修は中止としたものの、OJT 研修や人事課の研修資料等を活用し、企画立案能力や課題解決能力等の育成に努めた。 ・知識向上・課題解決能力を高めるため、今後とも研修資料等を用いた自己研鑽や、OJT・Off-JT を通じたスキルアップを推奨する。
経済観光 部 商工農 水課	8	58	窓口サービスの向上	・勉強会等の実施	○異動職員を対象に経済観光部部内研修（5 月想定）や知識向上のための勉強会の実施、人事課の研修資料と活用した自主学習を促し、企画立案能力・課題解決能力等の育成に努める（随時）。	達成	・コロナの感染拡大に伴う市 BCP 計画の発動等に伴い部内研修は中止としたものの、OJT 研修や人事課の研修資料等を活用し、来訪者への親切な対応に努めるなど、窓口サービス向上に努めた。 ・対応能力の向上に資するため、継続して人事課研修資料や各種業務マニュアル等の活用による自己研鑽、勉強会等を実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
経済観光部 なはまち振興課	1	58	第一牧志公設市場再整備	R3年度分として計画されていた工程を完了する。	○各種請負・委託契約の執行と管理 ○財源の管理	未達成	・軟弱地盤等への対応による不測の日数超過である。 ・工法の検討及び楊重計画の強化などにより、R4 年度中の完成を必達する。
経済観光部 なはまち振興課	7	59	市場使用料および光熱水料の滞納処分・不納欠損処理要領の整備、及び実施	①滞納処分事務要領（案）を作成 ②不納欠損処理要領（案）を作成	①使用料については強制執行申し立てまたは支払督促による時効中断を規定、納付期限を「月内」とする規定の撤廃（条例では督促通知日から15 日以内とされている） ②私債権については支払督促、返済計画、時効の援用、債権管理部署への債権依頼などについて規定	未達成	①②ともに素案が作成されているがその後の報告を得ていないもの。 ・ただし、納税課等への情報収集などは行い、また現在の滞納者へは返済計画の作成など、できるところからの改善を実施している。 ・次年度も引き続き検討を行う。 ・全庁的課題でもあるので、滞納処分や不納欠損処理の標準化を進めるべきである。
経済観光部 観光課	1	56	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けている観光業界への支援	●観光業界への支援事業を実施する。	○調査や意見交換をとおして各業界の状況や要望等を把握する。（随時）	達成	・市内宿泊・観光体験等促進クーポン事業（那覇とまへるクーポン）を実施し、ホテル、お土産品店、観光体験業者を支援した。 ・市内貸切バス事業者支援事業を実施し、バス事業者を支援した。 ・NAHA マラソン協会への支援。 ・新型コロナウイルスの感染状況をみながら、さらなる観光業界への支援を検討する。
経済観光部 観光課	2	56	那覇市観光基本計画の期間延長と with コロナ期緊急戦略の策定	●計画期間の延長を決定する。 ●with コロナ期緊急戦略を策定する。	○審議会委員長とメールや電話等でやり取りを行い、審議会の開催方法等について調整を行う。 ○開催方法等についての調整が済み次第、事務局案をまとめ、委員に図り決定する。	達成	・観光基本計画の中間見直しをする予定であったが、コロナの感染拡大を受けて、中間見直しの代わりに「那覇市コロナ期観光回復戦略」を策定した。 ・新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、「那覇市コロナ期観光回復戦略」をもとに、取り組みを検討する。
経済観光部 観光課	6	56	読売巨人軍春季那覇キャンプの受入	●読売巨人軍春季那覇キャンプの継続	○8月「那覇デー」実施、春季キャンプに向けた球団との調整 10月～1月 キャンプ受入に向けた準備 2月 12回目春季キャンプの実施	達成	・那覇デーは、新型コロナウイルス感染拡大で、一部委託（映像、チラシ配布等）で行った。球団に訪問しての調整はできなかった。 ・巨人軍春季キャンプは全日程の受入れ終了した。 ・春季キャンプの継続 巨人軍公式戦の本市開催に取り組む。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境政 策課	1	56	温室効果ガスの削減	★庁内の達成水準 ・対 H28 年度比－2.6% （第 5 期エコオフィス計画の目標値） ★市域の達成水準 ・対 R1 年度比－1% 市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標値 2023 年度までに対 H12 比－7%（現時点 -5%）から	★第 5 期エコオフィス計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる各施策の確実な取り組み ・環境保全対策会議（幹事会含む）において前年度の総括を行い、各部署の取り組み状況の確認を行う。 ・数値目標等の評価は「那覇市の環境令和 3 年度年次報告書」として HP などで公表する。	達成	・4 月 20 日第 1 回環境保全対策会議 那覇市エコオフィス計画（第 5 期）が承認される。 ・8 月 17 日第 2 回環境保全対策会議 環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の進捗報告 ★庁内の達成水準 ・前年度比 -0.3% ★市域の達成水準（実績） ・対 R2 年度比 -2.4% ・第 5 期エコオフィス計画に基づき、継続して環境に配慮した組織活動を全庁的に推進する。 ・コロナ禍における啓発活動として、WEB によるセミナー動画の発信に注力する。
環境部 環境政 策課	2	56	地球温暖化に関する社会情勢や国内外の動向の変化への対応	★クールチョイス事業 ・補助事業採択 ・環境配慮行動の変容 事業参加者の 7% ※補助事業申請時の成果目標を採用 ★那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の見直しを令和 4 年度に実施するための素案を策定する。 ・策定期間：R3 年度末	★クールチョイス事業の推進 【6 月】業者選定のための公募開始 ・J 時禍に考慮した事業提案を重視 【9～1 月】ZEB・ZEH の啓発を中心とした事業実施予定（内容変更の場合あり） ★令和 5 年度に終期を迎える那覇市環境基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の前倒しでの改訂に次のスケジュールで取り組む。 ①那覇市地球温暖化対策協議会審議（10 月） ②環境保全対策会議幹事会（11 月） ③環境保全対策会議への進捗報告（1 月）	達成	★クールチョイス事業の推進（広報） ・10 月 27 日 琉球新報に記事掲載 ・11 月 16 日 QAB ニュースで報道 ・HP、市民の友等による周知（イベント等の実施） ・11 月 3 日 オンラインセミナー開催 ・11 月 6・7 日、13 日・14 日 ZEH ハウス見学会&宿泊体験 ・9 月～12 月末 リストアップ 窓口開設 ・環境配慮行動（意識）の変容についてセミナー、施設見学会、体験宿泊会でのアンケートより ZEH について「33%」、断熱リフォームについて「49%」を達成 ★基本計画及び地球温暖化対策実行計画の改訂に向けて、R4 実施計画に計上した。 ・引き続きクールチョイス事業の推進を通して地球温暖化ストップに資する賢い選択の普及啓発に努める。 ・第 2 次那覇市環境基本計画および那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる施策目標の達成状況を確認しつつ、現計画で設定された目標の妥当性について、環境保全会議幹事会において検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境政策課	3	56	再生可能エネルギー導入に向けた基本方針の策定	★基本方針案の策定 ★R4 年度市長施政方針 ・ゼロカーボンシティ宣言	【基本方針の承認】 ★11 月 環境保全会議幹事会 ★1 月 環境保全会議 ・「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」の見直し含む。 ⇒新たな取り組みの柱を追加 ・公共施設のLED照明の導入 ・再生可能エネルギー導入方針 ・公用車をEV・PHVへの転換 ★令和4年2月 施政方針への盛り込み	達成	【基本方針の策定】 ・再生可能エネルギー導入に向けた環境配慮方針（電力調達方針）策定について環境省委託団体の支援を申請したが、沖縄県域における環境配慮契約の実施方法は環境省の電力専門委員会で検討することとなり、委託団体による支援は見送られることとなった。 ・改訂時期を控える環境基本計画および地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、統合し、一本化した改訂計画策定についてR4・R5の実実施計画として計上できた。 【施政方針への盛り込み】 ・施政方針案に「ゼロカーボンシティ宣言を目指す」という文言を記述した。 ・その他、ISO14001の認証返上もあり、今年度は環境に関する市長メッセージを庁内向けに発出した。 ・国の動向を注視しつつ、那覇市環境基本計画と那覇市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を一本化した改訂計画の策定の過程で基本方針の議論を進めたい。
環境部 環境政策課	4	56	ごみの減量化の推進	①事業系ごみの指導を増やす。 ②家庭系ごみの啓発周知を推進する。	①ホテルやスーパー、病院等に対するごみの分別・減量化指導を推進する。 ②市HP等での周知を効果的に行う。	達成	①新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所への訪問指導は18件となったが、保健所における事業所への広報啓発件数は776件となった。今後新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら実施する予定 ②市広報誌や市HPでごみ減量・分別に関する周知啓発を実施した。 また、一般家庭における引っ越し又はリフォームの際、クリーンセンターに持ち込むごみについて、資源化、減量化の指導を行った。 ・次年度以降も継続して指導・周知を継続する。
環境部 クリーン推進課	1	58	資源化物収集運搬禁止行為指導の推進	市内の一般家庭から出されるアルミ缶等の資源化物の搬入量を前年度以上にする。 前年度（R2）実績 アルミ缶 257,175kg スチール缶 540,330kg	悪質な持ち去り者に対しては、指導・勧告を経て、過料処分等の処置を行う。 早朝パトロールを実施し、効果的な指導を行う。	達成	・資源化物の価格高騰により新たな持ち去り者が発生したが、早朝パトロールと張り込み指導を強化したことで、コロナ禍前（R1）の搬入実績を上回った。 ※R2はコロナ禍の影響で資源化物の搬入量が激増したため、R1実績を参考値とする。 R1 搬入実績 174,740kg R4.2 未搬入実績 212,675kg ・持ち去り行為の抑止効果の高い早朝パトロールを継続し、市民の不安を取り除いて行く。
環境部 クリーン推進課	2	58	資源化物拠点回収の継続	資源化物については、不安定な取引市場が続いているが、中間目標値に示された45か所程度の登録団体数を目標とする。	古紙買取価格の下落＝奨励金の引き下げになったが、登録団体数を維持していく。 また、収集時の分別指導により、ごみ減量及び資源化の推進を意識付けていく。	未達成	・コロナ禍による集会活動の減少と店頭買取価格の高騰により直接店頭へ持ち込む団体が増加したため、同事業の登録団体数はほとんど変わらない状況である。 ・資源化の意識向上と各団体の育成、持ち去り行為の防止のため、引き続き回収を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 クリーン推進課	3	58	アシスト収集事業の充実	コロナ禍の影響による非接触型の収集を望む利用者也増えているため、新規申込時の声掛け率（ごみ無し時を含む）を50%とする。	アシスト収集における声掛けは、コミュニケーションの広がりや対象者の状況変化の把握、安否確認にも有効である。 また、高齢者の見守り支援にも繋がる本事業の声掛けを推奨するために、新規申込時に関係者も含め分かりやすく説明していく。	達成	- 新規申請 74 件中 70%の申請者が声掛け（ごみ無し時を含む）を希望し、収集時の声掛けを実施中。 - アシスト収集時の見守り支援は重要な意味を持つため、今後も継続して、収集時の声掛けを推奨していく。
環境部 クリーン推進課	4	56	事故発生防止の徹底	車両事故を減らすため、安全運転講習会や実技研修を年 2 回以上開催する。	①毎朝の朝礼、班ミーティングによる安全確認 ②安全作業マニュアルの徹底 ③班長・主査主任会議等での情報共有、協議及び周知 ④安全運転講習会、適正作業演習の開催 ⑤要整備車両の迅速な整備 ⑥事故の事例集を作成し、注意箇所や注意点の情報を共有する	達成	- 新型コロナウイルス感染防止のため研修等は実施していないが、毎朝の朝礼と班ミーティング、定期的な班長会議を実施し、日々の安全対策と情報共有を周知徹底した。 - 今後も研修による安全運転・作業の意識を高め、朝礼や各種会議で意思の統一を図っていく。
環境部 クリーン推進課	5	58	不法投棄陳情・要請への即対応	市民の声を早急に対応できるよう、陳情受付から 6 日以内には内容確認を含め現場調整を行う。	陳情受付と同時に受付システムへ登録を行い、グループ内で情報を共有する。 また、他の部署へ引き渡す必要がある案件や未処理案件を定期的にチェックして、迅速な処理対応を徹底する。	達成	- 他課との連携も含めて、陳情・相談受付から概ね 3 日以内には現地確認を行い、適時対応を行っている。 - 市民からの要望に対処できる確にできるよう、今後も迅速かつ丁寧な処理を行っている。
環境部 クリーン推進課	6	58	収集業務の一部委託化	令和 4 年度からの一部収集業務委託化に向けて、R4.3 までに業者選定及び契約内容を確立する。	人材確保が難しい状況にあるが、ワーキンググループ（現場職員で構成）で選定した譲渡予定コースの委託料を算定し、適正事業者の選定と業務内容を精査していく。	達成	- 収集作業中の死亡事故が発生したことで、次年度からの委託化（一部地区）は難しい状況であるが、譲渡コースの選定と新たな委託経費の考え方をまとめることができた。 - 委託業者の実情を考慮しながら、引き続き一部地区の委託化を進めていく。
環境部 クリーン推進課	7	58	大名橋改修事業	R4.3 までに定期点検及び実施設計に基づいた改修工事を行う。	工事の進捗管理を徹底する。 R2 設計完了済。 R3.7 までに工事入札を行い、R4.3 までに工事を完了する。	達成	- R4.2 工事完了。 - 改修終了後も、定期的に施設の点検を行い、適切な施設の維持管理を行っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境保 全課	2	58	自然観察会や環境啓 発事業の継続	自然観察会や環境啓発イ ベントに参加する市民に アンケートを実施し、市民 の事業内容に対する満足 度が70%以上とする。	・市主催事業（アンケート実施） ホタル観察会、湧水めぐり等 ・委託事業（アンケート実施） 環境啓発事業 ・共催事業 漫湖チュラカーギ作戦・国場川水 あしび ・その他事業 外来生物の啓発活動・NPOとの 連携による自然環境再生活動	達成	・環境啓発事業（主催事業）では、新型コロナウイルス感染症対 策を徹底して「湧水めぐり」及び「大嶺海岸観察会」を実施し、参加 者の満足度 96%を達成。 ・漫湖チュラカーギ作戦等の清掃作業は新型コロナウイルス感染 拡大を考慮して実施しなかった。 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、自然観察会等を開催。
環境部 環境保 全課	3	56	担当業務に係る人材 育成	各種研修を受講した職員 による報告会を開催する 等、研修の成果を課内で共 有する。	① 環境省環境調査研修所が実施す る「水環境研修」に職員 1 名を派遣 する。 ② 石綿作業主任者技能講習会を受講 する。（2名予定） ③ 県（南部保健所等）の研修や現地 調査に参加する。 ④ オンラインの研修、講座があれば 受講する。	達成	・石綿作業主任者技能講習会に 2 名を受講させ、研修報告を課内 で共有した。 ・環境省等が主催するオンラインセミナーを受講させた。 ・新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で環境省へ研修派 遣。
環境部 環境衛 生課	1	58	動物愛護思想の普及 啓発	犬猫の収容数の減少(対前 年度比) 令和2年度は 146 頭(犬 92 頭・猫 54 匹) 市民の友に動物愛護思想 の普及啓発に関することを 掲載	※広報誌等を活用した終生飼養（那 覇市動物愛護及び管理に関する条例 の主旨含む）の普及啓発 ※講習会（小学生対象）をはじめイ ベント等を通じた普及啓発 ※飼い主への返還及び譲渡事業の推 進 ※コロナウイルス感染者のペット預 かり等の相談への適切な対応 ※那覇市動物愛護及び管理に関する 条例のガイドライン素案の策定	達成	・コロナ禍のもと、小学校見学会時に動物愛護思想に関するミニ 講習会開催をはじめ大型書店や銀行等でのパネル展、広報誌の活 用等できる範囲内で最大限の動物愛護思想の普及啓発周知広報に 努めた。 ・収容数についても、昨年度実績を下回るものと思料している。 ・条例を制定しガイドライン素案を策定することで、本市の動物 愛護管理行政の骨子は固まった。しかしながら、所有者不明猫の 問題をはじめ更なる収容数の減少化に向けては、ガイドラインの 策定や愛護団体との協働体制を整えていく必要がある。
環境部 環境衛 生課	2	58	犬猫の適正飼養の推 進	犬猫の不適切な飼養に起 因する生活環境の悪化に 関する苦情・相談への適切 な対応 （苦情処理対応票を作成 し、きめ細やかな進捗管理 を行う。）令和2年度相談 件数は 1,684 件(犬 530 件・猫 1,154 件)	※広報誌等を活用した繁殖制限措 置、所有者明示、係留義務など適正 飼養の普及啓発（那覇市動物愛護及 び管理に関する条例の主旨含め） ※飼い主のいない猫の不妊去勢手術 実施事業（TNR 事業の実施） ※苦情・相談に伴う適正飼養の指 導・助言にソフト（アクセスによる 情報共有）を活用する。	達成	・コロナ禍のもと、TNR 事業をはじめ苦情相談への適切な対応が 図られた。 ・また、苦情相談者へのベストな対応を図ることを目的に取り入 れたソフト（アクセス）活用により情報が課内共有されるなど継 ぎ目のない対応が可能となった。 ・次年度以降は、苦情相談数の減少化を達成水準に掲げ、愛護団 体との協働を含め、動物愛護推進員とともに取組強化に努めたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 福祉政 策課	4	58	社会福祉法人・社会 福祉施設に対する指 導監査の実施	49 法人、170 施設に対 し指導監査を実施する。	①指導監査実施予定案を作成する。 ②4 月 30 日に指導監査連絡会議に て指導監査方針を決定する。 ③5 月中旬に対象法人・施設に対し 監査実施について送付する。 ④7 月より指導監査実施する。 ⑤7 月下旬より当月実施した監査報 告をとりまとめて復命会を実施す る。 ⑦令和 4 年 2 月までに対象の指導監 査を終了する。	未達成	・新型コロナ禍の影響により、児童福祉施設以外の指導監査を次 年度へ延期した（2 施設除く）。また、児童福祉施設の監査開始 を 10 月より実地監査から Zoom へ変更し監査を実施している。 PC のない施設については書面での監査となる。年度内には対象 法人施設等の監査を実施予定。 ・コロナ禍での感染防止のため、実地監査での監査を Zoom によ り実施している。PC のない施設への PC 導入を促す。
福祉部 福祉政 策課	5	56	重層的支援体制整備 事業の方向性の決定	重層的支援体制整備事業 を推進する上での組織体 制などの方向性を決定す る。	①当該事業への理解を深めるため、 課内で勉強会を定期的開催する。 ②10 月までに関係部署を招集し、 意見交換会を開催する。 ②1 月までに関係各課からの情報を 取りまとめる。 ③とりまとめた情報を関係部署で共 有する。	未達成	・相談窓口を持っている障がい福祉課、チャーがんじゅう課、保 護管理課とパーソナルサポートセンター、こどもみらい課、地域 保健課の各担当者から、現状と課題、関わりのある地域資源につ いて聞き取りを行った。その後は、コロナ禍での対応業務の増加 でマンパワーが足りないこともあり、関係部署と情報を共有し、 同事業の必要性について認識を深めるところまで至らず、方向性 を決定することができなかった。 ・引き続き関係部署と連携を図りながら、各部署から棚卸した情 報を整理したあと共有し、那覇市に相應しい体制の方向性を決ま る。
福祉部 チャー がんじ ゅう課	4	59	第 1 号被保険者保険 料の未収金対策 （保険料グループ）	介護保険料について、現年 度分収入率 97.5%以上、 滞納繰越分収納率 15.0%以上をそれぞれ確 保する。	未収金対策として、給付制限等によ る納付喚起、滞納処分の実施、効率 的な電話督促、口座振替の推進を行 うとともに、会計年度任用職員であ る収納推進員を活用し納付の督促に 取り組む。	達成	・出納期間終了までの数値結果で、現年度分は前年同様、達成とな った。滞納繰越分についても達成となっている。 ・新システム導入のおかげで業務効率が上がり、徴収率も大幅に 上昇している。差押え等を含めて徴収率向上に向けた取り組みを 進める。
福祉部 障がい 福祉課	2	58	障害福祉サービス及 び児童通所支援の支 給決定のスピーディ ー化（支援審査 G）	障害福祉サービス及び児 童通所支援の新規申請受 付から支給決定までに要 する期間について、2 か月 以内の決定率を 85%以 上とする。	1 年 10 回程度勉強会を開催し申 請から認定調査、審査会、支給決定 までの事務効率化及び職員のスキル アップを図る。 2 障害福祉サービス等の実施につ いては、計画相談支援事業所との連 携が重要となることから、事務効率 化や運用改善を随時検討していくた め、計画相談支援事業所連絡会に年 2 回参加するなど情報収集に努め る。	達成	・令和 4 年 3 月 24 日現在、2 月以内に支給決定した割合が 86.0%で目標達成した。 ・目標達成に向け、勉強会を 3 月までに 4 回開催し、更新案内通 知の発送時期の見直し等の業務見直しを実施した。 ・計画相談所支援事業所連絡会については、2/22 の連絡会に参 加し、情報提供・共有を行った。 ・時間外勤務が多いことの課題があり、今後解消するにあたって、 事務改善し、早期決定につなげる。また、事業所連絡会は、情報 提供・共有の場なので、積極的に参加する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 障がい 福祉課	3	58	身体障害者手帳の安定交付（給付1G）	障害者手帳の申請受付（審議会諮問除く）から交付決定までに要する期間を、2ヶ月以内の決定率85%以上とする。（昨年目標値80%以上⇒85%へ上方修正する）	1 医学に関する専門知識や認定基準の知識の向上及び診断書内容の疑義判定のための係内判定会議を適宜開催する。 2 担当職員間において、業務の見直しや適宜業務交換を行い、事務の効率化及び職員のスキルアップを図る。	達成	- 目標達成に向け、判定会議を週2～3回開催した。身体担当に1人欠員が出たが、サポート体制の構築や業務の優先順位をつけ、随時進捗状況を確認することで、遅滞なく業務を遂行できた。 - R4年2月末現在、2か月以内の決定率90.9%で目標達成した。 - 今後も業務改善、職員のスキル強化を推進し、この高い水準を維持する。
福祉部 障がい 福祉課	4	58	日常生活用具支給手続きの迅速化（給付2G）	日常生活用具の申請受付から支給決定までに要する期間について、14日以内の決定率を90%（前年度90%以上）とする。（昨年実績は、96.8%だが、紙おむつの事業拡大に伴い、現状では見込めないものがあり、昨年と同様の数値とする。）	毎月1回勉強会を開催し、業務の課題を共有し、課題解決の方策を探る。（PDCA）	達成	- 目標達成に向け、勉強会を12月までに6回開催し、課題を共有し解決に向けた方策を班員とともに検討し事務改善を図った。 - 令和4年2月末現在、14日以内決定率96%で目標達成した。 - 高い水準で目標を達成できていることから、今後もこの水準を維持する。
福祉部 保護管 理課	1	58	（自立促進）生活困窮者自立相談支援事業の推進	厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度のKPI（目安値（新規相談受付件数615件、プラン作成件数308件））を達成する。	①平成28年度に立ち上げた庁内連携推進会議（関係課25課との）への情報提供を通して、更なる生活困窮者の掘り起こし及び相談窓口への誘導を行う。 ②沖縄県、ハローワーク及び那覇社協等の他機関と連携し、生活困窮者自立支援制度の周知や公報、相談者への包括的な支援に取り組む。	達成	- 令和3年度末時点で、新規相談受付件数6,883件、プラン作成件数708件と厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度のKPI（目安値）を達成した。 - 昨年度に引き続き、コロナ禍の影響により増加し続ける生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援機関（那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）が関係機関等との連携による包括的な支援に取り組んだ成果である。 - 昨年度来のコロナ禍の影響により、生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業の利用が増加し続けていることから、生活困窮者の支援が円滑に実施できるよう生活困窮者自立相談支援機関（那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）の支援体制の強化及び必要予算の確保など生活困窮者にとって必要な支援が確実に届くよう取り組む。
福祉部 保護管 理課	2	59	（返還金業務）返還金徴収の実施	①現年度分の徴収率50% ②滞納繰越分の徴収率5%	保護世帯への訪問調査や保護者との窓口面談等の際に、確実に返還するよう指導を継続して行うとともに、口座振替による納付を推進していく。 法第78条の徴収金については、法第78条の2に基づく保護費との相殺（別途送金）を進める。 相続人の調査を実施し、徴収強化を図る。	達成	令和3年度の現年度分の徴収率は51.8%、滞納繰越分5.5%であった。現年度については、コロナ禍でも昨年度のように分散勤務等が無く、職員の勤務体制が整っていたため、年度当初からスムーズに決定や納付指導を行うことができた。滞納繰越分も口座振替件数の増加により目標達成となった。 次年度は債権の検討時点で収納方法を調整する等、効率的で収納の機会を逃さない取り組みを行い、口座振替の拡充や保護費からの相殺（別途送金）による徴収強化に努める。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護管 理課	6	56	（職員育成）職員の 人材育成と組織体制 の強化	業務に必要な知識や能力 の習得を目的に、課内実務 研修・他法他施策研修等を 年間計画に従い実施する （8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等につ いて、職員全体で共有しその内容を 理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を 活用することで、生活保護行政の適 正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジ メントについて、適正保護支援員を 活用しケースワーク業務の強化を図 る。 ・職員研修所や県等主催の研修につ いて、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適 切な時期に必要な研修を実施する。	未達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保 護課全体会議」「訪問実務研修」「課税調査実務研修」と「他法 他施策研修」は中止となった。その他の研修については実施する ことができた。 ・厚労省の研修については中止となったが、沖縄県社会福祉協議 会主催のオンライン研修については、新任査察指導員研修、中堅 現業員研修に職員を参加させることができた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を 実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施す るを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブル が増えていることから、CWの立場、安全を守るための適切な対 応を学ぶための研修の充実を目指す。
福祉部 保護第 一課	1	58	訪問活動の確実な実 施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	・訪問活動や電話での状況確認はケ ースワーク業務の根幹をなす重要な 業務であることを研修等を通じてC Wに理解させる。 ・訪問強化月間をこれまでの3回か ら6回（6月・7月・8月・10月・ 12月・3月）へと増やし、担当班 長は各CWの訪問履行状況を班長会 議で報告し、計画に沿った訪問を推 進する。また、各班長は目標達成ま での進捗管理を適切に行い、目標達 成に努める。 ・今年度も新型コロナウイルス感染 症の影響により、訪問活動が限定的 となっているところもあるが、目標 達成に向け努力していく。	未達成	・3月30日時点での訪問実施率は16.2%で、目標達成には至 らなかった。また、訪問に加えて電話連絡等での状況把握の実施 率に関しても58.3%と低調である。 ・訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための 訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、そ れに代わるべく電話連絡等での状況把握の実施率が低調なのは、 ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解して いないためであると思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹を なす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させる と共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中 できる体制の整備を図る。
福祉部 保護第 一課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還 金が生じたケースについ ては、年度内（6月から3 月まで）に返還決定までの 処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、 毎月班ごとの処理状況を報告し、定 められた期限内での事務処理の履行 を推進する。各班長は、CWの処理 状況を確認し、進捗管理を適切に行 い、目標達成に努める。	達成	・3月31日時点で継続ケース・廃止ケースとも全て終了し、目 標達成した。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース 等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末 までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するた めには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行 い、優先的に処理ができるような方策を検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第一課	3	58	生活保護法第 24 条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が 14 日を超えない割合を 48%以上とし、30 日を超えない割合を 97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は 3 か月に 1 回班長会議にて、30 日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	・法第 24 条の遵守については、3 月 31 日時点で 14 日を超えない割合が 68.8%、30 日を超えない割合が 99.4%と達成している。 ・生活保護法第 24 条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各 CW に周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第一課	4	56	（職員育成）職員の 人材育成と組織体制 の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8 回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用し、ケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	未達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保護課全体会議」「訪問実務研修」「課税調査実務研修」と「他法他施策研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については実施することができた。 ・厚労省主催の CW 全国研修会や、沖縄県社会福祉協議会主催の SV 研修についてはオンラインにて職員を参加させることが出来た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CW の立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第一課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員についてカウンセリングを実施することにより、職員の健康状態を保つと共に、メンタルヘルス疾患による休職を予防する。	なるべく早い時期（6 月から 8 月にかけて）にカウンセリングを実施し、職員に制度について理解してもらい、不調を感じた時にいつでも相談できる体制であることを知ってもらい、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期（5 月から 8 月にかけて）全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第二課	1	58	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	- 訪問活動や電話での状況確認はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修等を通じてCWに理解させる。 - 訪問強化月間をこれまでの3回から6回（6月・7月・8月・10月・12月・3月）へと増やし、担当班長は各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また、各班長は目標達成までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 - 今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向け努力していく。	未達成	3月30日時点での訪問実施率は10.2%、目標達成には至らなかった。また、訪問に加えて電話連絡での状況把握の実施率に関しても46.2%と低調である。 - 訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、それに代わるべく電話連絡等での状況把握の実施率が低調なのは、ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解していないためであると思われる。 - 訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。
福祉部 保護第二課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	3月31日時点で継続ケース・廃止ケースとも全て終了し、目標達成した。 - 例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第二課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を48%以上とし、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は3か月に1回班長会議にて、30日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	- 法第24条の遵守については、3月31日時点で14日を超えない割合が56.3%、30日を超えない割合が99.3%と達成している。 - 生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第二課	4	56	（職員育成）職員の 人材育成と組織体制 の強化	業務に必要な知識や能力 の習得を目的に、課内実務 研修・他法他施策研修等を 年間計画に従い実施する （8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等につ いて、職員全体で共有しその内容を 理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を 活用することで、生活保護行政の適 正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジ メントについて、適正保護推進員を 活用し、ケースワーク業務の強化を 図る。 ・職員研修所や県等主催の研修につ いて、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適 切な時期に必要な研修を実施する。	未達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保 護課全体会議」「訪問実務研修」「課税調査実務研修」と「他法 他施策研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修につい ては実施することができた。 ・厚労省主催のCW 全国研修会や、沖縄県社会福祉協議会主催の SV 研修についてはオンラインにて職員を参加させることが出来 た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を 実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施す るを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブル が増えていることから、CW の立場、安全を守るためのクレーム 対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第二課	5	56	全職員カウンセリング 実施	全ての職員についてカウ ンセリングを実施するこ とにより、職員の健康状態 を保つと共に、メンタルヘ ルス疾患による休職を予 防する。	なるべく早い時期（6月から8月に かけて）にカウンセリングを実施し、 職員に制度について理解してもら い、不調を感じた時にいつでも相談 できる体制であることを知ってもら い、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期（5月から8月にかけて）全職員のカウンセリングを 実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行ってい くが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにして いきたい。
福祉部 保護第三課	1	58	訪問活動の確実な実 施	1 全体の訪問実施率 90%以上を目標とする。 2 全体の面談未実施率 0.4%以下を目標とする。	・訪問活動や電話での状況確認はケ ースワーク業務の根幹をなす重要な 業務であることを研修等を通じてC Wに理解させる。 ・訪問強化月間をこれまでの3回か ら6回（6月・7月・8月・10月・ 12月・3月）へと増やし、担当班 長は各CWの訪問履行状況を班長会 議で報告し、計画に沿った訪問を推 進する。また、各班長は目標達成ま での進捗管理を適切に行い、目標達 成に努める。 ・今年度も新型コロナウイルス感染 症の影響により、訪問活動が限定的 となっているところもあるが、目標 達成に向け努力していく。	未達成	・3月30日時点での訪問実施率は18.8%で、目標達成には至 らなかった。また、訪問に加えて電話連絡等での状況把握の実施 率に関しても57.8%と低調である。 ・訪問実施率については、新型コロナウイルス感染防止のための 訪問自粛の観点からやむを得ない数字だと思う。しかしながら、そ れに代わるべく電話連絡等での状況把握の実施率が低調なのは、 ケースワーカーが保護世帯の状況把握の重要性を十分に理解して いないためであると思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹を なす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させる と共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中 できる体制の整備を図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第三課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	・3月31日時点での未処理が継続ケース・廃止ケースはすべて終了し、達成している。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第三課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を48%以上とし、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は3か月に1回班長会議にて、30日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	・法第24条の遵守については、3月31日時点で14日を超えない割合が76.9%、30日を超えない割合が99.6%と達成している。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第三課	4	56	（職員育成）職員の 人材育成と組織体制 の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用し、ケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	未達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策や緊急事態宣言を受け、「保護課全体会議」「訪問実務研修」「課税調査実務研修」と「他法他施策研修」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については実施することができた。 ・厚労省主催のCW全国研修会や、沖縄県社会福祉協議会主催のSV研修についてはオンラインにて職員を参加させることが出来た。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第三課	5	56	全職員カウンセリング実施	全ての職員についてカウンセリングを実施することにより、職員の健康状態を保つと共に、メンタルヘルス疾患による休職を予防する。	なるべく早い時期（6月から8月にかけて）にカウンセリングを実施し、職員に制度について理解してもらい、不調を感じた時にいつでも相談できる体制であることを知ってもらい、メンタルヘルス疾患を予防する。	達成	・早い時期（5月から8月にかけて）全職員のカウンセリングを実施することができた。 ・次年度においても早い時期からのカウンセリングを行っていくが、対象職員の優先順位を工夫する等、より充実したものにしていきたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 健康増進課	1	58	新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施	令和4年2月28日までに、対象者の70%以上の市民へのワクチン接種を完了する。	- 集団接種6割、個別接種4割と想定し、那覇市医師会、関係医療機関と連携し、ワクチン接種が円滑に進められるよう体制を整える。 - 集団接種会場を設営するにあたり長時間にわたり相当数の職員の動員が必要になるため、職員動員体制の確保に向けた取り組みを行う。	達成	- 令和4年1月21日現在、全市民に対する2回目接種率70.83%。 - 接種対象者(12歳以上)の2回目接種率80.19%。 - 次年度は、新型コロナワクチン追加接種(3回目)、及び接種年齢が拡大(5歳～11歳)されることに伴う事業実施に取り組む。
健康部 健康増進課	2	58	特定健診受診率向上(受診者及び未受診者対策)	コロナ禍の影響を考慮し、2月末時点の特定健診受診率20%以上、特定健診受診者のリピーター率を60%以上を目標とする。	- 受診機会、受診環境の整備拡充(集団健診・まちかど健診実施) - 効果的な広報啓発活動の実施(市民の友・ホームページ・SNSの活用) - 未受診者への特性に応じた受診勧奨の実施 - リピーター率向上に向けた受診勧奨の実施 - 医療機関と連携した治療中未受診者への受診勧奨の実施 - 治療中未受診者対策事業(トライアングル事業)定着に向けた国保連及び医療機関との連携 - 事業所に雇用されている国保加入者の健診データ取り込み定着化に向けた取り組み	達成	- 新型コロナ感染症の拡大にともない、対象者の健診受診控えの影響が大きく、受診率が低迷した。そのため。対策として通常の受診勧奨に加え、前年度受診履歴がなく今年度未受診者を対象にハガキによる勧奨を実施し2月までの特定健診受診率は22.9%(令和4年8月速報値29.3%)となった。 - 特定健診受診者のリピーター率は63.5%となり、目標達成となった。 - なお、40代50代の働き盛り世代の受診率は令和4年8月速報値では20.8%である。 - 新型コロナ感染症流行時においても、対応できる衛生管理体制を構築し、集団健診等を実施することで、健診受診の機会の確保を図る。 - 通常の受診勧奨に加え、前年度受診者に対してのSMSによる勧奨等の新たな手法を取り入れながら受診勧奨を実施し、リピーター率の向上を目指す。 - 健診受診歴のない被保険者に対し、市医師会や各医療機関と協力しながらアプローチし、受診勧奨を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 健康増 進課	3	58	特定保健指導率向上 (生活習慣病発症予 防の支援)	・特定保健指導実施率につ いて、コロナ禍による影響 のため、2月末現在で 10%を上回ることを目標 とする。（R2年度 11.0%、R元年度 12.8%）	・結果説明会（保健指導）へ参加し やすい環境の整備及び機会の拡充 ・健診結果手渡しによる保健指導の 効率的実施（まちかど健診、集団健 診） ・地域資源及び委託機関を活用した 保健指導の充実強化（地域活動管理 栄養士、受託医療機関） ・保健指導の再利用助奨（ヘルスア ップ事業） ・保健指導スタッフの力量アップ（研 修会への参加等）	達成	・特定保健指導実施率について、対象者 1939 人 保健指導終了 者 686 人 実施率 35.4%（令和 4 年 8 月速報値）となっており、減少傾向にある。 ・令和 23 年度法定報告による特定保健指導実施率は 46.8%と 過去最高だった前年度より、32.2 ポイントの減となった。 ・新型コロナの感染流行時には結果説明会及び訪問を中止、流行 が落ち着いた頃に再開という、年度通した実施ではなかったが、 工夫を図り保健指導を実施した。 ・委託医療機関においても、新型コロナ感染拡大のため、継続し て特定保健指導を受ける人が減少傾向であった。委託先も人材確 保が難しいとのことだが、連携してさらなる指導率アップに取り 組んでいきたい。 ・引き続き、保健指導実施率のアップに向けて、取り組む。 ・外部委託機関などへのアウトソーシングにより効率的かつ効果 的な運用実施を図っていきたい。
健康部 健康増 進課	4	58	乳幼児期から学齢期 へのむし歯予防対策 の実施	・学校現場において、フッ 化物洗口の有効性、安全性 について、理解を深めても らうため、小学校 5 校以 上、中学 5 校以上を訪問 説明する。	・校長会や教職員説明会でフッ化物 洗口の必要性について丁寧に説明を 行う。	未達成	・前半は新型コロナウイルス感染拡大に伴い緊急事態宣言やまん 延防止等重点措置が発令され、校長会参加や学校訪問が実施でき なかった。 ・11 月に学校教育課と「小中学校におけるフッ化物洗口」につ いて調整会議を開催。11 月の校長会で、フッ化物洗口の説明会 を 1 月より順次実施する旨の周知文とフッ化物洗口マニュアルを 配布した。しかし、年末・年始からの感染爆発により、1 月末現 在説明会未実施、新規実施校 0 校である。 ・次年度は、口腔保健支援センター設置し、全ライフステージに 対して切れ目のない歯科保健推進のため、医療・保健・福祉・教 育の機関と連携強化に努め、学齢期の歯科保健に関しても、学校 訪問で丁寧に説明し、フッ化物洗口新規実施校拡充を目指す。
健康部 健康増 進課	5	58	成人男性の風しん予 防接種事業(第5期) を実施	・風しん抗体検査の目標を 2,000 人以上とし、検査 の結果抗体を保有してい ない者に対し予防接種を 行う。	・4月に対象者約 34,000 人へ個別 通知を送付する。 ・公式ホームページ、広報紙「なは 市民の友」等により周知・啓発を行 う。 ・商工会議所と連携し、職場健診等 の際、抗体検査・予防接種を受けて もらう。	未達成	・未受検の対象者全員に勧奨通知を送付したが、新型コロナウイル ス感染症の拡大に伴う外出自粛やテレワーク推奨などを受け、 医療機関の受診等を控える状況があった。 ・当該事業は、進捗状況が目標に達しないため、さらに3年間の 延長となった。次年度は抗体検査未受検の対象者全員にクーポン 券を送付して検査を促進する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 健康増 進課	6	56	特定健診課との統合 による業務見直し・ 改善	- 健康づくりGと特定保健指導Gにおける事業の見直しを行い、効果的かつ効率的な事業運営について、8月までにまとめる。 - 検診予防Gと特定健診Gにおける事業の見直しを行い、効果的かつ効率的な事業運営について、8月までにまとめる。	グループ長会議を週1回開催し、検討を行う。	達成	- 各事業の見直し、担任事務の確認を行ったが、産休・育休職員が7人いる中では、人員の削減は難しいとの結論に至った。 - 特定健診Gと健診予防Gが協力し、コロナ禍でありながら、集団健診を6回開催するなど順調に業務を進めることができた。 2課が統合されたことにより、市民に対する健康教育・健康相談への意欲が増し、新たな広報媒体による活動をはじめのきっかけとなった。 20代・30代健診については、希望者が一定程度いることから、健康づくりGと特定健診Gで連携してできないか研究する。 - 健康づくりGで実施している健康講座を特定保健指導に活用するよう調整する。
健康部 国民健 康保険 課	2	56	職場研修・職場外研 修の推進	新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、職場内研修または県や国保連合会等が主催する各種研修へ延べ19名（新任職員）以上参加させる。	- 職場内において、新任職員向け、スキル習得を目指した研修を実施する。 - 県や国保連合会等が主催する各種研修会については、感染拡大防止を図りながら、必要に応じて参加させる。	達成	- 庶務グループ及び給付グループの新任職員9名は国保連合会主催のWeb会議（Zoom）研修を受講。保険税グループ7名及び後期高齢者医療グループ5名においては、当初課内研修に参加。研修参加人数は、延べ21名となっている。新型コロナウイルスの影響により、職務ごとの他市町村との研修などが、実施が困難となったが、Web開催や書面開催などで、資質向上を図った。 - 課内新任研修は新型コロナウイルスの感染拡大状況を考慮し、研修会場での密を避けるため、同じ内容の研修を2回に分け対面開催を実施。知識向上を図った。 - 次年度以降においても積極的に各研修への参加を促し、また課内研修は可能な限り質疑応答可能な対面での研修実施を行う。
健康部 国民健 康保険 課	3	59	国保税（現年度・滞 納繰越分）の収納対 策の強化	国保税の2022年3月末時点での現年度収納率を88%以上確保し、また、滞納繰越分収納率については17%以上を確保する。	- 滞納者への早期接触 - 電話督促の着実な実施 - 差押等の滞納処分の強化 - 電話催告業務の民間企業への委託 - 未申告者への申告案内	達成	国保税の収納率は、2022(R4)年3月末時点の目標を達成し、出納閉鎖時点における令和3年度の目標収納率も達成した。 ※2022(R4)年3月末時点収納率 現年度分 89.95% 滞納繰越分 18.70%
健康部 国民健 康保険 課	4	59	後期高齢者医療保険 料（現年度・滞納繰 越分）の収納対策の 強化	後期高齢者医療保険料の2022年3月末での収納率を現年度分97%、滞納繰越分60%以上を確保する。	- 電話督促、催告書送付等を通じて収納率の向上に努める - 悪質な滞納者については年金等の差し押さえを実施する	達成	後期高齢者医療保険料の2022年5月末時点収納率 現年度分 99.39%、滞納繰越分 59.14% ・現年度分については達成できたが、滞納繰越分について未達成となった。原因は、滞納繰越対象者の営業収入及び給与収入が下がったことにより支払いが困難となったことが要因と考えられる。 引き続き滞納者への早期接触や電話督促などを行うとともに、体制を整備して滞納処分の強化を図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 国民健康保険課	5	59	ペイジー口座振替受付サービスの推進	月平均 40 件以上の新規登録者を確保する。	・国保加入者への口座振替勧奨の徹底 ・市民への周知強化	達成	・ペイジーによる口座振替の新規登録者数は、4月～12月の9ヶ月で 1042 件、月平均は約 115 件となっている。目標の月平均 40 件以上を大きく上回っている。 ・ペイジーの導入により、収納機会の拡大が図られ、収納率向上にも寄与する。引き続きペイジーによる口座振替勧奨を積極的に進め、口座振替率の向上に努める。
健康部 国民健康保険課	6	58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する、国の財政支援を活用した国民健康保険税の減免、国民健康保険傷病手当金の支給推進	国保税の減免については、継続した支援が必要なため、遡及申請期限を年度末まで延長する条例改正を議会へ上程する。また、国民健康保険傷病手当金については、給与補償の観点から、申請受付後、1ヶ月以内に支給を行う。	・市民への周知徹底 ・申請受付からの迅速な処理	達成	・国保税の減免については、6月議会での条例改正の議決後、継続した支援に取り組んでいる。国保傷病手当金については、申請受付後、全件 1 ヶ月以内に支給を行い、市民への経済的支援を図っている。 ・国保税減免 700 件 85,431,400 円（R4.5 月末現在） ・傷病手当金 191 件 5,298,674 円（R4.3 月末現在） ・次年度以降の国からの財政支援が不明のため、動向を注視し対応していく。
健康部 地域保健課	1	58	不育症検査費用助成事業の実施	①事業実施要綱等の作成及び受付体制を 5 月上旬までに体制を整備する。 ②助成制度利用者、年間 40 人以上を目指す（助成対象予測者数の約 30%）	① 1）要綱作成及びマニュアル作成 2）受付体制の整備のために G 員との会議開催 ② 1）事業の周知啓発 ・市民の友に掲載 ・検査実施医療機関などへのチラシ等により事業の周知啓発を図る。 2）沖縄県（不妊専門相談センター）やその他の相談機関との連携を図り、検査後のカウンセリング体制の充実・強化に努める。	未達成	①事業実施に向けた実施要綱、受付体制の整備については概ね達成。（R3.5 月開始） ②事業開始後、周知用チラシについては不妊治療を行う県内指定医療機関へ送付。しかし、対象となる検査実施医療機関として地方厚生局の承認を受けている医療機関が県内に無いことが判明。県より医療機関へ対象検査を実施している場合は、承認申請を行うよう呼びかけるも長期間承認医療機関は無かった。年度末までに県内 3 医療機関が承認を得た。 八重山病院（石垣市、10/29～）、空の森クリニック（八重瀬町、12/1～）、琉球大学病院（西原町、R4/1/1～） ・実績 1 件（R4.3 月末） ・引き続き、関連医療機関へのチラシ配布や広報紙を活用し、事業自体の周知を図っていく。また、県とも連携を継続し、対象検査を受けることができる県内承認医療機関の拡充に努める。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 地域保健課	2	58	コロナ禍における乳 幼児健診受診率の向 上	①新型コロナウイルス感 染症の影響により落ち込 んだ受診率を上げる。 ・乳児健診 82%(R2：79.6%暫定値) ・1 歳 6 か月児健診 87.8%(R2：86.6%) ・3 歳児健診 83% (R2:81.8%)	① 1) 新型コロナウイルス感染症防 止対策を講じて、幼児健診を実施す る。 2) 乳児健診に関しては年間を通し て個別健診が受けられるようにす る。 3) 令和 2 年度実施できなかった保 育所等への受診勧奨のポスター配布 を前半期までに実施する。 4) 新型コロナウイルス感染症の影 響により中止していた母子保健推進 員による未受診者訪問をコロナの動 向を踏まえ早めに再開する。 5) 未受診者が再受診しやすいよう に受診予約をシステム化する。	未達成	①乳幼児健診は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団 健診の受診控えや中止期間が生じたことにより、目標の受診率に は達していない。 ・乳児健診（個別健診）は、95.6%と目標を 13.6 ポイント上回 っている。 ・集団健診方式である 1 歳 6 か月児健診は 83.9%、3 歳児健診 は 83.7%と、目標には達していない。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、母子保健推進員によ る未受診者訪問は中止しているが、勧奨ハガキの送付、予約シス テムの導入は実施した。 ・引き続き、 1) 感染症防止対策を講じて乳幼児健診（集団健診）を実施する 2) 乳児前期健診は年間を通して、個別健診として受診できるよ うにする。 3) 保育所等へ受診勧奨ポスターを配布する。 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止している母子保 健推進員による未受診者訪問を再開する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 地域保健課	3	56	那覇市自殺予防対策の推進	①コロナ禍による自殺予防対策の推進を図るため、チラシの配布、那覇市保健所 HP、市民の友、企業会報誌等を活用し、那覇市自殺対策計画及び相談窓口の周知啓発に努める。 ②自殺対策関係機関連絡会議（庁内、外部）を開催し、自殺対策の推進及び進捗確認を行う。	① 1）相談窓口のチラシを庁内関係課 14 課（保護課、市民生活安全課等）及び外部関係機関 26 か所（那覇市社会福祉協議会、那覇市パーソナルサポートセンター、女性センター、那覇市地域包括支援センター等）に配布する。（6 月、11 月予定） 2）那覇市商工会議所会報誌へ働き世代への自殺予防に向けたメンタルチェック及び相談窓口の周知について掲載する。（5 月） ②庁内会議は、現状や通達、協力依頼等の資料配布にて情報共有を行う。外部委員会は、年 1 回開催予定。（2 月）	未達成	①相談窓口のチラシ及び SOS（レスキュー）カードを 7 月に庁内関係 12 課、庁外関係課 44 か所に配布した。（庁内関係課 2 課については去年送付分がまだあるとの事で送付せず。） 那覇商工会議所広報誌「NAHACC」5 月号」にメンタルチェック、相談窓口を掲載。加入している市内事業所、約 4000 事業所へ配布されている。 ・他、コロナワクチン接種会場 11 か所及び那覇市内のコロナ陽性者用宿泊療養ホテルへの周知啓発（こころの健康に関するリーフレット、生活困窮等を含む相談窓口を掲示）、なは市民の友 12 月号においてコロナに関連したストレスへの対処法、相談窓口を掲載。ホームページに新型コロナウイルス感染症こころの相談窓口を掲示。また、那覇市医師会、那覇市教育委員会（教育相談課）と連携し、こどものうつ、自殺について保護者向けにラジオ放送を実施、健康増進課と連携し、那覇メインプレイスでの健康フェアにて自殺予防、メンタルヘルスについて周知啓発を行った。 ②自殺対策庁内会議は、書面開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響でコロナ応援業務が優先となったため、実施できず。*R2 年の本市における自殺者数確定値（厚生労働省地域における自殺の基礎資料より。第 5 次総計の実績値は人口動態統計のため数値が違う）は、総数 46 人（男性 37 人、女性 9 人）。前年は 51 人（男性 41 人、女性 10 人）となっている。 ・那覇市自殺対策計画書に基づき、関係各課や関係機関の進捗確認や情報共有を行い、計画を推進する。
健康部 地域保健課	4	58	2 歳児歯科健康診査事業の受診率の向上	①2 歳児歯科健診の受診率を 1%上昇 60.5%→61.5%	① 1）新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて、2 歳児歯科健診を実施する。 2）令和 2 年度実施できなかった保育所等への受診勧奨のポスター配布を前半期までに実施する。	達成	①2 歳児歯科健康診査の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により、集団健診の受診控えや中止期間が生じたが、受診率は 64.5%と前年度より 4 ポイント上昇し目標達成した。 ・引き続き 1）感染症防止対策を講じて集団健診を実施する。 2）再通知ハガキの送付、予約システムの活用など受診率向上を図る。 2）令和 3 年度実施できなかった保育所等への受診勧奨のポスター配布を前半期までに実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 地域保健課	5	58	コロナ禍における産後ケア事業の充実	①産後ケア事業の利用実績数の増加 43 件→50 件	①1) 新型コロナウイルス感染症の防止対策を講じて、事業を継続する。 2) 事業の周知啓発 ・4月上旬までにチラシの修正、親子健康手帳交付時に全妊婦に周知。 ・5 月中に関係機関(子育て応援課、在宅助産師)や医療機関市内 10 か所へ周知する。 ・併せて市 HP にも掲載する。	未達成	1)委託先の理解と協力があり、感染拡大防止に努めながら事業継続できた。 2)事業の周知啓発に関する取り組みは、計画通りに実施できた。しかし、親子健康手帳の郵送交付によりチラシ配布に留まっており、専門職員が相談対応しながら事業の周知を行う機会が減少している。（令和 3 年度 利用実績 延べ 40 件） ・周知啓発に関する取り組みを継続する。
健康部 生活衛生課	1	58	HACCP（自主衛生管理）導入に向けた事業の推進	・事業者向けアンケートの実施：1000 件/年 ・事業者向け講習会(集合研修)の実施：6 回/年 ・事業者向け講習会(オンライン)の実施：6 月開始 ・制度実施確認：6 月開始 ・普及推進会議の開催：2 回/年)	事業実施に係る委託契約を関係機関と速やかに締結する	未達成	・関係機関と契約し、実施計画に基づく事業を開始したが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、BCP（業務継続計画）が発令されたことから、未達成となっている。 (実績) ・事業者向けアンケートの実施（987 件/年） ・事業者向け集合講習会の実施(4 回/年) ・事業者向けオンライン講習会は開始済 ・制度実施確認を開始し、3 施設確認済 ・普及推進会議の開催（1 回目：12/27 済、2 回目：3/7 済） ・実施計画の終了に伴い、ルーチン業務として関係機関との連携し、市内食品等事業者に対して、自主衛生管理の実施を確認する。
健康部 生活衛生課	2	58	「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施	生活衛生営業関係施設の業種別年間目標監視件数 理容所:20 件、美容所:70 件、クリーニング所:20 件、興行場:5 件、旅館業:100 件、公衆浴場:20 件、水道施設他:40 件、ビル管法関連:30 件、住宅宿泊事業法関連:100 件 総計:405 件	・年間目標の達成に向け、四半期毎の目標を定め、各期毎に目標達成できるよう監視を実施する ・職員の指導力を高めるため、県内外の研修会等に出席し、研鑽を積む	未達成	・理容所 309 件、美容所 87 件、クリーニング所 16 件、興行場 3 件、旅館業 702 件、公衆浴場 19 件、水道施設他 21 件、ビル管法関連 23 件、住宅宿泊事業法関連 143 件、合計 1323 件。 ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、監視業務が一時中止となり、理美容所、旅館業及び住宅宿泊事業法関連以外は未達成となった。 ・研修会等への出席は、オンライン講習会により達成した。 ・引き続き、同感染症の急激な感染拡大に伴う県や本市の危機管理対策本部の動向を確認し、関連施設の監視指導を行なっていく。
健康部 生活衛生課	3	56	食品収去検査における業務管理体制の確立	業務管理体制を確立し、コンタミネーション等の試験室内事故の発生を年間 10 件以下とする	・職員の検査技術の習得及び練度向上を図るため、県内外の研修会に出席する ・精度管理に係る実施検証を踏まえた G L P（試験検査業務の適正管理運用基準）に基づき実施する	達成	・試験室内事故の発生は無く、一般財団法人食品薬品安全センターに委託し実施した外部精度管理調査における結果も良好であった。 ・検査技術の維持向上を図るため、積極的に研修会等に出席する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 保健総務課	1	56	新型コロナウイルス感染症対応（現地対策本部の適正な運営）	・現地対策本部の人員の確保及び検査体制の整備	・支援部会等への応援調整 ・応援職員（事務職等含む）向けの研修会（積極的疫学調査）の開催 ・人材派遣や報償費等を活用し人材確保 ・企画財務部と調整 ・PCR 検査の業務委託（複数確保） ・検体採取センターの運営委託 ・高齢者施設等への出張採取の委託 ・変異株検査の業務委託	達成	・感染の波に応じて、①保健所内職員の協力による応援、②兼務発令による陽性者の段階に応じた職員の応援体制の整備、③5時以降や土日等の時間外での応援職員の確保、④市役所 OG、感染研、看護大学、他市保健師等の応援で対応。 ・会計年度職員、人材派遣等で人材の確保も概ねできた。 ・時間外手当等の確保。 ・医療機関、高齢者施設又はクラスター発生事業所以外の職場調査の重点化や疫学調査等の簡略化を行った。 ・厚労省の通知等に対応した就業制限等のマニュアルの整備を行った。 ・左記の業務委託契約のほか、学校保育 PCR 検査、エッセンシャルワーカーの定期検査、濃厚接触者である医療従事者の検査等新たな業務にも対応している。 ・4月の人事異動で、経験者が多く抜けたことから引継ぎがうまくいかず混乱がしばらく続いていた。 ・引継ぎがきちんとできることが必要。 ・核となる職員（リーダー）の育成が必要。 ・応援職員の人員の固定化が必要（要望）。 ・人材派遣等のさらなる外部人材の確保の検討。 ・職員の頑張りにより対応できているところがあり、残業を減らして、休みがとれる体制整備の構築。
健康部 保健総務課	4	58	那覇市立病院による地域医療の充実	・経常収益の確保 ・令和3年度中の新病院建設着工	・市立病院との間で細かな情報共有・連絡体制を引き続き確保することで、病院の経営状況を適切に把握するとともに、必要に応じて地方創生臨時交付金等を活用した支援策の検討を行う。 ・起債協議、実施計画、議会対応等、新病院建設財源確保、着工に向け支援を行うとともに、令和4年度沖縄振興予算確保に向け、国や県への働きかけを行う。	達成	・12月末時点で医業収支は約8億円の赤字だが、これを上回る補助金収入が予定されているので、経常収益は黒字を確保できる見込み。 ・3月17日に入開札を行い、資格審査の結果、落札者が決定した。 ・毎週月曜日に市立病院と定例調整会議を行っている。 ・市立病院との間で細かな情報共有・連絡体制を引き続き確保することで、病院の経営状況の共有に務める。 ・起債協議、実施計画、議会対応等、新病院建設財源確保等の支援を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こ ども政 策課	1	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上 ①第2期那覇市子ども子育て支援事業計画に基づく施設整備及び利用定員等の調整 ②樋川みらいこども園の公私連携型移行 ③コロナ禍における保育士確保に向けた取組の強化。	①計画に基づく施設整備の実施、地域の実情に応じた施設毎の利用定員、利用調整定員の調整の実施 ②樋川みらいこども園の公私連携型移行手続きの実施 ③コロナ禍における保育士確保事業の実施	①計画上の地域区分を整理し、不足地域における方策の検討、みらい課、教育保育課と連携し利用定員の調整を行う。 ②教育保育課とともに公私連携移行を推進する。（10月公募 11月選定） ③県外の保育士の就職活動を支援する補助制度を創設する。事業者団体、育成団体、マッチング団体等と意見交換を行いつつ事業の実施に努める。	未達成	①計画上の不足地域について、申込者数が減少したことで賃貸型の整備予定を次年度以降に実施することとした。②公私連携の移行時期について、教育保育課の給食調理業委託等の都合も鑑み、令和7年度から実施することとして整理した。③県外保育士の確保に向けた補助制度を2事業創設した。 ①アフターコロナを見据え実態に即した保育施設の認可等を推進する。②R7からの公私連携の移行に向け事務作業を実施する。 ③県外保育士確保にむけ事業を確実に実施していく
こども みらい 部 こ ども政 策課	3	58	21-3 放課後子ども総合プランの推進と地域における居場所づくりの推進 ①コロナ禍における各種対策の円滑な実施 ②第2期那覇市子ども子育て支援事業計画に基づく待機児童の解消推進 ③専用施設の設置（2か所） ④久場川児童館、久茂地にじい館指定管理募集手続きと安謝、若狭の更新手続き	①コロナ禍における児童館児童クラブの支援実施。 ②第2期計画に基づき待機児童解消のため支援の単位を増やす。年4クラブ8支援。 ③実施計画査定済みの専用施設の計画通りの実施。 ④指定管理の辞退があった久場川、指定管理を導入することとした久茂地の公募手続きの他安謝、若狭については期間満了に伴う募集手続きが必要。	①陽性者が生じた場合の方針の速やかな伝達や指導を実施し、コロナ関連補助について速やかに支援実施を行う。 ②支援の単位を増加させるための予算確保や、運営者の調整等により支援計画を推進する。 ③専用施設整備等について教育委員会と調整し推進する。 ④担当職員主導のもと手続きを実施する。	達成	①コロナ禍における補助等を速やかに対応してきた。②こども子育て支援事業計画を上回る整備が進み受け皿の確保を行っている。（令和3年度計画98箇所実績108）③専用施設整備については学校の改築等に合わせ順調に推進している。（36校区中16校区令和4年度の識名にて当面の整備は終了）④予定している4施設の指定管理手続きは順調に推進 ・引き続きコロナ対策を迅速に実施するとともに、ニーズに沿った整備を推進する。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	1	58	21-1 就学前の教育・保育の量の確保と質の向上	来年度の待機児童数を本年度同程度とし、引き続き待機児童ゼロを目指す。	①利用調整から給付まで担当職員が一貫して園をサポートすることにより、保護者のニーズに合わせた園の定員設定を行い待機児童を解消する。 ②各施設の空き状況や地域のニーズを踏まえ、4,5歳児の利用定員を下げ、1～3歳児の定員を上げることが出来る施設へ積極的に働きかける。	達成	・令和3年10月1日の待機児童数は143人で、前年295人から152人減少した。 ・令和4年4月1日の保育所等利用待機児童数は28人で、前年37人から9人減少した。 ・引き続き、保護者のニーズに合わせた園の定員設定を行い、一人でも多くの児童を受け入れ待機児童0を目指す。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こ どもみ らい課	4	57	役所に行かず必要な行政サービス(保育施設等入退所受付等)の申込みが実施できる環境整備	4月～ ICT化に関する調査研究、方向性を決定 9月～ システム構築委託に関する取り組み 12月～ 仮稼働 R4年4月本稼働を目指す。	デジタル化推進室と連携して、先進市を調査研究した内容を検討し、自主開発するか、事業者からの提案によるかを比較検討、役割を分担する。その際、委託による改修の場合は財源の確保（国、県の交付金等）を行う。	達成	- 国のマイナンバーを活用した「ぴったりサービス」を利用した電子申請システムの構築に方向性を定め、9月に現システムの改修等委託契約締結、R4年4月入所申込の追加調整から電子申請の受付を開始する。 - 次年度は、現況届及びR5年4月入所申込の電子申請を可能にするためのシステム構築等に取り組む。 - また、情報政策課が調達する申請管理システムとの連携を図る。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	5	58	保育所等入所調整及び給付業務を一貫して担当することにより、重複した業務の削減、合理化を図り保護者及び保育所へのサービス向上に努める。	5月～6月 入所調整及び給付業務のマニュアル作成 7月 マニュアルに基づく職員への研修を実施 8月以降 業務の課題を検討し、業務削減・合理化を実施	①業務が複雑になるため、手順をマニュアル化することにより、市民へ均一なサービスを提供できるようにする。 ②地域で班分けをすることで、隣接する施設の情報共有ができ、スムーズな入所調整が可能である。 ③職員の担当圏を減らすことにより、業務量を抑える。	達成	- 入所調整及び給付業務ごとのマニュアルを整備し、研修を行った。 - 結果、個々人の事務処理スキルが向上し、業務負担の軽減となったことにより、円滑なサービスを実施できた。
こども みらい 部 子 育て応 援課	1	58	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の円滑な支給	①ひとり親世帯に対する特別給付金の、児童扶養手当受給者への支給を、4月中に実施する ②ひとり親以外の世帯に対する特別給付金の支給を、国の要請に合わせ速やかに実施する	①新規事業化 ②追加事業化（補正予算対応）、システム改修、各手当・現況届に併せての処理（申請受付、審査、認定）、対象者向け制度周知、交付金支給、国補助金申請手続き	達成	①について、当初のスケジュールどおり実施することができた。（4月27日支給） ②について、市民向けの給付金支給手続き及び国の補助金申請手続きはスケジュールどおり実施した。国補助金受け入れについてもスケジュールどおりに実施することができた。
こども みらい 部 子 育て応 援課	2	58	ひとり親支援の充実	①ひとり親家庭等に対する各種相談件数の前年度比で増加（通年） ②ひとり親支援のため、関係団体の支援に関し、事業整理等の調整を実施する（通年） ③ひとり親支援のためのワンストップサービス事業等の検討を行う。	①各事業の周知等を通じて、各種相談に応じる ②庁内関係課及び関係団体と連携し、状況整理等調整を行う ③ワンストップサービスについて調査し、事業化等を検討する	達成	①について、各種相談件数は、各事業の周知を通じ、前年度より増加傾向にあり達成している。 ※令和2年度 2,354 件⇒令和3年度 2,588 件 ②について、ひとり親支援のための関係団体に対して、一部状況を整理し、関係部局との調整後一部支援することができた。他の支援に関し、引き続き、整理、調整が必要である。 ③について、全庁的なデジタル化推進を見据え、情報システム標準化及び手続きオンライン化等の構築後が効果的な実施になると判断し、次年度も引き続き検討する。 ・支援が必要なひとり親世帯に必要な支援が届くよう、関係団体との協力を継続しつつ、情報の周知や相談窓口の機能充実を図っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 子 育て応 援課	3	58	医療費助成の充実	①令和4年4月開始予定 のこども医療費の中学卒 業までの年齢拡充の準備 （通年） ②①に伴う母子父子等医 療費制度変更への対応（通 年）	①条例等規程の整備、システム改修、 市民向け制度周知、医療機関への説 明、システム改修終了、受給資格者 証送付 ②実施状況の把握、予算の執行管理、 人員の業務管理（通年）	達成	①条例等の整備、システム改修については達成。 市民への周知は3月、4月号の市報、広報モニター、HPを活 用して周知。また、市内公立小中学校の児童生徒の保護者宛にお 知らせ（パンフレット・チラシ）を3月、5月に配布（学校を介 して配布依頼） こども医療費助成申請登録済の対象者に対しては1/26に新受給者 証を発送し、登録は行われているが加入保険等の変更届出がなされ ていない対象者については更新手続きが必要な旨の通知を同日発 送。 未登録の対象者については、問い合わせ等の対応、窓口・郵送申請 （随時）にて受理審査を行い、受給者証の交付を行った。 ②母子父子医療費については、こども医療費年齢拡充による対象児 童の受給者証更新も問題なく発送。こども医療費と併せて行ったシス テム改修については達成 ・令和4年4月からのこども医療費の拡充に対応し、合わせて母子父子 医療の制度も変更となるので、業務遂行に必要な人員等確保しつつ、 今後も情報収集、県や他市町村及び関係機関との連携を図りながら、 医療費助成事業の充実を図る。
こども みらい 部 子 育て応 援課	4	56	コロナ禍における要 支援世帯への支援の 充実	①要支援世帯の定期的な 見守り体制を構築する ②育児支援家庭訪問事業 の訪問延べ件数の中間目 標値以上の実施（通年）	①- i 学校や保育園、保護管理課や教 育相談課の支援員など日常的に子 どもの見守り等を行っている関係機関 と見守り・報告などの役割りや手法 等を協議する。 ①- ii 校長会等を通じた説明、子ども 教育保育科主催の保育所・こども園 職員向けの研修等実施 ②コロナ禍において、子育て世帯へ のこれまでであった見守り体制が脆弱 化しているので、それを補う為、乳 幼児と関わる関係機関（こどもみら い課、らららステーション、子育て 支援センター、医療機関等）にて、 育児不安や負担を感じている保護者 を発見し繋いでもらえるよう、本事 業の普及啓発を図る。	未達成	①- i 適宜、要対協個別支援会議を開催し、個別の事案について課 題を共有し、見守り支援体制の状況を共有した。また、支援員間 の連携を深めるため、保護管理課主催の研修への参加や支援員合 同の意見交換会を開催し、支援のあり方・課題等について共有を 図った。 ①- ii 子ども教育保育課主催の保育園・こども園園長を対象とした 研修会、学校教育課主催の校長会、生徒指導主事連絡会に参加し、 虐待対応の見守り・通報義務について講義し、見守り体制の一層 の構築を図った。 ②市民向けチラシを作成し、こどもみらい課、らららステーショ ン、子育て支援センターへはチラシの配布を行い、育児負担や不 安を抱える保護者への紹介を依頼した。又、乳児健診委託医療機 関15箇所へは、訪問(10箇所)や電話(5箇所)にて本事業の説明、 周知依頼を行った。 ※令和3年度訪問件数延べ1,703件。 未達成理由は、利用世帯等のコロナ感染、濃厚接触者等により、 訪問キャンセルせざるを得ない状況が複数発生したため。 ・コロナ禍において虐待相談件数が増加傾向にある。 本市でも、求められる役割を果たせるよう、引き続き体制整備に 努めたい。 ・また、育児支援家庭訪問事業における見守りが必要な世帯が潜 在化していると思われるので、引き続き関係機関等との連携に努 めたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こども教育保育課	1	56	新型コロナウイルス感染症対策（就学前教育・保育の量の確保と質の向上）	①同感染症ガイドラインの改正。 ②私立施設への感染症対策の支援。 ③公立施設における感染予防対策の徹底。 ④特定教育保育施設及び特定地域型保育事業者への確認監査、認可外保育施設への立入指導の実施方法の見直しを検討し、同感染症流行下における就学前教育・保育施設の運営の支援等を行う。	①国や県等の通知を踏まえて、年度内に適宜ガイドラインを改正し、市内就学前教育・保育施設に周知する。 ①・②陽性者または濃厚接触者発生時に、各施設に対し、ガイドラインに基づき休園要請等の必要な支援を行う。 ③公立施設におけるストック状況や感染症流行状況を勘案し、国県補助金を活用の上、適宜衛生用品等を確保し、感染予防対策を徹底する。 ④感染症流行状況を勘案し、確認監査等の実施方法を訪問から書面に変更する等の見直しを適宜行う。	未達成	①市ガイドラインは、年度末に最新の変異株（オミクロン株）の特性等を踏まえた国の対応方針の変更が示された。これを受けて、県の対応も見直され、国県の変更を踏まえて、急遽市の対応の見直しも必要となったことから、改定は次年度に見送った。 ②感染症発生時の対応は、市ガイドラインに基づき、施設・保護者支援を実施。 ③衛生用品の発注も予定のとおり国庫補助金を活用し、一括発注に取組んでおり、3月に納品済。 ④確認監査については、対象園数の絞り込みやオンライン開催等の感染症対策を行いながら実施済。 ①・②・③・④次年度も国県の通知や同感染症の流行状況等を勘案し、同ガイドラインの改定等を適宜図るとともに、感染症発生時の施設・保護者支援、衛生用品の購入、確認監査の実施方法の見直し等に取り組む。
こども みらい 部 こども教育保育課	2	56	安全・安心な給食の提供	①異物混入、食物アレルギー及び調理機器類の点検等、給食に係るマニュアルの改定し、安全・安心な給食を提供する。 ②調理場新設園（大道みらいこども園）の円滑な運営に向けた支援の実施。	①国や県等の通知及び運用の中で発見された課題の整理を行い、年度内に各種マニュアルの改定を行う。 ②令和3年8月運用開始の大道みらいこども園の給食調理場について、園やこども政策課、こども教育保育課管理グループや指導グループ、調理委託業者等と連携し、運用開始前後に必要な助言支援を行う。	達成	①給食提供に係る異物混入マニュアルの改定は、課題整理を行い、年度内に改定済。その他のマニュアルは、次年度以降に必要に応じて改定を検討する。 ②大道みらいこども園への助言指導は、予定のとおり実施し、調理委託業務は8月運用開始済。 ①国通知等を踏まえて適宜、各種マニュアルを改定する。
こども みらい 部 こども教育保育課	3	56	就学前教育・保育施設におけるインクルーシブ教育・保育の推進	①全公立こども園に有資格者の主任ヘルパーを配置し、特別支援教育の充実を図る。 ②医療的ケア児の対応方針を策定及び周知することにより、インクルーシブ教育・保育の推進を図る。	①主任ヘルパーの配置について、R2定数10人/20園に対し、R3定数19人/19園とする。 ②国県通知に基づき、障害福祉課等の関係機関と連携の上、医療的ケア児の対応方針を策定する。 ②対応方針については、令和4年度からの運用を図るため、年度内に市内就学前教育・保育施設に周知を行う。	未達成	①定数は19人/19園であったが、配置数は18人/19園であった。今後、人材確保策の見直し等を行う。 ②障がい福祉課や保健所等の関係課等と定期的に協議を行ったが、感染症対策に伴うBCP等により、対応方針の策定や周知は未達成となった。 ①オンライン面接の実施や公立園の業務ICT化による職員業務負担軽減等により安定的な人材確保に取り組む。 ②引き続き、関係課と連携を図る他、医療専門職員（保健師）の正規化による事業実施体制の強化を行い、対応方針の策定等に取り組む。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	4	56	樋川みらいこども園 の公私連携型移行	①公私連携移行計画に基 づく保護者説明会等の実 施し、公私連携型への移行 を推進する。	①こども政策課と連携し、特定教育 保育施設等に関する取組ガイドラ イン及び公立施設の施設整備及び定員 配置の考え方等に基づき策定する公 私連携移行計画により、6月末まで に保護者説明会等を実施し、令和5 年度の公私連携化を図る。	未達成	①公私連携を行った場合の給食調理業務の継承等について、調理 業務受託事業者との調整等を行った結果、栄養士担当業務の円滑 な移行等で課題があった。また、入園希望者への十分な周知期間 を確保することの他、感染症流行による BCP 等の影響も踏まえ て、公私連携移行年度は令和7年度に変更となった。 ①こども政策課等の関係課と連携し、変更後の公私連携移行計画 に基づき、令和4年度以降実施予定の保護者等への説明会準備に 取り掛かる。
こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	5	58	公立こども園業務の ICT 化に伴う働き方 改革と市民サービス の向上	①公立こども園 19 園の 業務について、ICT 化を図 り、働き方改革とし市民サ ービスの向上に取り組む。	①保護者への緊急時連絡、園児の登 園・降園管理、関係資料作成等の業 務について、業務支援システムの導 入やパソコン設置台数の増等による ICT 化を図り、事務量軽減による職 員の働き方改革と円滑な保護者との 連絡による市民サービスの向上を図 る。 ②当該システムは、全公立こども園 及びこども教育保育課に年度内に導 入する。パソコン等の増設個所や数 量等については、職員配置等を含め て決定する。	達成	①・②年度内に全公立こども園及びこども教育保育課に業務支援 システムを導入済。 ①・②本年度導入のシステムについては、令和4年度を試用期間、 令和5年度を本稼働期間として運用開始する。
こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	6	56	地域子育て支援拠点 の再編・強化	①地域子育て支援拠点の 実施個所や実施方法の検 討、業務の ICT 化を図り、 利便性の向上等による市 民サービスの向上を図る。 ②出前支援を拡充する。	①地域別利用者数の分析等により実 施個所を検討し、令和4年度末まで に第2期子ども・子育て支援計画に 基づき、実施個所数を17か所から 19か所とする。 ①国県補助金の活用による業務の ICT 化を図る。具体的には、子育て 支援講座や職員研修のオンライン化 を図り、パソコン等を年度内に公立 分センター等5か所に設置する。 ②年度内の出前支援実施個所数を 10か所から21か所に拡充する。	未達成	①感染症について、異なる変異株（デルタ株・オミクロン株）の 流行により、地域子育て支援拠点実施個所数等の見直しに必要な 市民ニーズを適切に捕捉することが困難であった。また、感染症 対策を最優先に取り組むため、BCP を行い、公立分センター等へ のパソコン設置は次年度以降に先送りとした。 ②出前支援を当初計画よりも1個所多い22個所で実施を予定し ていたが、感染症流行により休止を余儀なくされ、実施個所数は 19個所となった。 ①・②出前支援の拡充等により、市民ニーズの捕捉を行い、地域 子育て支援拠点実施個所の見直しを検討するとともに、公立分セ ンター等にパソコン設置を行い、オンライン研修や子育て講座の オンデマンド配信等、ICT 化による業務の効率化や市民サービス の向上に取り組む。
こども みらい 部 こ ども教 育保育 課	7	56	夜間保育事業の推進	①公私連携法人との協議 を行い、夜間保育事業の推 進を図る。	①第2期子ども・子育て支援計画及 び公私連携法人との協定書に基 づき、年度内に協議を行い、令和4 年度から若狭浦保育所において、夜間 保育事業を実施する。	達成	①若狭浦保育所開設法人と連絡調整を行い、計画通り令和4年度 から夜間保育を開始する。 ①同保育所利用児を対象に夜間保育（18時半～22時半）を実 施。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こどもみらい部 こども教育保育課	8	56	新型コロナウイルス感染症対策（こども発達支援センターにおける発達支援の実施）	①感染防止対策を徹底の上、巡回指導及び施設支援を実施する。 ②同感染症の影響で、計画変更が必要な場合、センターにおいて個別支援を行い、同感染症流行下における継続した発達支援を行う。	①年度内に、1施設に対し、巡回指導を年2回、施設支援を年1回実施する。 ②同感染症の影響で、計画変更が必要な場合、保護者同意の下、センターにおいて、発達相談、訓練、検査等を実施する。	未達成	①・②変異株（デルタ・オミクロン）の出現等による感染症流行期間の長期化により、度重なる事業計画の延期があり、センター内での業務も予定のとおりの実施が困難であった。その結果、巡回指導は未達成となった。なお、施設支援については、3月末までに計画達成。 ①感染症の流行状況等に応じて、実施スケジュールの変更や電話による個別相談等、実施方法の変更を検討する。
都市みらい部 都市計画課	7	58	景観形成地域における助成金の交付	景観形成地域の建築物等の助成金の交付を景観形成基準の審査及び助成金交付要綱に従い交付する。	景観形成地域において助成金の交付申請のあった建築物を景観形成基準に適合するよう指導・誘導する。 景観形成地域の概要や助成金の内容を周知するためのチラシ等を作成し地域への配布を行う。	達成	・交付申請のあった建築物について、景観形成基準に適合するよう調整し、年度内に2件（1,975千円）を交付した。 ・景観形成地域の概要や助成金の内容を記したチラシ等を年度内に配布する。 ・引き続き景観形成基準に沿った指導・調整を行い景観形成地域内の景観向上を図る。
都市みらい部 都市計画課	8	58	鏡原町地区用途地域の変更	都市計画変更原案を作成する。	関連部署との調整を図り、都市計画の変更原案を作成する。	達成	・関連部署と調整を図り、都市計画の変更原案を作成した。 ・引き続き、法定手続きを進め、次年度に都市計画の変更を行う。
都市みらい部 都市計画課	9	58	石嶺北翔福祉地区地区計画の変更	都市計画変更原案を作成する。	地域住民や関連部署との調整を図り、都市計画の変更原案を作成する。	達成	・地域住民や関連部署との調整を図り、変更原案を作成した。また、都市計画変更の法定手続きを進め、告示を行った。 ・当該地区の住民や関係者等への情報提供等に努め、地区のまちづくりを推進する。
都市みらい部 都市計画課	10	58	古波蔵上線沿道地区用途地域の変更	都市計画変更原案を作成する。	関連部署との調整を図り、都市計画の変更原案を作成する。	達成	・関連部署との調整を図り、変更原案を作成した。また、都市計画変更の法定手続きを進め、告示を行った。 ・沿道の地権者等への情報提供等に努めるとともに、道路建設課や建築指導課等の関係課とも連携し地区のまちづくりを推進する。
都市みらい部 道路建設課	2	58	沖縄振興特別推進事業の円滑な執行	歴史散歩道整備事業について、年度内に総合案内板設置工事を完成させる。 バス停上屋整備事業について、年度内に2箇所の工事を完成させる。 整備内容と位置図について、今年度の実績に合わせて、市ホームページを更新する。	工事発注スケジュールを作成し管理する。工事発注後は請負業者と定期に進捗確認を行い課題整理を行う。 今年度の整備実績について、位置図などのデータを更新し、完成写真を掲載するなど、市ホームページを更新する。	達成	・入札不調や新型コロナウイルス感染症拡大による資材工場製作の遅れなどにより、工事発注スケジュールや工事進捗に遅れがあったものの、年度内に工事を完成し、市ホームページを更新した。 ・予算確保に努め、事業の進捗を図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 道路建設課	5	58	用地補償業務の課題整理	物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、その都度、調査研究を行い、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した課内マニュアルを更新する。	補償基準等で明確にされていない移転補償等の課題について、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と調整し、その都度改善を図り、課内マニュアルを更新する。	達成	- 物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、関係部署や関係機関と連絡調整を図りながら、課内会議等で整理を行い、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した課内マニュアルを更新及びその上位規定である補償基準等の全部改正を行った。 - 改正(施行)日：令和3年10月27日 - 補償基準等で明確にされていない移転補償等の課題について、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と調整し、その都度改善を図り、課内マニュアルを更新する。
都市みらい部 道路管理課	4	59	道路照明灯のLED化	那覇市道の道路照明灯LED化へ向けて、ESCO事業による公募を行い業務委託を締結する。	ESCO事業の公募要項や評価要領及び契約約款等、10月上旬までには契約締結ができるように公募手続きを進める。	未達成	- コロナの影響により、公募要領や評価要領及び業務仕様や契約約款など、先進事例の他自治体からのヒアリング（電話）や資料収集取り纏めに想定以上の時間を要したため、年度内で受託事業者の作業期間（調査～全数取換え）の確保が困難となったため、公募を次年度へ先送りとした。 - 公募要綱や評価要領等の作成を行い、公募に向けた手続きを進める。
都市みらい部 道路管理課	5	56	課内業務報告会の開催	職員個々の業務について、1人年1回グループ長会議にて報告会を実施する。	毎週グループ長会議にて、各G持ち回りで職員担当業務や抱えている課題等の報告を行う。	達成	2月末までに各G職員の業務報告を実施した。 - 課題等の把握を行うため、今後も引き続き、実施して行く。
都市みらい部 道路管理課	6	57	スマートフォン等を活用した市民サービスの向上	スマートフォン等を利用した市民向け投稿システムについては、平成30年度導入したシステム「なはマップ」（所管：情報政策課）を活用し、令和3年3月に本格稼働した。本年度は運用状況を確認し、システムの改善等を行っていく。	本格稼働したシステムの運用状況を確認し、修正箇所や利便性の問題点等の課題を整理し、情報政策課とも調整を行いながら、システムの改善等を行っていく。	達成	- 本年度運用する中で様々な課題が見えてきた。道路以外の投稿については、新たな表示ピンを作成し、対象外である旨のコメントを残すなど、一部改善出来た。 - 本格稼働した道路投稿情報システムについて、利用方法などを分かりやすく説明するためのチラシの作成を行う。また、本市SNS（LINE など）への掲載について関係課と調整を行う。
都市みらい部 花とみどり課	1	58	計画的な公園・緑地整備の推進（事業及び用地・補償業務の執行率の向上）	整備工事及び用地・補償業務の執行率（契約ベース）を90%以上とする。	執行会議を適宜開催し、実施状況の課題等の早期検討・改善を図るなど、執行体制を強化する。	達成	- 執行会議を適宜開催し、執行率（契約ベース）が96.1%となり、目標を達成した。 - 沖縄振興公共投資交付金において、予算要望と比較して厳しい査定が続いており、より効果的・効率的な事業進捗を図る必要がある。
都市みらい部 花とみどり課	5	56	工事現場等の安全管理の向上	安全管理・点検等の徹底により災害・事故をゼロにする。	工事安全パトロールチェックリストを活用したパトロール及び対策会議を定期的に実施する。	達成	- 工事安全チェックリストを活用して安全パトロールを実施するなど、適時、工事現場の安全管理について指導を行い、今年度の災害・事故ゼロを継続中である。 - 今年度同様にチェックリストを活用し、災害・事故ゼロを目標に取り組む。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 花とみどり課	6	58	識名公園の整備促進	令和３年度識名公園整備工事（土木２）を発注し、工事を完成させる。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内に工事を完成させる。 R3. 8月：工事発注 R4. 2月：工事完了	達成	・識名公園整備工事（土木２）はR3. 7. 29に工事契約し、工事進捗や現場管理の徹底を図ったことにより、R4年2月24日に工事は完成した。 ・次年度も引き続き、整備を進めていく。
都市みらい部 花とみどり課	7	58	虎瀬公園の整備促進	令和３年度虎瀬公園整備工事（土木）を発注し、工事を完成させる。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内に工事を完成させる。 R3. 8月：工事発注 R4. 2月：工事完了	達成	・虎瀬公園整備工事はR3. 7. 28に工事契約し、工事進捗や現場管理の徹底を図ったことにより、R3年12月23日に工事は完成した。 ・次年度も引き続き、整備を進めていく。
都市みらい部 公園管理課	3	56	協働によるまちづくりの推進	公園ボランティアとして市民及び企業の2団体以上と締結を行う。	愛護会、自治会及び企業ボランティアの活動状況の紹介など啓発活動を行いボランティアへの加入を働きかける。	達成	・ボランティア募集の掲示などの周知を行い、愛護会を138団体から149団体に増やした（11団体増）。 ・引き続き、愛護会、自治会、企業ボランティアを増やすよう努める。
都市みらい部 公園管理課	4	58	民間活力を活かした公園活性化	R2年度の調査検討業務の結果を踏まえ、R4年度の民間事業者公募に向けた公募資料、公募条件等の検討を実施し、報告書を作成する。	関係部署と調整を行いながら、公募条件等を整理していく。	達成	・新都心公園及び漫湖公園において、民間事業者参入意欲を確認するためにサウンディングの実施や他市町村の事例収集を行うなど民間事業者公募に向けた公募資料、公募条件等を検討し整理した。 ・新都心公園においては事業方針について整理を行う予定であり、また漫湖公園においては、カフェ事業などの公募の実施に向けて取り組む。
都市みらい部 公園管理課	5	56	職員の育成と組織づくり	職場内研修を2回実施する。	課内業務の連携が更に図られ、業務量軽減に繋がるよう、課内研修を実施する。	達成	・令和4年4月に新たに公園管理課に加わった職員を対象に業務研修会を行った。 ・令和4年2月に「利用の方法等」、ISOに準じた職場内研修を実施した。 ・繁忙期に向け課員の協力体制等を構築するための課内研修を実施する。又、庁内外の各種研修へ参加し職員力の向上に努める。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	1	59	農連市場地区防災街区整備事業の促進	・事業組合を円滑に解散させる。	・事業組合の解散までの手続き等について、円滑に進むよう助言や支援を行う。 ・事業組合と那覇市の間で定期的に進捗確認作業を行う。 ・のうれんプラザ管理組合からの陳情である不具合の改善が図れるよう、双方の調整が円滑に進むようサポートする。	達成	・農連市場地区防災街区整備事業組合の解散については、同組合の作成した事業スケジュールに基づき、進捗管理を行い令和3年11月26日付けで県知事より認可された。また、のうれんプラザ管理組合からの陳情については、事業組合にて全て改善済みである。 ・特になし（事業完了、事業組合の解散）

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 まちなみ整備課	2	59	真嘉比古島第二土地 区画整理事業の清算 業務	令和３年度清算徴収予定 金額の、70%以上の徴収 を目指す。	・地権者の相続が発生している場合もあり、関係課と連携しながら各地権者毎の相続人を慎重に調査する。 ・コロナの感染状況等を踏まえ、地権者に対して真摯に説明を行うとともに、地権者などの生活に大きな負担を与えないよう支払い可能な範囲で清算金を徴収する。 ・資金力があるにも関わらず清算金を支払わない地権者に対しては、差し押さえの手続きを検討する。	達成	・令和３年度の清算金の納付率については、92.4%となっており、70%以上の徴収率の目標を達成した。 ・各地権者の資力に応じた対応（少額の分割納付や差し押さえ等）を適宜行う。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	7	56	職員の人材育成と組 織づくりを進める	職員の業務遂行能力の向 上を図る。	・課内における各グループの役割や職務分担について、課内の勉強会を行う。 ・コロナの感染拡大状況を踏まえつつ庁内及び県内外の研修等を受講する。 ・研修等の内容について報告会を行い、業務に関連した知識の情報を共有する。	達成	・５月２７日に各グループの業務内容などについて課内勉強会を開催した（14名参加）。 ・国土交通大学校などの県外研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったが、密集住宅市街地に関する勉強会をリモートで実施するなど、可能な範囲の業務遂行能力の向上に努めた。 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めながら課内勉強会や各種研修を受講することで、職員の業務遂行能力の向上を図る。
まちなみ共創部 建築工事課	4	58	事業執行率の向上	工事・委託の執行計画表に 登録した市営住宅建替及 び各依頼事業の執行率を 年度末で100%にする。	・課内会議を定例で開催して、発注及び進捗状況を把握し、早期の発注を図る。 ・関係部課と綿密な連携により工程管理を行う。	達成	・発注予定の工事・委託を年度内にすべて執行した。 ・次年度予定の市営住宅建替事業及び各依頼事業の執行率（契約ベース）を年度内で100%にする。
まちなみ共創部 建築工事課	5	56	技術職員の育成	調査員又は現場監督員と して経験（3年以内）が浅 い職員に各種研修等を受 講させる。	・日々の業務を通しての技術指導 ・技術研修等への参加 ・優れた建築物等の視察	達成	・コロナ禍の影響で多くの研修会が中止となるなか、参加可能な研修には安全を鑑みながら受講させた。 ・経験の浅い職員に研修等を受講させる。
まちなみ共創部 市営住宅課	1	58	市営住宅の計画的建 替え推進	市営住宅建替事業におい て、今年度は真地市営住宅 の旧棟の解体工事に着手 する。	建築工事課との連携を図り、債務負担行為、国庫請求など適正な事務処理を行う。	達成	・真地市営住宅について、９月から旧施設(合併処理施設等)の解体工事に順次着手した。 ・令和４年度は石嶺７期（南エリア）、宇栄原５期（104戸）、大名４期（103戸）、真地１期(131戸)の本体工事を行う。
まちなみ共創部 市営住宅課	2	59	家賃の徴収率維持	家賃徴収率 99%以上を 維持する。	指定管理者、債権回収会社との連携を密に行い、滞納への早期対応を行う。	達成	・令和３年１２月末時点の住宅使用料の調定額に対する徴収率は72.4%である。平成３０年度～令和２年度１２月末時点における同徴収率の平均は72.3%であり、今年度も同程度の徴収率を維持している。 ・指定管理者、債権回収会社との連携を強化し、徴収率の維持に努める。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 市営住宅課	3	59	市営住宅周辺地域の活性化と建替え資金の確保	石嶺市営住宅活用用地の処分等の方針案を作成する。	石嶺市営住宅活用用地の処分等の方針案検討のための調査、事業者アンケート、関係者ヒアリング等を行い、処分方針検討案を作成する。	達成	・現地調査、事業者アンケート、関係者ヒアリング等を実施し、3 月中に方針案を作成した。 ・引き続き宇栄原活用用地の処分に向けた検討を進める。
まちなみ共創部 市営住宅課	4	59	予防保全的な維持管理による市営住宅ストックの長寿命化	市営住宅ストックの適切な維持管理のため、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、若狭市営住宅外 2 団地において計画的な改善を行い、長寿命化を図る。	施設を使用しながらの工事となるため、入居者に対する周知等を徹底し、円滑な事業執行を図る。	達成	・若狭市営住宅外 2 団地の改善予定案件については、説明会等により入居者への周知を図りながら工事に着手しており、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づく長寿命化が図られた。 ・国費の配分状況を踏まえながら、次年度も引き続き長寿命化を推進する。
まちなみ共創部 建築指導課	1	58	建築物等の耐震化の促進	・令和 3 年 6 月末までに大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画作成業務の実施計画書を作成する。	・大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画作成業務委託について実施計画書を作成し令和 4 年度の予算化を目指す。	達成	・令和 4 年の予算化に向け実施計画書を作成し、採択されたが、国策により令和 3 年度補正予算に前倒し計上した。 ・令和 3 年度補正予算に計上されたため、当初予定よりも早めに第二次スクリーニング計画作成業務に着手できる。
まちなみ共創部 建築指導課	3	58	狭あい道路の整備促進	・ 2 項道路後退済表示板を、年度内に 75 件以上交付する。	・狭あい道路沿いに建築する建築物全てについて事前協議を行う。 ・助成金制度を活用して事業の促進を図る。	達成	・令和 4 年 3 月 24 日現在 82 件の交付があり、目標を達成した。 ・引き続き、狭あい道路の促進を図る。
まちなみ共創部 建築指導課	4	57	道路相談業務のデジタル化	・今年度中に統合型 GIS を活用した道路相談データベースを構築する。	・令和 3 年 12 月までに道路相談の内容を分析してデータベースに必要な情報を検討し、帳票を作成する。 ・令和 4 年 1 月よりデータ入力を開始する。	達成	・令和 3 年 12 月までに道路相談帳票を作成し、データ入力を開始した。 ・統合型 GIS に取り込んだ。 ・常に帳票等の見直し、改善を行い、効率的な運用を目指す。
まちなみ共創部 建築指導課	5	56	職員の職務遂行能力の向上	・課内全職員は、1 回以上、指定研修等を受講する。	・課内全職員は、課長が定める指定研修又は課内研修を 1 つ以上受講する。 ・リモート又はコロナ対策が図られた研修を受講する。 ・当該研修等を受講した職員は、各 G 長に研修報告を行う。 ・建築物及び宅地危険度判定講習の受講を促す。	達成	・コロナ禍の中ではあったが、リモート講習やビデオ研修を活用することにより、全職員について、指定研修の受講を終え目標を達成した。 ・研修機会の均等を図るための業務への配慮が必要である。 ・受講した研修について、課内での共有が必要がある。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	1	56	職員対象の各種研修会の開催	職員の技術向上を推進するため研修会等を年間5回以上開催する。	- 各種研修会の業務スケジュールに則り、経験年数が少ない技術職員を支援する勉強会の開催や国・県等が行う研修会への職員参加を支援する。 - 研修会開催にあたっては、コロナウィルス感染拡大防止対策も講じながら行う。	達成	- R3.4.22⇒土木積算システム研修（市）19名 - R3.5.13&18 技術向上研修会（市）27名 - R3.10.15⇒電子納品 CAD 操作研修（市）10名 - R3.11.12⇒電子納品保守管理システム研修（市）14名 - R3.11.17⇒「公共工事のルールと最近の話題」芦田技術士（大阪技術振興協会）による講話（監査事務局タイアップ）（市）41名 - 建設工事に関する基礎的な研修を引き続き行うとともに、最先端技術の活用などについても情報を共有出来るよう今後も各種研修を行い、職員の技術の向上に繋げていく。
まちなみ共創部 技術総務課	2	58	那覇市優秀建設工事表彰	那覇市優秀建設工事表彰要綱に基づき、優秀な工事を施工した建設業者を表彰する。	- 要綱に基づく表彰の対象案件を、関係各課へ推薦書の提出を依頼する。 - 提出された案件の現場及びその推薦内容などの確認や調整を行ったうえで、表彰に該当するか選考委員会に諮り、表彰を行う。また、パネル展を開催する。 - 表彰式にあたっては、コロナウィルス感染拡大防止対策も講じながら行う。	達成	- 各課からの推薦案件をもとに、選考委員会を7月13日に開催、土木4件、建築8件、機械4件、電気4件の20工事を選定し、8月4日に那覇市長定例の記者会見で那覇市優秀建設工事表彰の発表を行った。 - 今年度においては、コロナウィルス感染拡大防止を考慮し、個別に業者を招き表彰状の授与を行なった。 - また、8月10日から13日まで優秀工事を紹介するためのパネル展示を1階ロビーにて行ったり、那覇市HPにおいても公表を行った。 - 建設業者の技術力アップに繋がることから継続していきたい。
まちなみ共創部 技術総務課	3	56	建設工事の検査のためのガイドライン案として精度を高める	建設工事の検査のために作成したガイドライン（素案）から、検査実行に対応した必要な項目をわかりやすく整理し、実施に向け活用できるガイドライン（案）を作成する。	- 技術検討委員会のワーキンググループ（WG）において、検査に必要な細やかな視点、審査項目・評定に至るまで、国県の要領要綱等に基づき作成。 - 検査規定、検査要綱、工事成績評定要綱等を踏まえ、新たな指針や基準書などと照合・検証を行い、新技術も考慮した内容とする。 - 検査に関するフロー図、チェックリストの作成を行い、実施に向け活用できるよう、具現化したガイドライン（案）として精度を高める。	達成	- 各分野（建築、機械、電気、土木）における建設工事の検査のためのガイドライン案を作成した。 - ガイドラインに則った検査ができる体制を構築すると共に当ガイドラインを周知することで、検査を受ける立場の監督員等スキルアップに繋げていきたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	4	58	地籍の明確化（認証請求・取得など）	・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」地区については、地籍調査事業の成果に係る認証を取得する。 ・「字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目」及び「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区については、地籍調査の成果の閲覧業務を行う。 ・「港町 4 丁目」及び「西 3 丁目」については、一筆地調査を行う。	・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進め、県から認証を取得する。 ・「字宇栄原・宇栄原 4,5,6 丁目」及び「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」の 2 件については、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱、地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注し、地籍簿及び地籍図の閲覧や申出等による修正などの業務を行う。 ・「港町 4 丁目」及び「西 3 丁目」は、地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注し、事業説明会を行いながら一筆地調査を行う。	未達成	【未達成】 字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目地区 認証請求に向け、県、コンサルタントと調整を行っていたが、コロナ禍における作業の見直しにより、認証請求を次年度に行うこととした。 【達成】 ・字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目地区 R3.11.15 業務委託契約 ・「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区 R3.7.20 業務委託契約、 ・両地区とも成果の閲覧業務を行った。 ・港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目地区は、成果の認証請求を行った。 ・港町 4 丁目地区 R3.6.8 業務委託契約 ・西 3 丁目地区 R3.7.6 業務委託契約 ・両地区とも地権者による一筆地調査を行った。 ・字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目地区について、確実に成果の認証を取得するよう取り組む。認証取得後は、法務局へ成果を送付する。 ・字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目地区については、成果の認証請求・取得に取り組み、認証取得後は、法務局へ成果を送付する。 ・港町 2 北、3 丁目・曙 3 丁目地区については、認証取得後、法務局へ成果を送付する。 ・港町 4 丁目、西 3 丁目地区については、一筆地調査に基づき、地籍測量を行い、地籍図及び地籍簿の作成準備を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	6	56	職員の業務遂行能力の向上	窓口業務を習得する。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定の受付及び交付 ・町界町名図の販売 ・地籍調査の成果等の閲覧及び写しの交付	・OJTを実施する。 ・業務マニュアルに沿って業務を行う。 ・課題等について、情報の共有を図り、改善を行う。	達成	・住居表示や地籍調査実施に伴う窓口業務対応の確認を行った。 ・グループ間の情報共有を図ることで、担当職員不在時に適切に業務対応を行った。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定の受付及び交付 ・町界町名に関する問い合わせ（R3.11.16 実施） ・住居表示設定等の現場確認（適宜実施） ・地籍調査の成果等の閲覧及び写しの交付窓口業務の研修（R4.2.4 実施） ・人事異動等もあることから、課内で引き続き OJT を実施し、窓口や電話の市民対応が出来るよう情報共有を行う。
会計管理者 出納室	1	58	適正で円滑な出納事務の遂行	工事請負費等の負担行為の確認及び支払は最優先で行い、支払遅延を防止する。	・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は、受付日から 3 日以内（休日を除く）に確認・確定処理をし、担当課へ返却する。 ・返却の際は、支出命令書へ支払期限を記載するようメモを添付する。 ・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある工事請負費や委託料等の前金払の支出命令書は最優先で審査・支払処理をする。	達成	・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は、特に意識して取り扱い、受付日から 3 日以内で確認・確定処理ができている。 ・支払いについても最優先で審査・支払処理をしている。 ・今年度と同様な取り組みを実施し、スムーズな支払処理につなげる。
会計管理者 出納室	2	56	会計規則等の整備	3 月末までに会計規則を改正する。	・見直しが必要と思われる事例の収集 ・内容の検証 ・会計管理者が特例と認める場合の判断基準の整備 ・規則改正の手続き	達成	・指定納付受託者制度導入に関する規定の整備、請求書への押印等に関する規定の見直し、歳入事務手続きに関する規定の見直し等を行い、那覇市会計規則の一部を改正する規則が令和 4 年 1 月 26 日に公布された（令和 4 年 4 月 1 日施行）。 ・規則の一部改正について、令和 4 年 2 月及び 3 月に各所属長あて通知を行った。 ・請求書、領収書の押印について、引き続き国の動向とあわせて先進自治体等の情報を収集し、検討を続ける。また、電子契約の導入に向け会計規則等の整備を進める。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
会計管理 者 出納室	3	58	債権者登録申請書の 押印見直しの検討	個人債権者の債権者登録 申請書については、3 月末 までに押印省略とする。	【個人債権者】 ・押印省略とする場合の確認方法の 検討 ・申請書様式の改正 ・各課への周知 ・市民等への周知（ホームページ等） 【法人債権者】 ・押印省略することが可能か、引き 続き先進自治体等の情報を収集し、 検討を続ける。	達成	・個人債権者の債権者登録申請書については、押印廃止すること とし、令和 4 年 3 月に各所属長あて通知した（令和 4 年 4 月 1 日取扱い開始）。 ・新様式を令和 4 年 4 月 1 日にホームページの債権者登録のペ ージに掲載する。 ・法人債権者の債権者登録申請書について、押印省略が可能か、 引き続き先進自治体等の情報を収集し、検討を続ける。
消防部 救急課	1	56	救急隊員教育訓練 「第 5 次那覇市総合 計画の取組」	救急救命士の処置拡大に 伴う、救急隊の現場活動時 における連携強化及び技 術の向上を目的に、訓練実 施要領を 10 月までに作 成し、3 月末までに実施す る。	救急課を中心に教育訓練を実施す る。	達成	令和 3 年 11 月、12 月の間、各隊非番日に現場活動時における 連携強化及び技術の向上を目的に訓練を実施した。
消防部 救急課	2	58	救命講座普及啓発推 進事業 「第 5 次那覇市総合 計画の取組」	感染症流行時の応急手当 について、リモート （ZOOM 等）講習会を 3 月末までに 10 回以上実 施する。	普及員及び小中学校を含めリモート 講習会を実施する。	達成	リモート講習会回数、受講者数 合計 10 回 149 人 ・9 月 2 回 87 人 ・10 月 1 回 10 人 ・11 月 5 回 37 人 ・2 月 1 回 5 人 ・3 月 1 回 10 人
消防局 警防課	1	56	火災戦術マニュアル の策定	・ワーキング G の設置要 綱を制定し、5 月～6 月ま でに結成する。 ・年度内（R4. 3 月まで） にマニュアル策定し検証 する。	・ワーキング G において取りまとめ、 マニュアル策定後は、効果確認訓練 などを通して検証を行う。	達成	【達成内容】 ・那覇市消防局火災防御マニュアル基本編 策定 ・那覇市消防局救助マニュアル基本編 策定 ・那覇市消防局救助指導会入門編 策定 ・那覇市消防局流水救助マニュアル編 策定 ・那覇市消防局 NBC 災害活動計画 改定 ・那覇市消防局 BC 災害活動マニュアル 改定 【次年度の取組】 令和 3 年度に制定したマニュアル及び計画を基に訓練を実施し、 修正等の必要があれば、令和 4 年度ワーキング G にて再修正を行 う。
消防局 警防課	2	56	救助部隊の効果確認 訓練の実施	・効果確認実施要綱の策定 ・年度内に救助部隊を対象 に効果確認訓練を実施す る。	・訓練計画（審査要領含む）を策定 し年度内に訓練を実施	達成	【達成内容】 令和 4 年 3 月 22 日（火）に本局救助隊員 36 名（内予備隊員 6 名）を対象に第 1 回救助隊訓練効果確認を実施。 【次年度の取組】 救助隊効果確認訓練の内容を検討し、第 2 回救助隊効果確認を実 施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
生涯学習部 総務課	1	58	「申請書等の押印見直し方針」に基づく取組の実施（市総務課に準ずる）	見直し状況について取りまとめ、市総務課へ報告する	・見直し方針を委員会内に周知し、各所属にて見直しの可否について検討し、報告を受ける（5月） ・「見直し方針」の進捗状況の確認を行う（随時） ・委員会内の見直し状況を取りまとめ、市総務課へ報告する（年度内）	達成	・4月：各所属長あて「押印見直し方針」を通知、押印見直しへの取組、「申請書」の押印状況確認を依頼。 ・5月：各所属から提出のあった「押印状況」を基にヒアリングを実施し、共通認識を図った。 ・10月、1月：2回目、3回目の調査及び取りまとめ。 ・3月：取りまとめた調査結果を市総務課へ報告。 ・今後も「見直し方針」の周知と、継続した押印見直しを各課へ求める。
生涯学習部 中央公民館	1	58	2.家庭教育力の充実（乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室）	公民館主催の乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室の受講者の満足度98%	乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室参加対象者の学習ニーズの把握に努め、魅力ある学習プログラムを作成する。	未達成	・令和3年度受講者の満足度は96.3%で目標達成はできなかったが、コロナ禍で対面式の講座開催が難しい状況でも、対面とオンラインを併用することで、学習機会の提供を継続できた。 ・家庭教育の課題は様々であることから、いろいろな視点で講座を開設し、課題解決に向けた機会を提供していく。 ・コロナ感染対策だけではなく、講座内容がオンライン形式に有効な場合には活用していきたい。
学校教育 部 教育研 究所	1	58	各学校における情報教育機器の迅速な保守点検・整備	① 学校からの機器障害対応依頼にはすべて迅速に対応する。 ② 情報機器の修繕や校内LAN等の新設など、計画的に予算計上及び執行を図る。	① 保守員による即応体制を構築する。 ② 次年度の予算確保に向けて、事前に各学校からの要望を聞き、内容について検討する。	達成	① 情報機器等の障害について、研究所職員及び機器の保守管理事業者、さらには関係部署等との連携により、迅速に対応できたと。今後も、障害に対して迅速に対応できるよう関係機関等と連携を図っていく。 ② 今後も職員間で各学校の状況等を共有し、最適な予算配分、重点執行等を図っていく。
学校教育 部 教育相 談課	1	58	1.子どもの貧困対策の推進	各小中学校に子ども寄添支援員（SSW）を配置し、必要な支援につなげる。年間目標 380 人（R2 年度実績_年間 441 人支援_R3.3.31）	子ども寄添支援員により、貧困家庭（準要保護世帯等）で不登校等の児童生徒の置かれた環境を確認し、学校・行政・家庭・地域等と連携して、就学援助や生活保護などの各種支援制度の案内、不登校等などの児童生徒については、居場所の提供等、必要な支援ができるよう関係機関へつなぐ。	達成	【達成理由】 ・支援に必要な知識の習得として研修を実施。令和3年度は特に「効果的な支援方法を学ぶためのアセスメント研修」を重点的に行った（アセスメント研修3回）またオンライン研修等も活用し、目標を上回る18回の研修を実施。 ・コロナの感染対策に留意しながら電話等も活用し、年間を通じ継続した支援ができるよう学校や関係機関と連携しながら、児童生徒への支援を行った。（児童生徒への支援数 698 人） 【次年度の取り組みや改善策】 ・コロナ過において、感染対策に万全を期するとともに、困り感を抱える世帯の状況把握に努め小中学校と情報共有を行う。支援が途切れることのないよう関係機関と連携しながら必要な支援を実施する。 ・コロナ禍で貧困世帯の増が見込まれる中、新たな制度や社会資源について情報を獲得し、必要な知識や技能の確保に努め、資質向上に向けた研修等を継続的に実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
学校教育 部 教育相 談課	2	58	不登校対策の推進	不登校児童生徒が抱える 要因を分析し、関係機関と の連携等により、児童生徒 の社会的自立に向けた支 援を行う。 目標水準：相談機関につな がっていない不登校児童 生徒の割合：小 21%、中 18%（R2 実績小 34.9%、中 23.4%）	学校の現状把握のための訪問や登校 支援リーフレットの活用、不登校対 策委員会や不登校対策研修会の開 催、相談室（はりゆん）や自立支援 教室（あけもどろ・きら星・むぎほ 学級）の実施及び運営、教育相談支 援員の配置等を行う。	達成	【達成理由】 ①アセスメントを行い支援計画を立て支援を実施し、教育効果を検証しながらスパイラルな支援を行えるように取り組んだ。 ②年度初めに毎年実施の学校訪問を感染症対策をしながら実施し、不登校児童生徒の対応や問題行動等の情報交換を行い、教育相談課や他機関へのつなぎ等を図った。毎月、不登校等対策委員会を開催し不登校の現状や自立支援教室での受け入れ状況などを確認しながら協議を進めた。 ③自立支援教室での支援が決まった児童生徒へは、学校調整を行い、個別の支援計画を立てるために情報交換を行うとともに、学校の支援方針や、相談室・空き教室の運用、居場所づくり等について確認し、必要に応じて助言を行った。 ④不登校対策研修会は第 1 回 8 月、第 2 回 1 月ともにオンデマンドによる開催。アンケートで回答があった各学校の効果的な取り組みについては、他校へも周知し不登校児童生徒の支援の充実を図った。 ⑤「R3 年度なは市登校支援リーフレット」を年度初めに全小中学校へ配信し、周知徹底を図った。 【次年度の取り組みや改善策】 依然不登校児童生徒の増加が課題であるが、対象となる全ての児童生徒が学校内外での支援に繋がるよう働きかけていく。文科省通知に添った支援に向け、登校支援リーフレットを改訂し、理解と確実な実施を周知する。
学校教育 部 教育相 談課	3	58	学習支援室での学習 支援推進	学習支援室（ていんぼう） で不登校児童生徒や過卒 生に対する学習支援を行 うことで、登校復帰や社会 的自立を促す。 目標水準：相談機関につな がっていない不登校児童 生徒の割合：小 21%、中 18%（R2 実績小 34.9%、中 23.4%）	学習支援室（ていんぼう）に学習支 援員（教諭）を配置して、個別又は 少集団形式で学習支援を行う（12～ 3 月は高校受験対策のため夜間も実 施）。	達成	【達成理由】 ・計画どおり 5 月と 10 月に学校訪問を実施。事業の趣旨を周知するとともに生徒の情報交換を行うことで、早めに来所する生徒との信頼関係を築くことができた。 ・生徒の要望に応じて、支援時間内にアドバイスをしている。各チームと連携しながら、2 月下旬に模擬面接会を実施。 ・生徒一人一人の出席・学習状況報告書を作成し、翌月上旬に在籍校へ提供し、学校内での当該生徒の支援や評価等にも繋げている。 ・夜間・通常支援利用者数(中学 3 年生・過卒生)：60 名(33 名) 【次年度の取り組みや改善策】 新型コロナウイルス感染症の感染対策を徹底し、高校入試に向け更なる学習支援の強化のため、利用者一人一人の個に応じた支援の充実を図る。